

- 一 爲曲事候、尤名主組頭可爲越度事。
- 一 川除並水留置候處、我儘に切落申間敷候、不切落候而不叶訴有之候は、訴出可申候、利害吟味之上落し、其場所丈夫に築可申候、疊相仕水出之時分押切候は、可爲曲事候事。
- 一 水出候時分大川谷川内堀之水餘り、田畑損し候は、名主組頭長百姓立合、見合仕所人足を以當座に普請可仕候、若大變地に成候は、早々可申出、可遂吟味候、其時分不申出、重而田畑損候由申出候共、年貢無難之積り申渡、名主組頭可爲曲事。
- 一 普請扶持方人足遣ひ候は、當座割渡名主方を受取證文取置可申候、右扶持方を以諸役出方に引次可申と名主申候は、百姓方より可訴出候事。
- 一 火事出來候は、郷中之もの火消道具を持馳付、精出し消可申候、若出會不申者在之候は、穿鑿之上可爲越度事。
- 一 知行所に而惡黨者在之候而、なりをたて申者在之候は、郷中出會搦捕可申候、並郷中堂宮山林等に怪敷ものか、まり在之候を見出し候は、郷中相談仕搦捕早速訴出可申候事。
- 一 不依男女脱落もの郷中へ參候は、捕置早速可訴出候、先々より構有之由届在之は、早速寄合致詮義申出、得差圖埒明可申候事。
- 一 手負之儀は不及申、郷中に而あやまち致疵出來いたし候もの當座可申出候事。
- 一 往還之者路次に而相煩居候は、見のかし捨置申間敷候、名主百姓立會其者之名ならひに國處宿等承届、近所之家人引込看病いたし置、早速其者之宿所へ可申越候、假令乞食非人に候とも郷中にて行倒相果候者有之候は、様子相改早速に可申出候事。

- 一 捨子捨馬等仕候もの於在之者、組中より可申出候、自然隠置他所より相顯においては、名主組頭五人組迄可爲越度事。
- 一 親類縁者に候とも、他所之者人主請人に立申間敷候、郷中之者奉公に出候者、親類縁者名主五人組之内請立、年季之内如在なく奉公相勤申様兼而可申付候、若不意之儀有之候て、六ヶ敷義有之候は、人主請人立會急度埒明可申候事。
- 一 所之林にて竹木枝葉にても伐間敷候、若みたりに伐採候もの於有之は、其者は不及申、名主五人組可爲曲事。
- 一 林之竹木風折根通り候共、訴出差圖次第に可仕候、隠置申間敷事。
- 一 村々五人頭之儀彌堅く申合耕作可精出候、作之時分相煩候もの在此之候は、仲間助合荒し不申様可仕候、惣而耕作樂にはけみ可申候、若不精にいたし候者在之候は、異見を加へ夫にても用ひ不申候は、名主方え相斷、猶又急度爲申聞、其上少も不埒に候は、其旨可訴出候、男女とも作間は相應之稼いたし可申事。
- 一 鐵炮之事彌前々之通御法度之趣、急度可相守候、弓矢之儀是迄之通猥之儀無之様可致候、若猥之儀於有之は、吟味之上可爲越度事。
- 一 博奕三笠附等前々より堅御法度に候之條、下人に至まで急度申付、假初にも賭之諸勝負爲仕間敷候、相背ににおいては同類悉乞詮義、宿仕候者並に名主組頭可爲越度、勿論、博奕事より出來候出入を別儀になそらへ、公事訴訟等仕候は、後日相知候共吟味可爲重科事。
- 一 百姓並に寺社領山林四壁共に竹木猥に伐採申間敷候、破損作事等の儀に付もの入子細有之候は、竹木員數書

- 付を以名主組頭方え相斷差圖可_レ請事。
- 一 未進仕候者於_レ在_レ之は、其者之暮方人馬之數相改且また前々も未進仕候歟、五ヶ年以來之名主庭帳を以遂_二吟味_一委細可_レ訴_レ之、吟味之上答可_二申付_一事。
- 一 質地之儀村役人急度相改、御定之通り相違無之様取扱可_レ申候、村役人之質地は役人仲間又は隣村名主等可_レ致_二加判_一事。
- 一 御朱印地之寺社領田畑質物に書入候共取申間敷候、假令證文等に在_レ之候共、御朱印之寺社領一切取申間敷事。
- 一 前々御法度度々田畑永代賣買彌以て堅仕間敷候、自然相背出入之節相知候は、右田畑取上賣主買主共に可_レ爲_二越度_一事。
- 一 野山論水論之類立合相糺候儀、村一同之儀に候は、村中相談之上可_二取斗_一候事。
- 一 徒黨並に逃散等之儀前々より御公儀御制禁之事に候條、急度相守若願之儀在_レ之節は、其者並に村役人差添可_二願出_一候、萬一村役人え對し申分有_レ之訴出候節は、五人組之内申合可_二申出_一候事。
- 一 公事訴訟事有_レ之候節、村役人共遂_二吟味_一利害隨分申聞せ、内々にて事濟候様可_レ致候、是等之儀に付江戸表々出候は、村入用當不_レ可_レ然候、乍去片押成後決而不_レ可_二取斗_一候、名主組頭惣百姓打寄理非分明に令_二相談_一相濟候様可_二取斗_一候、若内濟難_レ成儀に候は、訴訟人之心次第可_二差出_一事。
- 一 其身一分之出入にて江戸へ相詰、出入相濟候迄之諸入用金村中え割賦仕間敷候、勿論他領との出入に候とも一分立候儀は可_二爲_一同斷、但村一同之ためにも可_二相成_一出入に候は、可_二爲_一格別_一事。
- 一 他領之もの、公事訴訟事に親類縁者たりとも、一切影にて取持申間敷候、後日に腰押仕候儀相知候は、急度可_二申付_一、勿論知行内之出入在_レ之節も、他領之もの腰押爲_レ致間敷事。

- 一 出作之者他之村方に而不法之儀無之様、兼て可_二申付_一候事。
- 一 知行所百姓勤候者、他領にも田地有之候而、其身は他領之百姓相勤度存故、此方之持高は惣領に讓置上は、譯立候儀と存、無_レ斷他領え越候者於_レ有_レ之は、名主組頭五人頭共に不念に候之間、吟味之上答め申付候、勿論右之通願候者在_レ之候は、他領所何様之子細に而田地所持仕と申譯他領之名主組頭と此方名主組頭儲成證文差濟並に惣領に田畑不_レ殘相渡、永代出入申分無之旨證文取可_レ請_二差圖_一候事。
- 一 高拾石以下之百姓みたりに次男等へ配當すへからず候、惣領之外は成人次第奉公に出し、面々之器量次第に勵み渡世可_レ仕候、若又盲目に候は、惣領たりとも田畑わけず、持高不_レ殘次男へ譲り、もうもくの子は養ひ置口すぎ在_レ之様可_レ仕候、其者望にて座頭仲間え入候は、官金等分限相應可_レ致、過分之合力仕間敷事。
- 一 年々溜堀破損繕等並に川除は前々之通、百姓可_レ爲_二普請_一事。
- 一 親類縁者之浪人在_レ之男女共にのかれざる譯にて、縁次第に他へ罷出候内養ひ候儀在_レ之候は、當分之儀たりとも、如何様之子細にて宿仕候段並に宗旨等名主組頭之吟味書付可_二差出_一事。
- 一 有來者之外に親類縁者たりとも、新規に家作致し候は、其段相届可_レ申候、尤其身に應じざる普請仕間敷事。
- 一 衣類之儀、布木綿斗可_レ着_レ之、其外は糸り帶等にも一切絹袖以上仕間敷事。
- 一 僧侶共に他所之者に一夜之宿も仕間敷候、たとへ好身之者たりとも、他所に而義絶いたし候ものは先きより儲成證人無_レ之候は、一時も不_レ可_二差置_一、尤不_二見届_一惡黨もの等隠置候儀在_レ之においては、名主組頭可_レ爲_二越度_一事。
- 一 有來神事など他領一同之申合に候は、遂_二相談_一舊例相用候内にも成たけ隨分軽く取斗ひ、其身に不似合結構成儀一切仕間敷事。

附、神事遊び事によせ、假初にも賭之勝負事仕候者在之におゐては、後日に相知れ候とも、急度可爲越度、並に前々致し來らざる新法之神事佛事堅く可爲無用事。

一 自他之百姓年貢方訴訟のために、所を明け脱落仕候ものを一時成共宿仕間敷候、於相背は穿鑿之上可爲越度事。

一 證據證文無之貸方借方之公事不取上候間、申出間敷事。

一 名主組頭を對し、小百姓申分有之、名主組頭方難澁之躰在之は、知行所之内外村之名主組頭を可申達候、其名主組頭より双方之意趣分明に相糺し、内々に而不濟儀に候は、可訴之事。

一 嫁取掣取之節、馬駕籠等に乘美々敷致、少しも奢たる儀堅仕間鋪候、一汁一菜にて隨分小躰に可致候、勿論樂に祝儀取かわし候儀も同前之事。

一 惣而不依何事、出會又は自分宅にても大酒仕間敷候、祭禮法事祝儀振舞等に至迄、不可及亂酒に、若相背醉狂有之は、客亭主共に可爲越度事。

附、市町へ出大酒致へからず候事。

一 檢見並に年貢取立に役人罷越候節、馳走料理ケ間敷儀等決而不仕、一汁一菜たるへし、尤所に有之候もの外は、輕きもの成共買調申間敷候、酒肴は會而不可出之、役人え何にても音信土産堅不可出之事、

附、役人共非分成取斗いたし、又は無心ケ間敷義申退け惣而不宜趣に在之候は、ひそかに書付封印いたし、江戸表屋敷を可差出候、尤申立候通り相違無之においては、訴候當人難義に不相成候様取計ひ候事。

一 此方より役人參候節、勝手え大勢詰候て、無用之隙を費し申間敷候、勿論内證にて料理酒も仕間鋪事。

一 衣服常々分限に應し、過分之身持不致、惣而五穀之費申儀、一切仕間敷事。

一 伊勢參宮湯殿山參其外西國順禮物詣之ため、他國仕度旨申者在之候は、名主組頭令吟味、身上不成者借金杯にて存立候儀に候は、無用に可致候、勿論商事杯にて他國いたし候とも、其度々名主組頭を急度相届可請差圖事。

一 月待日待遊山ケ間敷儀に人集め等仕間敷事。

一 村入用之儀、成たけはふき、至極吟味之上、割退け候分は、毎年正月前年之入用帳認め、惣百姓を委細申聞せ銘々印形取可差出事。

一 年貢米之儀、定例之通儀に入候中札に、俵入升目國郡村付記、米主米見升取名主組頭名印いたし可入之、上は札には國郡村名米主名前相認め可申候、尤餅米大豆同斷之事。

一 俵入之儀は、本石三斗五升に差米欠米に四斗入納、口米は定法之通可納之候、江戸着之節賞目相改廻し、俵斗立欠米在之候は、其村切りに其俵數次第、右不足米割退け候間、此旨可相心得事。

一 納米江戸廻り之儀、其村向寄之河岸より可令出、運賃之儀御定之通可渡之、上乘儲成候もの吟味仕、入念可相廻候事。

一 取箇之儀、百姓仲間而、他領割付と見合候は、定而高下在之、御仕置取斗ひ等相違之儀も可有之候、取箇之高下御仕置筋取斗、善惡ともに他領之仕方に構ひ無之、其年々出來方に隨ひ、取箇相極め候條、違背仕間鋪事。

一 年貢並に村入用之類、役人立會遠吟味、百姓へも銘々讀聞せ得心之上、印形取年貢請取候節、米金多少によらず請取、書付に印形いたし遺之、割返し候節も、百姓より請取印形取置可申上候、假令前々様之儀無

之候とも、元文五申年御料私領一同、右之通急度可相守旨、被仰出候事に候條、已來急度相改め、割付も銘々見え讀聞、惣而百姓疑無之様、諸勘定明白に可仕候事。

一、畑金納方夏成六月晦日限、秋成九月十五日限、冬成十一月晦日限年々急度可相納事。

右御條目之趣拜見仕、則名主組頭小百姓入作百姓並に水吞召仕等に至迄急度相守、被仰付候通毛頭相背申間鋪候、尤右御定書五人組帳に記置、毎春正月中小百姓え讀聞奉畏候段、書付毎春差上可申候、後日連判仕差上申候處依而如件。

安政五年三月

備考 この古文書は、今より七十六年前に於ける現時の安房郡天津町大字天津の「御條目五人組帳」である、この

「御條目五人組帳」によつて當時の社會組織及び當局の社會教育に對する法制上の態度並びにその綱領が窺はれる。この原文書は、石川謙氏の所藏にかゝるものを借寫し、本卷に収録することとした。

組合假規則 郷黨の自治團結するは人間生活の自然の情である隣保協和し自治自活することによつて、人は老幼男女を問はず、不知不識の裡に物を知り、心を練り、互に切磋琢磨の効を積み、家庭生活の充實、社會生活の向上を期することが出来る。社會が發達し、美化されることによりて、また個人が受くる感化利益も莫大である。此の個人對社會の相關をはつきり認識されたものが彼の五人組制度である。徳川氏の末世まで此の制度はあつた。かくて邑里の秩序は勿論、社會共存の本義は自然と立つてゐたが、一度此の制度が廢れてからは社會に自然の制裁なく相互の檢束は緩み遂に各種の方面に其の弊害が簇出することになつた。縣令柴原和は明治九年十月に新に組合法を定め、之れを管下に實施した。これを組合假規則といふ。縣丙第三百九十七號を以て區長戸長に布達し

て曰く

邑里伍組ノ遺法廢シテヨリ隣保協和人生共存スルノ道ヲ失ヒ互ニ其損害ヲ被ラシムルモ恬トシテ怪マサルニ至ル彼ノ葬式又ハ袴着紐解等ノ祝ニ近隣縱飲放食シテ其主ニ莫大ノ浪費ヲ消耗セシムル等是ナリ、又其レノミナラズ邑民ノ安寧ヲ傷リ風儀ヲ亂シ遂ニ其身體財産ヲ併セテ亡滅シテ其餘害ヲ他人ニ施コスモノアルニ至ル然ルニ其近隣ノモ互ニ相告ケ相誡メテ禍害ヲ履マシメサル様ニ常ニ注意協力スルコト太ダ尠シトス目前己レニ損失ナケレバ他日或ハ障害ヲ被ムルアルモ一切舍テ、之ヲ省ミザルナリ豈人情ニ乖ラズヤ是教導ノ普及セザルニ由ルモ彼ノ伍組ノ法廢スルガ爲ニ邑規ノ檢束スルトコロ無キヲ以テ此ニ至ル原因モ亦無キニシモアラズ故ニ逐次ニ組合ノ法ヲ施行シテ管下人民ニ各自其義務ヲ盡シテ隣保協和シ人生共存スルノ道ヲ立ルコトヲ得セシメントス、因テ嚮ニ先ヅ第八九大區内ニ差向キ組合規則ヲ施行セシメ導テ第一回ノ大區會議ニ於テ此事ヲ審議シテ之ヲ實施センコトヲ乞フ 下略

今其の組合の組織をあけると

一、組合ハ毎町村ノ戸數ヲ區分シテ大率十戸内外ヲ以テ一組トナスモノトス、但寄留人ト雖モ一竈ヲ占ムルモノハ其寄宿地ノ組合ニモ組入ルベシ

二、組内戸數増減アルモ拾五戸以下五戸以上ナレバ其組ヲ變更セザルモノトス

三、一組ニ組長一名ヲ置キ其組内五戸毎ニ伍長ヲ置クモノトス

四、組長及伍長トモ其組内公同ノ撰ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

而して其の組長及伍長の任務をあけると

一、組長ハ官省及縣廳ノ布達並區戸長ノ告示ヲ區内毎戸ヘ説示會得セシメ且法律及諸規則ヲ遵守シテ違犯スルコト

無ラシムル様注意スベシ

- 二、組内ニ死亡出產失踪人又ハ轉籍或ハ隱居並相續縁組等アレバ組長ハ例ノ如ク届或ハ願書ヲ作ラセ連署シテ其筋ヘ差出サシムベシ
- 三、組内ニ賊難ニ遭ヒ遺失物等ノ類アル時ハ例ノ如ク速ニ届書ヲ作ラセ組長連署シテ其筋ヘ本人ヲ以テ届サスベシ又鬭争等ニテ被殺人アラバ同斷其親戚ヲ以テ届出檢使ヲ受サスベシ
- 四、組内ニ水火震災等非常ノ變ニ遭ヒタルモノアレバ組長用掛立會其罹災ノ本人ニ届書或ハ願書ヲ連署シテ其筋ヘ差出サシムベシ
- 五、組内ニ孝子節婦或ハ學校病院貧院等へ寄附スルハ勿論其他衆ニ優レ奇特ノモノアラバ組長之ヲ具狀シ其筋ヘ報告スベシ
- 六、組内ニ恒産ヲ守ラズ放蕩遊惰又ハ貢租區費ヲ納メズ學齡ノ子弟ヲシテ無故學ニ就シメズ其他家内不睦等心得違者アル時ハ組長ニ於テ其本心ニ歸リ人タル義務ヲ盡ス様懇々説諭ヲ加ヘ若シ肯セザル者ハ其筋ヘ具申スベシといふのであつて組合一同の心得としては
 - 一、組合中ハ一家族ノ如ク惻切ニ親睦スルヲ以テ旨トシ吉凶相問ヒ艱難ハ相助クベシ
 - 二、組合中ハ組長ヨリ以下同一ニ義務ヲ盡シ且互ニ忠告シテ遊逸放蕩又ハ家内不睦或ハ貢租區費ヲ納メサル等心得違ノモノ及無益ノ奢侈ヲ作シ自然組合中風儀ヲ紊亂スルモノアラバ互ニ教誡ヲ加フベシ
 - 三、組合中ハ互ニ節儉スルヲ以テ旨トシ何品ニヨラズ贈遺餽酬或ハ酒食ヲ侑メテ其歡心ヲ結ブ等無益ノ費用ヲ作スコトヲ固ク禁ズベシ
 但葬式或ハ祭禮又ハ袴着紐解其他節句ヲ祝賀スル等ニ托シ無益ノ飲食ヲ侑ムルコトハ組合中最モ互ニ之ヲ禦ムベシ

四、組内安寧及取締ノ爲メニナルコトハ何事ニヨラズ互ニ協議シテ其義務ヲ盡シ人間共存ノ道ヲ立ルヲ要スベシ
 以上は其の大體の申合せである。縣は管下に逐次組合の法を施行し人民に各自其義務を盡して隣保協和人生共存するの道を立てた。此の規則の實施せらるゝや郷黨の風儀改まり年少の子弟も互に其交友感化の力によりて善導せられ往々青年の葛藤争鬭するの通弊を矯めて眞面目なる郷黨の雰圍氣をつくり其裡に人となり嬉戲して育つといふのであつた。

斯の如く郷黨統率者の終始緊張せる取締りを受けて其言動を監督せられたる傾はあれども、これが爲社會風教の維持されたことは多大である。

第三節 貧兒教育施設

博愛共濟の道は人類共存共榮の本義である。世の弱者不具者をいたはり、これを物質的に、精神的に救濟するは人間慈悲心の自然の發露である。何れの時代、何れの土地に於てもこの社會的賑恤の事象は行はれる。而してこれが個人的の施設にせよ將又團體的の施設にせよ社會文化の進むに従つて益々重要性を有することになる。古來房總の地、間引と稱し墮胎及び嬰兒壓殺の惡風行はれ、これを犯しても敢て罪惡視せざるのみか、貧民にして三人以上の子供を有する者は隣里郷黨却て嘲笑するを常とした。佐倉地方にては、夙にこの惡風が人道に反る所以を教示してこれを犯すことを嚴禁し、且つこれが救濟施設の法を企て陰德講と稱する育兒團體を組織し専ら其の矯正に當つた鶴舞、松尾兩藩の如きも亦この惡風撲滅に努力した。次で廢藩置縣となり、木更津縣權令柴原和は、着任勿々この殘忍なる惡風を直感し貧兒教育施設は縣治上重要政策として着手された。

一、佐倉藩の育兒施設

堀田正睦の諭告 佐倉領内には古より産兒を其の儘尊下に壓死し、又は妊娠中に墮胎をなすの惡風があり、子の多き妻は常に夫と共に勞働に服することが出来ず従つて生計は窮乏に陥るを免れざる状態であつた。故に兒童二三人を限り他は間引と稱して、或は妊娠中に墮胎し、或は生産毎にこれを壓死して窃に宅地内に埋め恬として怪しまぬばかりでなく些しの愁容もなき有様であつた。若しこれを行ふことの出来ない様な者は、寧ろ妻女たるの技倆なきものとして舅姑の迫害を受けた者も尠くなかつたといふ。時の藩主堀田正睦これを聞いて深く憐愍に思ひ天保九年二月、執政をして次ぎの如き惡風矯正の諭示を發せしめた。

御領分村々之中惡敷風俗、又は困窮により妊娠之中おろし又は出産後子をころし候事まゝ有之趣達御聽不便に思召候、右様天道を恐れず勿體なき儀は決て致間敷との御仁心にて、此度御直書之御教諭書被下置候に付、追て奉行廻行いたし右御直書を小前末々迄も拜見可爲仕候に付ては、風俗に泥みころし候ものは重き御咎被仰付困窮ながらも育候者へは御金可被下候との御趣意にて、積金趣法別帳之通に候間、加入之儀強て可差出との儀にては無之候得共、無此上思召に候間、村役人共厚相心得、小前末々迄不殘様爲申聞置可申候、當人より望候者は格別勸め候様なる儀は無用に候、此段相心得可申候。

家人への觸書

正睦はまた同年三月家人等にも左の如き觸書を示された。

御領分子育之儀に付、御仁心之御教諭書村々小前末々迄拜見被仰付、御家中へも爲心得御書之寫大目付へ相渡置き候間、罷出拜見可致、尤此度窮民御救之爲、陰德講御取立に付、家中望之者は勝手次第加入可致儀に付寄々

可相觸候。

(堀田正睦治績一班)

堀田正睦の領民を諭されし手書 天保九年二月二十七日、正睦の領民を諭されし手書は、次ぎの如くであつた。

在中にて胎内の子をおろしうぶ子をつぶす事有之由、鳥獸さへ子をかあいがり、おのが命をとらるゝまでも子をうばはれじとするものなるに、ましてや人として子のかあいなきものはあるまじけれど、全く田畑かせぎのさまたけをいとひ、貧しきにかまけてのわざなるべし、まれに子なき人いか程ほしく思ひても金錢にてかはれぬものなり、それに親の手づから殺す事鳥獸にもおとりたるわざにて、右様の事いたす人は、神佛もふかくにくみたまひ、天の咎もまのあたりにて、其家によきことは來らず、終にはます／＼こんきうするなり、此道理をよくわきまへ、此後我等領にて子をおろしつぶすこと決していたすまじく候。

(堀田正睦治績一班)

かくて郡奉行代官に命じ、沿ねく封内を巡行してこの手書を読み聞かせ厚くその意を諭させたので、漸次この弊風の跡を絶つに至つたといはれる。後に記す種痘の勵行と相俟つて人口増殖し、正睦封を襲ぐの始めは人口八萬なりしものが、晩年には十一萬に達するに至つた。

陰德講

佐倉藩の墮胎及び洗兒の惡風矯正に關する正睦の貧兒教育制度に就いては、既に述べた通りであるが、この事業の中核となつて活動したのは實にこの陰德講であつた。今これが沿革を尋ねるに、佐倉藩の郡奉行代官手代を勤め、士分百石を給せられて居つた山崎山良治といふ者があつた。この人は山形分領より佐倉詰となつた者である。山崎山良治は地方廻村中墮胎及び洗兒の惡風を見、何とかしてこの弊風を救正しやうとしたが、單に嚴令を下して取締るばかりでは、到底その目的を達することが出来ぬことを悟り、寧ろこれが教育方法を講ずるの必要なるを認め、天保六

年十一月自ら率先して陰徳講なるものを起して資金を集め、一面にはかゝる所爲の惡徳なることを論すと共に、一面にはこれを教育する方法を立てることとして、左の如き「陰徳講帳面」といふ奉加帳を作つて、廣く資金を募集した。

陰徳講帳面

子孫繁昌永続之儀を願する人は無之候得共、人の子の多少は天より授りものにて、稀に子なき人神に祈り佛に願ひても其甲斐なく候得ば、子供壹人は千金にもかへがたきものにて可有之候、然るに近年人氣あしく、貧窮者子供貳人も有之母の手がらみになり、父の稼計にては暮兼候より思案にあまり其餘の胎身は手業にておろし、又は生子を返し候者もまゝ有之、誠に敷敷事候、無心鳥獸も親子のあはれは知るものなるに、ましてや人の親として、子をおろし子を返すことになさけなきを、不辨には無之、貧しきにせまりての事に可有之候得共、天道の冥理も盡神佛の咎もまのあたりにて、母の躰に怪我もあり、よしや怪我なくとも母の躰をいたため病身となり、終には命數にもかへはり、貧窮と成

陰徳講帳面

子孫繁昌永続之儀を願する人は無之候得共、人の子の多少は天より授りものにて、稀に子なき人神に祈り佛に願ひても其甲斐なく候得ば、子供壹人は千金にもかへがたきものにて可有之候、然るに近年人氣あしく、貧窮者子供貳人も有之母の手がらみになり、父の稼計にては暮兼候より思案にあまり其餘の胎身は手業にておろし、又は生子を返し候者もまゝ有之、誠に敷敷事候、無心鳥獸も親子のあはれは知るものなるに、ましてや人の親として、子をおろし子を返すことになさけなきを、不辨には無之、貧しきにせまりての事に可有之候得共、天道の冥理も盡神佛の咎もまのあたりにて、母の躰に怪我もあり、よしや怪我なくとも母の躰をいたため病身となり、終には命數にもかへはり、貧窮と成

事傷ましきことに存候、我等地方掛にて數年廻村いたし候得ば、右様の風儀も爲し止度拾ヶ年以前より、所々懇意の者え含の儀も漸候處、斯く心願相叶、兩人にて金百兩當未より來る成年迄、四ヶ年に出金いたし呉候候管に付、人民生育の儀、

御仁政にも可相叶筋と存候、依之陰徳講世話いたし、追々貧窮者の生子を育て、數年の後は數百人の命を助候はゞ、此上の陰徳は有之間敷と存候、御同志の方は金錢は勿論何品にても、多少によらず加入の品、此帳面へ御書印可被成候、何程にても元入積金追々調達に差上置、五ヶ年目亥十二月より御利分金文、割合少々宛にても年々子育手當施し極貧の者に遣し申候、尤施し始め年よりその最寄へえ、渡方世話人相立申候以上。

天保六乙未年十一月

山崎 山良治

山崎由良治がこの陰徳講を起す爲めには、かゝる空氣を醸成する爲めに十ヶ年もかゝつたといふから、この計畫を思ひ立つたのは文政八年頃からであつたらう。爾來所々に勸説し、漸く年來の心願が叶なつて、二人の知人より金百兩を天保九年まで四年賦に出資して呉れる者が出來たので愈々これを起すことになつたのである。これまでは山崎由良治が専らこれに當つて居つたが天保九年二月よりは、佐倉藩の賑恤事業に取立てられた事と思はれる。諭告文の中に「風俗に泥みころし候ものは、重き御咎被仰付、困窮ながらも育候者へは御金可被下候との御趣意にて積金趣法別帳之通に候間、加入之儀強て可差出との儀にては無之候得共、無此上思召に候間、村役人共厚相心得小前末々迄不殘様爲申聞置可申候當人より望候者は格別勸め候様なる儀は無用に候」とあつて陰徳講の文字は見えないが「積金趣法別帳」とあるは「陰徳講帳面」を指したものであることは、翌三月に家人等に發した御觸書中に「此度窮民御救之爲、御陰徳講御取立に付、家中望之者は勝手次第加入

可致儀に付云々」とあるに依つて推察し得るのである。

山崎由良治の發起した陰徳講は藩主正睦の嘉納して取立てられ、佐倉藩の事業となつたばかりでなく、藩主自らも率先して助成金として手許より金千兩を出捐し、毎年その中百兩を子育ての費用に流用することゝしてその範を示し、領民は一分以上何程にてもその金高を問はず普く加入するやう勸説し、一兩以上出捐した者に對しては藩主紋章付の木杯を賜つてこれを奨勵し、育兒五人以上の者には別に特別の賞與を與へた。かくて忽ちその資金も相當の額に達したので、先づこれを年一割にて普く領民に貸付けて利殖を圖つた。當時農民は資金の融通が困難であつたので、恰度農業に對する低利資金の貸付となつて一舉兩得であつた。かく貸付によつて收得した利息の半分を以つて墮胎並に洗兒の防止及び種痘等教育事業費に充て、殘餘の半分を資金に充當して、金一兩以上の出捐に對して二十ヶ年中に全部出捐金を返還することゝした。故に出捐者は唯無利息で二十ヶ年間貸付けて置くやうな仕組であつた。また他領の者でもこの趣旨に賛同する者にはその加入を許したので、封建制度の當時に於ては、博愛主義の現はれとして稀有の事と稱せざるを得ない。而して佐倉藩に於ては、子育掛なる役を置き、郡奉行宮崎平太夫、代官水飼五八郎、水飼莊之助、手代山崎由良治、光野辨藏を任命して着々その事業をやつたので、佐倉藩の飛領であつた海上郡長尾村、大間手村、幾世村、匝瑳郡棒村、横須賀村にもこの陰徳講の教育事業は行はれ、これ等の村々はその比隣の村落に比較して著しく人口増加し、隣村の陰慘なるに比して、これ等の村々に入ると、直に如何にも賑々しく家々戸々露々の氣が満々して居るのが目についたといはれる程であつた。かくの如くして下總佐倉領民は、正睦の諭示と陰徳講の積極的貧兒教育施設によつて大いに覺醒せられ、東國各地

に於ては、維新後に至るも墮胎の餘弊を絶たざりしに、獨り佐倉藩領たりし各村のみは、殆どその弊を絶つに至つたといふことから見ても、如何にこの事業の成績が優秀であり、その効果が顯著であつたかゝ想像されようと思ふ。陰徳講が教育事業を開始した天保九年から明治四年佐倉縣よりその事業を印旛縣に引渡すまで、凡そ三十八年間に扶助に要した金額は不明であるが、その剩餘金が壹萬五百六拾八圓參拾貳錢七厘七毛壹絲もあつた位であるから、その扶助に要した金額も莫大であつたらうし、またこれが爲めに天命を完了することを得た生靈も可なり多數に上ぼつたことゝ思はれる。

その後この陰徳講は引續き明治維新に至るもこれを繼續し、四年七月十四日佐倉藩を廢して佐倉縣を置くに至つても依然として行はれ、同年十一月十四日佐倉縣を廢して印旛縣を置くに及んで全くこれを廢止し、清算して印旛縣に剩餘金を引渡したのである。而してこれ迄に元金は出捐者に全部償却し、貸付利金を以て教育を行つて來たが、尙剩餘金が現金が貳千貳百貳拾壹圓拾參錢六厘參毛と、貸附中のものが七千七百六拾參圓參拾七錢五厘と、明治二年から同四年までの延滞利金が五百八拾參圓八拾壹錢六厘四毛壹絲あつたが、明治六年六月八日、印旛縣はその儘これを借受け、陰徳講創始者の意志を尊重し育兒法を施行せんと大藏省に伺出でたるに對し、大藏省は同年六月二十五日付指令を以つて、現金はこれを上納せしめ、貸付金中の印旛縣廳借入金貳千五百圓はこれを棄捐し、その他は一旦これを上納したるものとして更に貸下ける旨を達せられたが、これより先き同月十六日木更津、印旛兩縣を廢して新たに千葉縣を置くに至つたので、千葉縣より同年九月十九日改めて印旛縣に指令したるものゝ外、延滞利金五百八拾參圓餘もこれを棄捐し、殘元金五千貳

百六拾參圓參拾七錢五厘を明治六年より同十五年まで無利足にて十ヶ年間据置き、同十六年より五ヶ年賦にて償却したき旨伺出でたるに對し、同年十月八日大藏省事務總裁參議大隈重信より右開届くる旨指令があつた。されば陰德講の名は、明治四年七月十四日佐倉縣の廢止と共に消失したが、その事業たる教育施設は明治六年十月千葉縣令柴原和によつて縣の重要な教育政策として規則を制定し實施せられたのであつた。

二、鶴舞藩の育兒施設

達書

救貧育子策案六冊相下ケ候間、趣意令熟得、支配所、惣社寺不相洩様通達、各勵精盡力、期日無延引可被申開候事。

明治二己巳年十二月十二日

鶴舞藩

(鶴舞縣歴史原稿)

救貧育子策問案

一、從

朝廷「墮胎御嚴禁之儀被」仰出之誠ニ以御仁慈之御事ニ候、夫レ人ハ萬物之靈トテ甚尊キ神靈ナル者也、故ニ人ト生レテハ至貴至重イト難有事ニ候、然ルニ教化ノ不暨邊地ニハ、墮胎等陋習モ往々有之趣ニ付、今般相下ケ候教諭書ニモ有之候通之次第ニ候、サレ共今日貧困ニ逼リ實ニ活計モ難ニ相立、已ム事ナキ苦情ヨリ至重至貴ナル天賦ノ賜ヲモ

不顧、右様之所業モ有之歟、實ニ長歎息之至ニ候、右ハ養育方之道相立候ハ、自然惡風モ止ミ可申歟。知事殿被「思食」候得共、何分御入費御多端之義ニテ、救荒豫防之儀ハ遂ニ御施設ニモ可相成候得共、窮民育子方迄ハ不「被」爲「屈御心痛被」成候、然ル處當御支配所中社寺之中ニハ、多ク田畝ヲ所有シ貨財ヲ所蓄シ候向モ有之歟ニ候、夫社寺ハ即チ氏神且那寺之繁榮ニ候ハス哉、就テハ窮民救助生齒蕃衍ノ策施行有之様致度、是餘リ有ルヲ以テ無キニ施シ候得者、富祐ノ者ハ大分ノ痛ミニ不「相成」、貧窮之者ハ許多之惠ヲ可「受」、是レカ爲ニ育子ノ道モ相立、日ニ増月ニ進テ人別多分ニ相成候得ハ、自然荒地空地モ良田沃土ト相成、朝廷ノ御趣意ニモ相適ヒ其功德如何ソヤ、右ニ付神職・僧侶共氏子・自家ノ貧民育子ノ道相立兼候向ヘハ、何程歟救濟ノ爲米・金施行有之様致度候、是固ヨリ貧困ヲ賑濟スルノ一法ニテ、官ニ致セト申ニハ無之、功德ヲ施シ後榮ヲ計候様可致ト、社寺ノ輩エ前段相議シ可申旨、知事殿被「相達」候間、孰レモ見込半紙ニツ折帳ニ取調、來二十五日迄ニ可申開候、此段申達候事。
(人民教諭書抄録 鶴舞縣歴史原稿)

三、松尾藩の育兒施設

生子拉殺禁止令

兩總之間百姓共大勢子供有之候得者、出生之子ヲ産所ニテ拉殺候事前々ヨリ有之趣相聞候、偏ニ人情ニ背キ人道ヲ失ヒ候所業、可「恐」之風俗可「愧」之第一ニテ鳥獸スラ親子之愛ヲ不「存」ハ無之、マシテ萬物之靈タル人倫之上ニ於テ、カ、ル惡情ヲ發候儀歎敷事ニ候、其土地其風俗ニ入候テハ左迄不仁之儀トモ不「心付」罷在候段、人情遷易キ實ニ可「怖」事ニ候、以來御領分申右様之儀相聞ニ於テハ嚴科可申付候間、村役人ハ勿論百姓共相互ニ心付可申、若不「取用」儀見聞及ヒ候得ハ、早々可「訴出」、褒美トラセ可申候。

明治二己巳年六月二日

(松尾縣歴史)

妊婦取調之達書

生子ヲ産所ニテ殺候儀ニ付、昨年中相觸候趣モ有レ之候處、心得違ニ及ハントスル者モ有レ之、御仁恤之御趣意ニ戻リ、且御藩政之御瑕瑾恐入候事ニ候、既ニ養兒院取立之御舍ハ有レ之候得共、知事様御始メ御藩士之家建モ出來無レ之程ノ儀、萬端御手モ廻リ兼、去トテ親子天授之恩愛ヲ滅却致シ、生子ヲ殺サント迄貧苦ニ迫リ候者ヲ御捨置被レ成候儀ニハ決シテ無レ之、如何様ニモ救方可有レ之候、村役人上中農ニ而心ヲ用、下農之内心得違無之様深切ニ教諭ヲ加ヘ可申候若教諭行届兼候哉ニ見込候者ハ、心得違無レ之已前早々可申出、且又村々婦人懐胎五ヶ月ニ及候者村役人ニテ調置、不時ニ尋候節差支無レ之候様可致者也。

右之趣御管轄中へ相觸レ、村々ヨリ請書取置候様可被レ致者也。

明治三庚午年五月

大 参 事

(松尾縣歴史)

四、私人の經營に係る育兒救護

私人として夙に墮胎の惡習を痛歎し、官の誘導獎勵を待たず、自ら私財を投じて教育を講じ、時の地頭に懇願すること再三に及び、又自家の門前に「困窮にして育兼候初生之兒又は父母之致ニ死去」よるべなき孤兒あらば我等に與ふべし、省厚衣ニ減ニ美食ニ候て是を養育申べき也張札をして救護したる武射郡富田村今山武郡大富村富田の大高善兵衛父子の如き、又貧家にて子供生れ養育困難なる者に、米及金を與へて育て且醫師を家に雇ひ、近村の嬰兒に種痘を施して救助したること父祖三代に及びた

る、夷隅郡部原村今豐濱村部原の江澤潤一郎の如き、香取郡銚木村今古城村銚木平山忠兵衛の如きは、子孫繁昌手引草といへる小冊子を印刷して、隣里郷黨に配布して、其の惡習を矯正し、又小兒養育資金として、自己の生活費を節約し得たる金五百兩を献金せんと、地頭へ申出づる等の善行美談もある。左に此等の人々の爲したる事績に就て其の一端を掲ぐることにする。

1、大高善兵衛の孤兒教育

大高善兵衛 幼名を保藏といふ山武郡大富村富田の人なり。その家世々富豪を以て聞ゆ、父を東岡と號し筆札を善くす。保藏少時跋蘭窓に學び、夙に武射郡に生兒墜殺の風あるを歎き、これが救済の急務なるを感じ奔走説諭頗る力むるも積年の惡風容易に改め難し、乃ち門傍に標して曰く

困窮多子にして育て難く寄るべなき孤兒あらば我等に與ふべし。これを養育して一人の農民と爲すべきなり。

こゝに於て鞠育する孤兒三十餘人、三十五六歳の頃江戸に行き自著の書を添へ、勘定奉行所に献言し救済の法を設けられんことを請ふ留まること七八年、しばしば上言すれどもその報を得ず。尋ぎて王政維新の時に及び、干戈倥傯、空しく歳月を過ぎ遂に行はれず、木更津縣の置かるゝに及び、官大に悟る所あり、令を發し、各村民に課して育兒金を醸出せしめ、貧窮にして兒を育する力なきものに支給す。善兵衛大に喜び、率先募に應じ、金貳百五十圓を上る。積年の風習こゝに至りて大に改むることを得たるは善兵衛の力なり。明治六年木更津縣より銀杯一組を父善兵衛に白絹一匹を保藏に與へてこれを賞し、領主太田備中守亦米十俵、金千匹を賜ひ、これを旌表せり。山武郡誌に據る

維新後松尾藩は善兵衛の善行を認め、左の通り厚く表彰した。

一米拾俵

武射郡富田村

一金五千疋

(大高)

善

兵

衛

其方儀養育出來兼候者之子供を貰ひ受、又は捨子を拾ひ揚候趣安政以來門脇に札を掲げ置多人數撫育いたし候段奇特之事に候依之爲褒美米金被下之猶厚く可心掛候

己巳六月(明治二年)

(松尾縣史拔萃)

其の後廢藩置縣となりて木更津縣を置かれ時の權令柴原和の上申に基き政府より大高善兵衛父子に對し褒賞として善兵衛へ三つ組銀盃一組、保藏へ白絹一疋を下賜せられた。

2、平山正義の育兒救護

平山正義通稱を忠兵衛といひ正名の長子として文化四年九月八日を以て香取郡鍋木村今古城村鍋木に生る。經史を久保清淵に學び、大原幽學の長部今中和村長部に來り寓するや、就きて道を問ひ修身齊家に於て大に得る所あり。父母に事へて孝順死後喪に服して衰毀病を爲すに至る。地頭原田氏の用人となりては家政を整理して大に其の信任を得たり。天保七年の飢饉には倉粟を發し廉價に販賣して窮民を賑はしたるのみならず極貧にして買ふこと能はざるもの五十餘戸の人々には粥を炊きて之を救恤したり。地方に墮胎又は嬰兒壓殺の惡風あるを慨き、天保六年時の奉行に建白して禁止方を敷願せり。又貧窮にして小兒養育の資に乏しきものを救濟する爲に資金の献納方を其の筋に内密に申出しが之は詮議の上採納する所とならず。安政四年には子孫繁昌手引草といふ小冊子を印行して郷黨隣里に頒ちて之が弊風の打破に努力したり。又安政六年には仁義の道を子孫或は心知

れる友たちに教ゆる辭といふを上梓して世に頒ちしなどしたり。晩年には和歌を神山魚貫に學びて遺稿四千餘首を家に藏す。文久二年二月十九病を以て歿す。享年五十有六(香取郡誌及高木卯之助調査報告に據る)

3、江澤潤一郎父祖三代の育兒救護

江澤潤一郎は夷隅郡豐濱村部原の人で、社會事業や公共事業で盡力した名望家である。祖父講修といふ人の頃から、細民救護、墮胎防止等に力めて來たが、養父述明の代になつて祖父の遺志を繼ぎ進んで育兒の事に努力した。其の方法は、次の通りである。

村内貧家に於て出生候へば長子を除き一人へ衣服料として金壹分づゝ並出生より五歳迄爲扶持一ヶ月米三升錢百文づゝ差遣し五歳以上相成候ても極貧にて生育難し致者は救助致し且妊婦臨月相迫家事難し營者は醫藥其外夫々手當致し遣し、尙小民の内には教育を仰ぐを耻ぢ或は不所業を爲す者も有之哉と隣保に於て能く注意候様申論し文久甲子の年より明治五年壬申迄に九ヶ年間に教育の兒凡三十六人其費殆三百金加之明治四年辛未より醫師を其家に寄留致させ近傍諸村嬰兒に種痘を施與すること凡千五百人云々(千葉縣誌及夷隅郡誌)

4、神崎孫右衛門の育兒

神崎孫右衛門は舊下埴生郡幡谷村今印旛郡久住村幡谷の人にして里正たり。本村は田安侯の封邑なりしが、從來墮胎の弊風あり、孫右衛門之を憂ひ育嬰の策を講じ、侯に稟して允さる。其の法凡そ貧民三子以上を擧ぐるものには毎兒金三分を賜ひ、五歳に至るに及んで止む孫右衛門父老を招きて侯の命を傳へ之を獎勵す。是に於て飯岡今久住村飯岡、大河平兵衛以下金を獻じて其の資を助け、公金を合せて若干兩、依りて其の金を貸し利子を以て育嬰の資とし、永遠の計をなす。侯嘉賞し命じて十六村の郷目付となし、苗字佩刀を許す。弘化元年二月歿す。年八十九。千葉縣誌

5、大河平兵衛の育兒

大河平兵衛舊下埴生郡飯岡村今印旛郡久住村飯岡の人にして樂山と號せり。其の家世々農を業とし、資産豊かなり。平兵衛に至り勤儉業を力め益富裕となれり。近邑墮胎の惡習多かりしにより領主田安侯令を下して之を嚴禁し、三子以上ある者には特に金を給して鞠育の資となさしむ。平兵衛若干金を捐て其の費に充て別に金を獻じて公費に充つ候之を賞し、白銀を賜ひ帶刀を許す。平素身を奉ずること儉薄、來りて財を乞ふものあれば欣然として之に應ぜり。嘗て大に金を貸付し、歳末に至りて其の息を以て近郷の窮民を賑はす。爾後歳々之を行ふ人稱して郷金と云ふ。由りて困厄を免れたるもの多し。天保十三年十月九日歿す。年七十。邑中慈母を喪ふが如し、其の子某醉月と號す。父の遺訓に循ひ、偏く郡内に鞠育金を給し三子以上あるものには一子毎に金一分を増す、之を請ふもの陸續として門前市の如し、郡中古來の惡弊ために地を拂ひ、人々子を擧ぐるを悦ぶに至る。明治元年八月十一日歿す。年六十五。千葉縣誌

五、木更津及千葉縣の教育施設

房總の地古來他の諸國と等しく墮胎嬰兒拉殺の弊風甚しく、これを矯正改遷せしむるのが明治新政に於ける縣治救民の第一の要諦であつた。而してこの積弊を改むるは決して一朝一夕に期することは到底不可能なるを以て、時の木更津縣權令柴原和はこれを消極的な禁令を以て阻止するよりは、寧ろ積極的に保育救護するの方途を樹て之を撲滅するが最も適當の政策と考へた。依て明治五年壬申二月十日木更津縣權參事國司庸信、權令柴原和連名を以て大藏省に對し、育兒方法竝資

金拜借を上申した。即ち

昨冬新ニ縣治ヲ定メラレ不肖私共木更津權令權參事ノ職ヲ辱フス先般赴任以來土俗ヲ熟察仕候ニ房總ノ間昔年ヨリ墮胎間引ノ惡風行ハレ其弊習管ニ貧民ノ家而已ナラス中産ノ者ニ及フ甚シキニ至リテハ生兒ヲ膝下ニ拉殺スルノ所業アリ有志士民或ハ教育ノ法ヲ陳スルモ舉テ之ヲ行フモノナク偶之ヲ行フモ各小縣、犬牙錯綜一時姑息ノ法ニテ一定ナラス今日ニ至リ縣ニ拔本塞源ノ良圖ナシ實ニ歎ス可キノ至リニ候夫地方ノ政ニ曰學校、曰工業、曰培植、曰牧畜、田開墾、曰漕運是皆一日モ忽ニス可ラサルモノニシテ要スルニ其基本ハ人種ヲ蕃殖セシムルニアリ故ニ房總縣治第一ノ急務ハ墮胎間引ヲ禁スルヨリ先ナルハナシ之ヲ禁スルハ之ヲ育スルニ在リ之ヲ育スルノ法ナクンハ之ヲ禁スルノ令アリト雖モ行ハル可カラズ(中略)夫今日一萬ノ金ヲ下シ給ヘバ五年ヲ出スシテ一萬五千餘ノ人種ヲ併セテ還納セン是レ官一萬ノ金ヲ失ハスシテ一萬五千ノ人ヲ得ルナリ此一萬五千人各自生息年々蕃殖セハ必幾百億ノ多ニ至ラン天下ノ利是ヨリ大ナルハナシト奉存候云々

これを以て政府に金貳萬圓の貸下を申請した。而して政府の貸下金貳萬圓を資金とし、この外同縣官吏より毎月俸給の五十分の一宛五年間上納せしめ、又民間有志の寄附金と管内一般庶民に對し五年間育兒資金の分賦を命じ、これを合して育兒資金として、管内人民に貸付けて、其の利殖を計り、貧家の産兒に對して、一人金參兩を與へることであつたかくて諸般の計畫準備整ひたるを以て、同年五月左の「育子告諭」を發した。

育子告諭

村々高札の首に人たるものは五倫の道を正しくすべき事と示されたり五倫の第一は父子の親しみこれなり今や支配所の内貧しきものは妊娠の中に墮胎し甚しきは安産の上拉殺するものあるよし驚鳥猛獸たも其子を覆育することを

知れり況んや道理を辨へたる人においてをや夫故に他國の人は一度に二人り三人りの子を設くれば格別に歡んで祝ふなり、然るに生れ出たる我兒を膝の下に殺すとは聞くも恐敷所業なり、しかはあれど目前の活計に困しむより土地の風習左まで悪しきことと心付かず斯る所業に及ぶなからんか之大なる心得違なり、凡世の中に人種多ければこそ田畑も開け金銀米穀も湧出るなり、衆多の人其身を勤め其業を勵めば饑寒の患なきのみならず其力に頼りて終には山の巔、海の底までも平き開けて富み榮ゆるものなり然るに貧しきに困むとて其子を育てぬ故人の數の減するに隨ひ田畑も荒れ廢たり金銀の融通も悪しくなり遂に饑寒の苦に立至る實になけはしき至りなり、因て此度政府へ伺の上子育の方法を設け普く管内の赤子を救はんとす、汝等能く此意を體認し積年の弊習を革め今より夙く起き晚く寝ね其の子孫を長育し禽獸に恥るの所業をすること勿れ、就中戸長副長並に百姓に此旨を推し擴め常々小前を教へ督し心得違のものなき様に力を盡すべし斯く仁恤の取扱いたし候上猶も心得違いたし高札の掟にそむき長上の教諭に従はざるものはあるに於ては本人は云ふに及ばず頭立たるもの迄一同嚴科に處すべし各能々合點して後悔あるべからざる事

壬申五月

木更津縣廳

とあつて實に行届いたものである。先づ墮胎嬰兒殺の非倫なるを懇切に説明し次に育兒の施設をなし是等の赤子を救済扶育すべき制度を建て斯くて尙之を犯す者あるときには嚴重に處罰すべきことを訓諭したのである。誠に首尾一貫して居つて一面に於ては積極的に救済方策を盡し、他面に於ては消極的に之が取締を規定してゐる。斯くてこそ社會政策的立法といふべきであらうと思ふ。

右育兒令の實施として政府より補助金を得、之に官吏及地方有志の贖金を合して、當時一年なら

ずして既に金九萬六千圓餘の大金が集つたことは實に驚くべきものである。是を以て育兒教育費本金とし之が利用により生じたる利子を元金に加へて順次教育を實行したのであるから、當時如何に熱心に勵行勸誘して其業績を擧げるに努めたか、判る。即ち官吏が協力率先此の弊風の撲滅に努力したことは當時の官吏一同の献金の狀況を見ても分る。左に掲ぐるは貧兒教育の爲めの縣官の献金高である。

一金百六拾圓	權令	柴原	和	一金七拾圓	參事	岩佐爲春	一金六拾圓	七等出仕	渡邊	孝
一金五拾圓	大屬	藤田九萬		一金五拾圓	大屬	木間瀬柔三	一金四拾五圓	大屬	村松保之	
一金貳拾五圓	中屬	武内維積		一金貳拾五圓	中屬	田邊貞吉	一金貳拾五圓	中屬	木口秀長	
一金貳拾貳圓	中屬	河野通朴		一金貳拾圓	權中屬	青木 鼎	一金拾五圓	少屬	野田忠善	
一金拾五圓	少屬	長谷川 淵		一金拾五圓	少屬	小山耕作	一金拾參圓	史生	淺田讚藏	
一金拾圓	史生	若林義勝		一金拾圓	十五等出仕	端輪江外	一金拾五圓	十五等出仕	小林南八	
一金拾圓	等外三 等出仕	西浦之謎								

尙ほ當時權令の告達の一節に「當縣官員献金出金等願出候向モ有之右ハ概ネ一時寄留ノ者ニテ朝ニ來リ夕ニ去リ移轉難計モ此地方ニ在レバ此地方ニ對スル義務アルヲ以テ右様殊勝ニ申立候儀ト相見へ候」とありて如何に官吏が物質的にも此の事業に協力したかと思はれる。權令柴原和は夙にこの社會的弊風の改善に心を碎き在任中終始一貫これが風習の矯正に努めた。明治八年縣乙號達によれば

(上略) 和辛未八月中宮谷縣權知事ニ任ゼラレ赴任ノ初メ此殘忍ノ惡風ヲ洗除シ人々天性慈悲仁愛ノ至情ヲ全クセ

ンコトヲ同縣人民ニ謀リ舊縣々へ協議ヲ遂ゲ戮力以テ此弊ヲ止メント夫々着手ノ際同縣廢セラレ木更津縣權令ノ命ヲ辱クシ安房南總ヲ併セテ一圓管治スルニ至ル此ニ於テ政府へ申請シ資金ヲ拜借シ又管下有志人民ノ募金ト官員ノ献金トヲ以テ資本トナシ貧兒教育ノ方法ヲ設ケテ之ヲ施行シ千葉縣置カル、ニ及ンデ北總ノ地モ同ジク之ヲ施行セリ(下略)と

翌六年七月安房と上總とを管轄せる木更津縣と下總の一部を管轄せる印旛縣とは合併されて新に千葉縣となり柴原和が引續き縣令となつたので從來印旛縣に於て行はれた陰徳講の事業も合併して千葉縣全部に亘つて施行することゝなつた。

明治六年十月千葉縣令第三百三十二號を以て千葉縣全部に對し前育兒資金制を實施する旨發布した。左の通りである。

安房上總ノ習俗ニテ從來墮胎、洗兒ノ弊有之ハ必竟貧民生活ニ困シムヨリノ事ニテ然然ノ次第ニ付キ舊木更津縣管理ノ節貧兒教育ノ法ヲ設ケ政府へ具申シ御下ケ金相願ヒ其他官吏及ビ管下士民有志ノ者出金ヲ併セ都合金九萬六千圓餘ヲ以テ貧兒教育資金トシ之ヲ轉貸以テ其利子ヲ之ニ加ヘ追々教育致シ候儀ニ有之然ルニ先般木更津印旛兩縣被廢更ニ當縣ヲ被置候下總國モ同様墮胎ノ惡弊盛ニシテ既ニ舊縣ノ簿記ヲ檢スルニ某ノ所ニテ墮胎拉殺ノ事發覺シ一村ノ産婆七人ヲ捕フルニ至リ其申口ニ依レバ墮胎洗兒ヲ囑託スル獨リ貧民ノミナラズ抑モ人ニシテ此ノ行アル何ノ忍ベルノ甚シキヤ是レ他ナシ習ヒ俗ト爲リ其慘酷タルヲ知ラザルガ故ナリ此弊漸ク長ズレバ人倫壞亂ノ基ナレバ教育ノ術最モ急ニセザルベカラズ然ルニ往キノ育兒金ハ安房上總有志ノ徒ノ出ストコロナレバ之ヲ隣國ニ流用スベカラザルノ勢アリ然レドモ目今一縣共治ノ下固ヨリ其國務ヲ異ニスルヲ以テ隔意アルベカラザルノ儀ニヨリ右金ヲ下總國へ貸付候儀ハ勿論救兒教育ニモ流用致シ不苦段右兩國有志ノ者共ヨリ申出タリ因テ育兒金貸渡ノ儀ハ別紙ヲ

以テ相達候次第ニ有之此上一縣治下ノ貧兒彼ハ賑恤ヲ蒙リ此ハ生存ニ由ナク嬰孩ヲシテ冤ヲ冥々ニ抱カシムルハ開明ノ今日之レ有ル間數儀ニ付舊木更津縣集金ヲ流用管下一般ニ施行候條其旨相心得現今小學校建設地租改正其他公費多端ノ際ニハ候ヘドモ有志ノ徒上ハ朝旨ヲ奉體シ下ハ一鄉一邑ノ幸福ヲ計リ同心戮力各其分ニ應ジ多少ノ金員相集メ右育兒資本ニ加ヘ積年ノ汚俗ヲ一洗候様致スベク依テ育兒規則並舊木更津縣育兒告諭等下ケ渡シ候間熟閱ノ上身元ノ者へ洩ナク相論シ速カニ出金取纏メノ處分ニ及ビ有志ノ姓名及出金高ハ帳簿へ相認メ追テ巡回ノ官吏へ差出候此段布告候事

明治六年十月

千葉縣令 柴原和

とある是に依れば墮胎嬰兒殺は必しも貧困者のみに限らぬことが明白になつた之は惡習が俗となつて其慘酷たることを知らざる爲めである。此儘打棄て、置くときは人倫壞亂の基となるので教育の方策が最も急務であると説かれてゐる。然るに既に集つた九萬六千圓餘は上總安房の有志篤志家醸出であるが、今度下總の方へも流用することを承知したので千葉縣全體を一纏めとして此制度を利用し縣下の貧兒を賑恤し教育する様に努めなければならぬ故に地方有志は此趣旨を奉體して同心戮力其分に應じて多少の金圓を醸出し育兒資本として積年の弊風汚俗を一掃することにしなければならぬと諄々と諭されて居る

前略 舊木更津縣ニ於テ貧兒教育ノ法ヲ設ケ政府御下ケ金壹萬貳千五拾圓餘官員出金五百圓許有志ノ者出金八萬參千圓許壬申年貸付利金八百六拾圓餘合セテ金九萬六千圓餘ヲ貧兒教育資金トシ且傍ラ兩國民間貸財流通運用ノ便ヲ計リ貸付方共一般施行シ既ニ安房上總兩國ニハ貸渡相成然ル處先般木更津縣印旛兩縣被廢當縣一治ニ歸シ候上ハ下總國ノ儀モ彼此ノ別ナク成規ノ通借用望ノ者ハ銘々所持ノ屋敷田畑等ノ代價借用金高三倍ノ不動産ヲ引當ト

シテ一ヶ月元金貳拾圓ニ付利金貳拾五錢ノ割合ヲ以テ十ヶ月目元利返納ノ積一人金五百圓迄ヲ限リ貸渡候條右育兒金拜借致シ度者ハ願書ハ別紙雛形ノ通證文相添其筋ヲ經テ縣廳ヘ可願出此段相達候事 下略

とあつて育兒資金の利殖について其手續等を示されたものである。明治六年十月育兒規則第三十八箇條が發布せられた。今其中の「生兒取調規程」と「教育規程」の中から數條を摘出して参考に資する。

育兒規定

妊婦及生兒取調規程

- 第一條 各村町戸長副戸長ハ兼テ育兒規則ヲ熟知シ其地婦女妊娠出産等ニ深く注意シ取調粗漏ナキ様心掛クベシ
- 第二條 各小區育兒取締及副取締ハ區内墮胎拉殺棄兒等ノ惡風行ハレザル様取締ヲ專一ニ心懸ケ若シ心得違ヒノ者アラバ弊害ヲ未然ニ拯フ事ヲ要スベシ
- 第三條 育兒取締頭取及副頭取ハ其區内育兒方法實際ノ行否ト取締ノ勤惰ヲ審察シ見聞スルコト有ラバ速カニ之ヲ縣廳ニ申牒シ專ラ除害ノ實績ヲ效スヲ要スベシ

教育規程

- 第十四條 管内安房上總下總三ヶ國總戸數大凡二十萬戸此出生高千戸ニ付百十八人ノ割ヲ以テ毎年大凡二萬三千六百八人此内十分ノ一極貧戸二萬戸ノ生兒二千三百六十人ナリ一人ニ付一ヶ月金貳拾五錢ヅ、生月ヨリ三十六ヶ月間教育金ヲ渡シ且出産ノ節ハ別ニ手當トシテ一人ニ金五十錢ヅ差遣ス可シ
- 第十五條 管内十六大區九十小區ニ付平均二千二百二十二戸其内極貧戸ノ數二百二十二戸此出生高年々二十人ノ割ヲ以テ各小區戸數ニ應ジ教育金相渡スベキニ付右ノ目安ヲ以テ小區内戸數ノ多少ニヨリ教育ヲ蒙ル可キ

戸ノ數ヲ正副戸長實地検査ノ上姓名下エ證印致サセ小區正副取締ノ者一小區分合帳ニ製シ取締頭取之ヲ取纏メ年々一月上旬差出シ置キ出生ノ節ハ教育金ヲ與フ可シ

此の規則を實施するに當りては各小區の育兒取締及副取締の容易ならぬ骨折を要した。取締の上頭取及び副頭取があつて其の統轄をしてゐた。而して教育規程によると生兒一人に付三ヶ年間引續一ヶ月廿五錢の教育金を與へ且つ出産の際手當として一人に金五十錢を給與することになつてゐた。

斯くの如く縣當局の取締と其指導督勵其宜しきを得てかゝる殘忍の惡習も漸次其弊を矯め民衆天性慈愛の心を全うするに至り醇厚なる民風作興し柴原縣令の矯正其功を奏し遷善矯風の善政は美果を結び茲に數百年來舊染の惡風跡を絶つに至つた。これが爲め年々人口の増加も著しく左に明治五六兩年の舊木更津印旆兩縣下生兒増殖の狀況を左に掲げて参考に資する。

明治五六兩年生兒員數比較 舊木更津縣管内安房上總 舊印旆縣管内下總九郡 概 表

縣名	明治六年 一月一日 現在人員	明治五年 出生兒ノ 數	同上現在人 員ヨリ出生 スルトコロ ノ兒歩合 (千人ニ付)	明治七年 一月一日 現在人員	明治六年 出生兒ノ 數	同上現在人 員ヨリ出生 スルトコロ ノ兒歩合 (千人ニ付)	明治六年 生兒 前年ヨ リ多キ コト	同上歩合 (千人ニ付)	明治六年兩 縣生兒比較 現在人員ヲ 五十萬ノ目 安ニテ
木更津	五八、一〇九	一〇、八二〇	一七、〇〇七	五七、〇〇〇	一七、一〇二	三〇、〇〇八	五、一八二	一七、〇〇七	一五、〇〇〇
印旆	五〇、〇七〇	八、一八九	一八、〇八九	五八、二三八	一一、三九一	二二、七六四	三、二七四	一八、〇七三	一五、八八三

右の表は明治八年二月縣布達甲第貳拾九號を以て告諭を發したものに附帶されたものであるが今其告諭の一節を引用すれば

(上略)木更津印旛兩縣下現在生兒繁殖ノ員數取調候處別紙兩舊縣比較表ノ通ニ有之右ノ通年々増加十數年ノ後ニ至リテ數十萬繁殖ノ人民逐次ニ成長各自其職業ヲ勉メ其資産ヲ殖セバ特ニ至仁ノ朝旨ニ奉報スルノミナラズ該地人民ノ幸福此上モ無キ儀ニ有之候條育兒取締頭取同取締ニ於テ人民一同へ懇切ニ示諭致シ謂レ無キ苦情ヲ不相唱一層憤發其方法ヲ確守シ實效益々相顯シ候様可致候因テ別紙相添此段告諭旁布達候事
最後に此の事業に盡力した地方の有志者に對しては左の如く褒賞して之を獎勵した。

木更津縣權典事 田邊新七郎

房總墮胎洗兒之惡俗ハ從來之通患ニ候處立縣ノ初ヨリ育兒事務ヲ擔任シ慨然盡力日夜奔走普ク管下ニ及説諭有志ノ心ヲ鼓舞シ教育事務施行之場合ニ及候段全誠心勉勵之効相著格段之事ニ候依之褒賞トシテ金七圓五十錢下賜候事
明治六年二月二十二日

木更津縣
大高保藏
大高善兵衛

其方儀從來墮胎洗兒之惡弊ヲ慨歎シ一家之力ヲ以許多之棄兒ヲ保育候上廣ク國內育兒之方法ヲ案シ再三舊幕府へ及懇願ニ其他貧民赤子ニ種痘ヲ施シ之ガ爲夥多之資財ヲ竭シ候末今般於當縣ニ育兒方法相設候ニ付家産之衰ルヲ不顧衣食ヲ節約シ爲ニ育兒資本金ニ善兵衛ハ二百五十圓保藏ハ別ニ五十圓差出シ且近傍諸村ヲ鼓舞シ育兒方實地施行之場合ニ至候奇特之事ニ候依之爲ニ褒賞ニ善兵衛へ三ツ組銀盃一組保藏へ御絹一疋被下之

明治六年二月二十八日
木更津縣
江澤潤一郎

其方儀父祖三世房總兩國墮胎之惡習ヲ歎キ假ニ方法ヲ立貧家之生兒ニ米金ヲ與へ且醫ヲ家ニ雇ヒ近村之嬰兒ニ種

痘ヲ施シ今般於當縣ニ育兒方法相立候處父祖之志ヲ繼一層奮勵前年村方救助之爲貸シ回シ候金四百五十圓へ別ニ百五十圓差加へ育兒資本金ニ差出シ其上近傍村々ヲ説諭シ夫ガ爲育兒方法速ニ施設之場合ニ至リ且父祖以來自費ヲ以テ村内へ溜井ヲ築キ旱魃之用ニ充テ窮民憐恤候段奇特之事ニ候依之爲ニ褒賞ニ三ツ組銀盃一組被下之
明治六年三月三日
木更津縣
佐久間帶刀

今般於當縣ニ育兒方法施設候ニ付資本金三百圓ヲ差出シ續テ郡内諸村ヲ鼓舞シ之カ爲速カニ方法施行相成且平素窮民救助行届候段奇特之事ニ候依之爲ニ褒賞ニ銀盃一箇被下之
明治六年三月四日
木更津縣

かくの如く褒賞して獎勵に努め、他方では、法を犯して墮胎する者を嚴罰に處した。
當御縣ニ於テ育兒ノ方法被立既ニ昨壬申十月ヨリ生兒へ教育ノ手當金被下厚ク御世話相成候處上總國武射郡八田村産醫原正貞ナル者妊婦ニ墮胎ノ藥劑ヲ投セシ事搜索ノ上御呼出御吟味ノ處申口アヤシキニ付木更津旅宿富岡勘五郎方へ御糾問中御預ケ申付置カレシニ十一月二十三日曉同家ノ井戸ニ身ヲ投ジテ死セリトゾ(明治六年一月發行木更津新聞第一號所載)とあるによつて明かな事實である(社會事業雜誌山崎佐の論文に據る)

第四節 種痘に關する教令及施設

種痘は今日では其の効果を疑ふものなく、父母は進んでこれをその子女に行はしめるので單なる衛生事項として取扱はれて居るが、始めてこれを実施した頃は、先これを行ふ前にその無害有效なる所以を説示する啓蒙運動が蓋容易の業ではなかつたのである。

抑も痘毒が始めて我が國に傳來したのは、欽明天皇の朝にして、それより二千餘年を経過するも醫術の幼稚なるこれ絶滅することを能はず、痘瘡年として行はれざるなく、これが爲めに夭死するもの少なからず、幸ひにして一命を取り留めたるものも、顔面に痘痕を残して天然の麗質を損ずるのみならず、一度これに犯さるれば西施の美貌も一朝にして醜婦と化し去るものも少なからず、眞に人生の一悲惨事たるを免れないのである。

種痘の法は遠く宋代より傳來したが、漢方醫の間に行はれて居たものは、鼻の内へ薬を吹き入れる方法で、その術詳しからず往々にして害を伴つたので、この法は廣く行はれなかつた。この外に幕末に至り蘭方による眞痘式種痘も行はれて居つた。しかるに我が寛政十年、蘭人エトワード・ジェンナーが始めて牛痘式種痘法を發見せしより、その効果の偉大なるを認められたが、これが我が國に傳來したのは、これから五十年を経た嘉永二年八月であつた。これを直に實試したものは、佐倉藩と佐賀藩であつた。我が房總各藩の歴史に現はれて居る種痘の施設を見るに、佐倉藩久留里藩加知山藩の三藩が擧げられるが、久留里藩の種痘所は舊郭外寺院を以てこれに充て、官費を以てこれを施行したことが記されて居るが、その詳細なる事は知り得ない。今佐倉及び加知山兩藩に於けるその教令及び施設について次に記すこととする。

一、佐倉藩の種痘施設

沿革 佐倉藩主堀田正睦の種痘を採用したのは、老臣渡邊彌一兵衛の献策に基くものであつた。ジェンナーの牛痘式種痘法が我が國に傳つて來たのは、嘉永二年八月であつたが、これより七

年前即ち天保十四年、彌一兵衛種痘の術あるを聞き、蘭法醫佐藤泰然をして次女に施さしめしに、その經過宜しきを得たので、これを取立てんことを正睦に献策せしに、正睦は西洋堀田と稱せられし程最新文明の開拓者であるから、直にこれを嘉納し、この年家臣に諭して種痘を行はしめた。蓋しこれ我が國に於ける洋式種痘實施の嚆矢であつたらう。しかし眞痘を取つて種痘するので、衆人の中にはその結果の良好ならざるものもあつた。しかるに嘉永二年、彌一兵衛は更にまた牛痘の術あるを聞き、清國より「引痘新法全書」を取り寄せ、藩醫鍋木仙安・三宅良齋をしてこれを傳習せしめ、その季女を江戸に遣はして種痘せしめた。しかるにその結果良好なりしを以て、再び正睦にその偉效あることを献策するところがあつた。正睦乃ち自ら率先してこれを試み、且つ我が子女に試みしめしに、その效未だ顯はれずといへども、その害は即ちこれを認めなかつた。西人既にその偉效を説き、今また夫子自らその無害なるを實證し得たので、これを一藩に施行すべきものなりとなし、この年十二月、遍ねく領内に布告及び諭告を發してその實行を促がした。

嘉永二年壬酉十二月布告

痘瘡は傳染の病に而、流行之時其氣に感じ移り、其には輕き痘氣移り治療も屆兼候、難澁之症も多く有之、小兒のため大厄に候、然る處、近來種痘之法開け、右は必ず輕症に而難症之患無之候間、我家中之小兒のため、此度鍋木仙安・三宅良齋に右種痘之義被仰付候間、御家中之面々末々迄、望之者は右兩人を申込種痘を可受、尤謝禮等之義は追て可相達事。

初め領民の多くは疑懼の念を懷き敢てこれを行はんともしなかつたが、藩吏の獎勵嚴重なるに依り、已むを得ず名主村役人等の如き殆ど犠牲的に泣く泣くその子弟をして接種せしめたが、後天

然痘の大に流行するに及んで、初めてその利を悟り、醫學所の門前常に市をなすに至つたといはれて居る。

嘉永二年壬酉十二月諭示文

痲瘡流行の節、貴賤とも小兒の夭死夥し、然るに近年阿蘭陀より種痘といふ事傳はりて世間に廣まり、あやまちあることなしと云ふ、佐倉御醫師も右種痘法を傳授し、追々試るの處、痲瘡至つて軽く、稀には發生數多きもあれどあやまち無し、於江戶表も御姫様方種痘至て軽く被爲濟、彌々種痘は小兒の大厄を免れ候良法なる事明白に付此度於醫學所總御醫師へ種痘治療法被仰付候、御領分中在町大小の百姓町人痲瘡前の小兒有之者は、時節よき頃を聞合せ、醫學所へ連來り候共、又は一村限り申合願來候へば、御醫師之内其村へ罷越療治致し遣答故、醫學所迄申込種痘いたさせ可申候、無滞仕上候へば、人別に應じ御醫師へは陰德講金の内より藥種料遣され候間、いさゝか禮物等の心配なく、貧富にかゝらず療治受可申候、尤醫師の中にもいまだ種痘の良法なる事を辨へず、彼此難じ候者も有之候得共、近頃清朝より「引痘新法全書」と云書物渡り、彌々西洋種痘の良法なる事を發明有之猶疑しく存候者は、三四年來蘭法種痘いたさせ候者へ聞合せ候へば、善惡分明に相分り候事に候、同じ種痘法にも、昔より傳候所の漢法にて鼻の内へ藥を吹入候は、大に害ある事故必用ひ申問敷候、且又遠國御領分は其村方に志有之醫師佐倉へ相越、蘭法種痘の法を傳授し、村々へ施し可申也。

この諭示文を讀んでその叮嚀親切至れり盡せりの感を懐くであらう。蓋し種痘接種の初期に於ては、人民未だその効果を辨へず、徒に疑懼躊躇の際であるから、率先これを行つて範を示し、且つ懇々その利を諭して普及を計らんとした當局の苦心想像に餘りあるものがあつた。

嘉永五年壬子十二月布告

小兒養育之去酉年中種痘之義、御醫師共え差出種痘受候様被仰出候處、中には醫學所え呈出候義差支之向も有之、又望無之者も有之哉に相聞候得共、其數千人御ためしの處、牛痘に於ては一切再再感之患無之、且又痘種絶候様に而は、御仁惠も届兼候に付、都合次第御醫師追々相回し候へば、彼是之故障等不申種痘受可申候、尤腫物病氣之無據差合は、御醫師共え爲見候上、醫學所惣管え相斷可被申置事。

明治三年庚午正月布告

種痘之儀者、

文明公深き思召を以、先年より厚御世話被成下入々都合に而時節を撰み、醫學所に而種來候處、元より牛痘は寒暖に嫌無之に付、兼而御醫師え産れ年月を相晰頼置候は、御醫師宅に而種可申候、且又近來右様面々之都合に而種來に付、折々痘種を絶し候事有之候に付、已後は御一藩種痘を以、其種不絶様爲致に付、御醫師之差圖に任せ可申候、依之種痘料は銘々より差出に不及候事。

明治三年四月布告

種痘不係小兒之出生年月日、毎月一五之日成徳館え可相達候、尤已後出生之節は急度可相達事。以上述べたるが如く佐倉藩に於ては、藩主正睦が夙に小兒の痘を患ふるを憫み、醫員の言を用ひ、封内の士民に諭し、毎年遍く牛痘を種えしめて専らその事を掌らしめたので、正睦が封を襲ふの始めは、民口八萬に過ぎざりしも、晩年には民口十一萬にも及んだといはれて居る。正睦の諭示文にもある如く、陰德講がこの種痘にも活動して居つたことは大いに注意すべきところである。

二、加知山藩の種痘施設

沿 革 加知山藩には未だ病院の設置は見なかつたが、明治二年己巳の春より、藩醫間玄庵、洋醫・市醫武田玄益、洋醫・間了三、漢醫を以て管下一般の患者を診察せしめ、大に衛生の道を開いた。而してその病患を治療せしめ、貧困の者は官費を以て施薬せしめた。同年二月より間玄庵の自宅を以つて種痘所となし、種痘をなさしめた。

明治二年己巳二月布達

痘瘡の儀は、小兒の大厄に有^レ之候處、近來牛痘の良法相開け、悉く其厄難を通るゝと雖も、未だ小前の末々に至りては狐疑を生じ、又は貧窮にして手敷をいとひ、終に天然痘にて非命の死に及ぶもの有^レ之哉に相聞へ實に惘然の至りに候、今般種痘の儀厚く御世話有^レ之、於^レ勝山種痘所御取立相成候間、直に種痘所へ罷出、簡易に可^レ相願^レ候。

村々貧窮の者には、爲^レ御救種痘施行被^レ成候間、印鑑は名主・村役人兼て渡置候間、可^レ申請候事。

第五節 若衆組

現時の青年團の組織されない以前には各町村各部落に若衆組と稱する團體があつて、各町村の行事機關であるの外一種の修養の機關でもあつた。但し今は其の跡を絶つた。當時に於ては男子は必ず之に加盟すべきものとした。其規約等は各地固より一定しないが先づ元服せし時を以て若衆組に入り、概ね妻帯したる時を以て脱するの慣例であつた。而して若衆中から有力の者を若衆頭に推選し、組下の取締をなさしめた。妻帯後此の組を脱するも中老と稱し、尙若衆組に關係を有し組の相談に與り、又紛議和解等斡旋の任に當る。常に會する所を會所と云ひ、元服者は酒肴を携へて若衆

會所に贈り、披露を行ふ。若衆頭之を組下に報告して加盟を許す。

若衆組は一致團結の力が強く、従つて其の勢力が盛で町村有志者といへども之に對し制裁を加へることが出来なかつたので、時に之を悪用せしことも少くなかつた。若し不平のことがあると血氣に任せ、事に假りて其の鬱憤を洩らし或は金錢酒肴料を強請せしが如き、或は婚姻の際必ず其の家を對して酒肴を求めしが如きは、其の一例である。又部落心強く他町村若衆組に對し、互に義理を重んじ、體面を保つにつとめ、吉凶相慶弔するの風習があつた。然れども若し意志の疎通を缺き、行違ひ等生ずる時は往々衝突することがあつて有力者の斡旋あるも互に己の言ひ分を主張し、果は軋轢鬭争する等の蠻行も亦決して珍しくはなかつた。

此の組合の行事としては、神社佛閣の土木工事、祭典、開帳等ある時は其の準備、警戒、跡始末、或は川ざらひ、道普請等の任に當り、其他公共事業はすべてこの若衆の手によりてなしたるものであつた。娛樂としては、日待農の休日等に會合し角力、棒押し、枕引、腕角力、俵かつぎ、石持、會食等をなし、所によつては謡、踊りなどもした。服装は昔のことなれば勿論木綿着物、丈短き半纏、頬被り、手拭鉢巻等は彼等の常になす所で祭典の時の如きは揃ひの浴衣に揃ひの手拭何々若者連と記せる提灯を携へ奔走斡旋するのであつた。若衆の規約は嚴重に守られ、其階級整然として、長幼新故の次第、確然たるものであつた。義理を尊び、體面を重んじ、同志間の制裁嚴重であつて、仲間中不正行爲の嫌疑あるときは、友吟味とし、野原へ連れ行きて厳しく詰問し、體罰を加へ、理非を明かにした上、人を立て、謝罪せしめ、又組の體面を汚すが如き行爲ある時は、其者を組より脱せしめて、一同絶交し、改悛の狀現るゝ時は謝罪誓約せしめて、再び加入することを許した。

豊年祝ひなどに一村の若衆、角力、芝居等の興行を企つる時は、先づ他村の若衆組に案内状を發し案内を受けたる若衆組は、必ず取持として若干の金錢を贈り、組の提燈を棧敷に立て見物するが常であつた、之を若衆交際と云つた。

然し此等の行事も時には随分脱線して其の弊害を醸す様なことも屢々出來た。時には左の如き告諭が發せられて其の筋の戒飾を加へられた。

告諭

管下從來ノ習俗ニテ毎年秋實ノ際ヨリ村々少年共打集ヒ草相撲ト唱ヒ角力ヲ興行シ又ハ地芝居ト唱ヒ歌舞伎ヲ演習スル等ノ事往々有之右ハ少壯ノ輩其自己ノ職業ヲ怠リ其ノ家長ノ財産ヲ糜シ終ニハ不良ニ陥ルノ媒トナリ宜シカラザル事ニ候條自今角抵演劇等其ノ營業ノ者ニ非スシテ興行スル儀無之様其父兄ニ於テ篤ト教誨ヲ加ヘ子弟ヲシテ良善ノ風ニ嚮ハシムル様懇切説諭可致候此ノ段及告諭候也

明治七年十一月十三日

千葉縣令 柴原和

又部落内の娘下女等は、若衆組の支配下にあるものとして之を保護することあるも、又これに對し勝手の振舞ありしは亦頗る奇なる習慣であつた。今左に海上郡地方に行はれた若衆組の規約の一例を掲ぐ。

差上げ申若い衆組合帳事

今度若い衆組合相致候に付、随分吟味致組合連判仕差上げ申し候事

- 一、恒に親を孝養仕、不孝致間敷候事
- 一、出火御座候は、村方は不及申に近村成共、随分精を出し相働き可申候事

一、新家御座候節は開付次第早々集り取持可仕候事

一、村方に盜賊或は怪敷人見付候は、早々に組合頭へ爲開用心可仕候事

一、博奕大酒致不届仕間敷候事

一、用事御座候に就家職に他出致前様旅泊仕譯御座候は、頭へ其譯可達候事

一、人に勝れひたいを大にぬき上げぐてらしき風情を致奢ケ間敷儀仕間敷候事

一、他所へ出喧嘩口論を好申間敷候若先様よりしかけれ候は、組合の者に相談致、如何様にも可仕候事

一、他所へ物参り、又は見物に参り候は、組合のもの連立可申候登人にて行間敷候事

一、役人中は不及申、知人□□者へ慮外仕間敷候事

一、朋輩付合にも喧嘩口論仕間敷候若云分御座候は、組合のものより相談の上、如何様にも可仕候事

一、何儀によらず、組合頭より申付候事、違儀仕間敷候若違背申者御座候は、惣若い衆參會に付、其者迄も出入仕

間敷候事

右の條々儘かに承知の上堅く相守可申候、依而組合相究、毎月惣若い衆寄合、前書の趣披見仕、堅相守申べく候若不埒の筋仕者御座候は、其者は不及申組合の者迄如何様の御吟味仰付候共少しも御恨申上間敷候因茲若衆連差上げ如斯に御座候以上 (海上郡誌抄録)

延享三年寅七月一日

この海上郡地方の「若い衆組合帳」は我が國の文献に見えたものでは相當古いものである。この外に若い衆組に類するものに安房郡保田町吉濱地方には「宿子」と稱する青年指導の特殊の慣習があつた。これは今日でも行はれて居るとの事である。

第六節 改曆

太陰曆を廢し、太陽曆を用ふべきを布告せられたるは、明治五年十一月で、既に六十餘年半世紀以上を經れども、因襲の久しき容易に舊慣を改めることが出來ない本縣内に於てこれを見るも一般には公事は勿論私事まで全く太陽曆に改めて一切これに據りて行ふつて居るが中には月送りと稱して正月、盆祭禮等を太陽曆に従つて一ヶ月遅らす所があり、或は公事だけ太陽曆により其の他は一年中の行事あけて太陰曆を用ゐる所がある。従つて一般の行事が自然區々となり、甲の地と乙の地とは地を接しながら其の行事が異なる所があることは珍しくない。成るべく早くこれ等の舊慣を取除き一般に太陽曆によつて行ふやうになしたく思はれる。左に改曆の旨趣を明にする爲に詔書並施行の手續等を掲ぐることにする。

改曆ノ詔書

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躡度ニ合ス故ニ二三ケ年間必月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率ネ妄誕無稽ニ屬シ人智ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋太陽曆ハ太陽ノ躡度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歲毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過ス之ヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ因テ自今舊曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯旨ヲ體セ。

明治五年壬申十一月九日

〇

一、今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付來ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事

但新曆鑲板出來次第頒布候事

一、一ケ年三百六十五日十二ケ月ニ分チ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事

一、時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ隨ヒ十二時ニ相分チ候處今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ午前幾時ト稱シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ午後幾時ト稱候事

一、時鐘ノ儀來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱來候處以後何時ト可稱事

一、諸祭典等舊曆月日ヲ新曆月日ニ相當シ施行可致事

太陽曆年三百六十五日 閏年三百六十六日 四年毎ニ置之

一月大三十日	其一日	即舊曆壬申 十二月三日	二月小二十八日	閏年二月十九日	其一日	同	癸酉	正月四日
三月大三十日	其一日	同 發酉	二月三日	四月小三十日	其一日	同	同	三月五日
五月大三十日	其一日	同	四月五日	六月小三十日	其一日	同	同	五月七日
七月大三十日	其一日	同	六月七日	八月大三十日	其一日	同	同	閏六月九日
九月小三十日	其一日	同	七月十日	十月大三十日	其一日	同	同	八月十日
十一月小三十日	其一日	同	九月十二日	十二月大三十日	其一日	同	同	十月十二日

大小毎年替ルコトナシ

時刻表

零時 即チ午後十二字 子刻 一時 子半刻 二時 丑刻 三時 丑半刻 四時 寅刻 五時 寅半刻 六時 卯刻

七時卯半刻	八時辰刻	九時辰半刻	十時巳刻	十一時巳半刻	十二時午刻
一時午半刻	二時未刻	三時未半刻	四時申刻	五時申半刻	六時酉刻
九時戌半刻	十時亥刻	十一時亥半刻	十二時子刻		

右之通被定候事

壬申十一月九日

太 政 官

第七節 其他の社會教育施設

慶應三年十二月十四日、王政復古更始一新を仰出され、翌明治元年三月十四日、五箇條の御誓文が發せられ、その第四に「舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし」と仰せられたので、舊來の惡風陋習は一掃されることになつたが、今鶴舞松尾兩藩の陋習禁止の訓令は次ぎの如くであつた。

一、鶴舞藩の禁令

一、童兒髮置或は紐解きの祝に奢修増長に流れざる事
 童兒髮置或は紐解きの祝と唱、此月祥日を撰み、衣服を飾り氏神へ參拜且酒肴を設け家の繁昌を賀候仕來の趣には候得共、自然奢修増長より分限不相當の祝事振舞等、村中相互に義理斟酌より無據取設け、費用多分相掛難避に至り候者有之由粗相聞、却て不祥を招く之惡弊歎々敷事に候、別て當違作之年柄、村長は勿論小前末々迄辨ひ可之候得共、家内限質素之祝事は格別、前顯振舞ケ間敷儀貧富に不限、村中申合嚴敷可相禁候、尤村長共より小前末々迄不洩様、至急懇切に精々可論候事

附奢修長過之儀に付ては、追々可申論儀も可之候得共、萬本人に準し村長共可申論置候也。
 明治二己巳年十一月十三日
 鶴 舞 藩

二、松尾藩の禁令

一、大師參り並六道錢の禁止令
 一、大師參りと唱へ、村々組合を立、老若男女打交り大勢押步行、就中當節近隣之國には専ら流行之趣にも相聞、當御管轄中にも大師之祠堂有之趣に候得は、信心之一途は格別、左様之習風を善と心得、大勢打連れ黨を成し候様なる事有之に於ては、其長たる者は猶更其餘の者も一同嚴敷答申付候事に至り候間、心得違なき様可致事。
 一、六道錢と唱へ、正錢を死人の棺中へ納め、又木錢にて右形を造り入れ候儀、世上之習ひに候處、従前之國習にして、正錢を用居候趣にも相聞へ、右は國之重き寶を埋め宜からざる次第に候、其餘婦女子の愁情よりして在世中自愛せし者を埋め候儀も、是亦宜からざる事に候、今より後決して正錢等を相埋め候儀は禁止候間、村々の長たる者能々心得、諸民へ申論候様可致事。
 明治三庚午年三月二十九日

二、紐解其他の祝事を質素になすべきこと並祝事ある家に赴き獅子舞をなすべからざること
 村に於て子供紐解其外祝に付、美服を着せ或は酒宴に長し候向も有之趣相聞候に付、分限相應可成丈質素に心祝ひ致し候様、觸置候處、未だ心得違之者も有之哉に相聞、且村方に寄りては、祝ひ有之家々へ年若之者共獅子舞致し、差留候得共仕來と心得申出無之、以來其家々之心祝ひ手輕に致、獅子舞等之儀は急度差留候間、小前末々迄無洩可申談者也。
 明治四辛未年十一月

第三編 第三期

自明治十二年教育令發布
至同十九年學校令發布

第一章 教育令實施以後の教育

第一節 總 說

學制頒布以來七年有餘を過ぎ、繁瑣廣汎なる規程を劃一的に全國に實施せんと爲したるため勢ひ其の獎勵は干涉となり、干涉は強制となりて、地方の經費を増大し、地方民は其の負擔の過重に苦み、之を厭ふの狀態を醸すに至つた。政府は、この國情に鑑み、明治十二年九月、學制を廢して教育令の發布を斷行した。文部大輔田中不二麿はその教育瑣談に左の通り述べて居る。

學制發布以後教育行政の事務遂次緒に就かんとするの際各地方の學事も漸く勃興し來り同時に條款も世運の進度に應じ往々加除訂正を要すること尠からず故に隨時單行の布令を以て之を彌縫し來りしが文化の上進するや諸般の事亦從つて推移せざるを得ず因て實際の經驗に徴し遂に學制の改正を喚起するに至れり。云々

教育令は、學制の廣汎繁瑣で、劃一的、干涉的に比して、簡易で自由で劃一を避け其の施設は専ら地方の實情に應じて府縣並に市町村の自治經營に一任した。この施設の方針は教育行政上一段の進歩であるが、當時は未だ地方の自治行政が布かれてゐない時であるから、自治の何ものたるか知らざる人民は、教育令の意味を誤解して、政府は教育の普及振興を中止したりと信じ、或は小學校を

廢して私立學校を以てこれに代用し、或は數學校を併合して費用を減じやうとする。父兄も亦子女の教育を怠るやうになつた。之が爲文部省の期待ははづれて、忽ち事實上一段の退歩を來たした。當時「學制」の干涉主義に對して、この「教育令」を自由主義又は自由教育と稱した。

文部省は、此の失敗を悟るや、周章狼狽し、自由主義を棄て、舊の劃一主義に立ち返さねばならなかつた。翌十三年十二月教育令を改正して再び干涉主義に戻り、第二回の教育令を發布した。世俗これを「改正教育令」といふ。これに依つて文部省は教育の衰頹の兆を防がうとしたことは勿論であるが、一步進んで其の内情を窺ふに、當時民間には自由民權の論高潮し、民選議院の設立、國會開設の請願盛に興り、十三年四月、政府は集會條例を發して俄に抑壓を加へ、教育上にも自由主義を喜ばず、干涉主義に變つたではないかと思はれる。學制を廢し教育令を發してより僅に一年有餘にして再び干涉主義に改めたのは、蓋し教育の衰兆を防ぐ爲とはいへ、餘りに突然に失するやうである。必ずや其の裏面にこれ等の政治上の事情が伏在して居つたではないかと想像される。吉田博士著本邦教育史概説

小學校教則は教育令發行後各小學校長の任意に定めることであつたが、改正令以後、府知事縣令が文部卿の定めた小學校教則綱領に基づき府縣は各土地の狀況を斟酌してこれを編成し文部卿の認可を得て管内に施行すべきことと定められ、十四年五月小學校教則綱領を發布した。同年七月には又中學校教則大綱を發布した。教育令に「中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」とあるのみでその外に何等の規定がなく、其の施設は全く地方の自治に任かせてあつたから、修業年限も、教科目も區々で一定しなかつたが、これに依つて始めて其の内容を指示するに至つた。

改正教育令はまた師範學校の設置を、府縣に強制したが同年八月には師範學校にも教則大綱を

發布して従前各府縣に一定しなかつた教則を統一し、且つ小學校に應じて初等、中等、高等の三科の教員養成を圖ることになつた。

かく文部省は鋭意教學の振興に努められたので、學制時代には府縣立の專門學校並に實業學校の如きは、否として聞くを得なかつたものも、明治十四五年頃よりこれ等の學校も漸く發達し來りたるを以て、文部省は之を管理し、且つ其の經營の方法を指導せんが爲に、同十五年三月に醫學學校通則を、七月に藥學校通則を、十六年四月農學校通則を、十七年一月商業學校通則を發布した。學制當時は各府縣を通じて、普通教育殊に小學教育の經營に没頭して餘力がなかつたので、專門教育の如きは僅に官立の學校のみに過ぎなかつたが、今や專門學校が、各地方に興るのみならず、實業教育まで施すに至れるは、普通教育の發達を意味するもので、國民一般に、漸く教育の効果を認識し、更に進んで専門の教育を修めんとするもの、漸次増加したるに由るものである。

本縣にては十一年十二月、教育令發布以前、小學校教頭として任意其の學校の教則を作成せしめたりしが、改正教育令發布以後、十四年十月文部省の教則綱領に基き、小學教則を制定してこれを發布した。又十五年九月、醫學學校通則に據り従前の千葉病院醫學教場を廢し、甲種縣立千葉醫學校を創設し専ら醫育濟生の爲に盡瘁した。又同年十月師範學校教則大綱に據り千葉師範學校及千葉女子師範學校規則を定め、十七年二月には中學校規則を發布した。是に於て教育令發行以後被れる不秩序、不整頓を漸く統一するを得て其の面目を一新した。

文部省は十六年七月、師範學校の施設をして益々完備ならしむる爲、府縣立師範學校通則を發布した。これに據れば府縣立師範學校は忠孝彝倫の道を本とし、管内の小學校教員たるべを者を養成

する所とした。其の養成すべき生徒の率を定めて、始め管内學齡人員千人乃至千五百人につき一人後に千五百人につき一人とし、校長及職員の資格を定め、生徒の學資は學校より給與するを本體とし、尙ほ府知事縣令の意見に因り、或はこれを貸與し、或は生徒の一部に限り自辨せしめることを得るものとした。其の他設備に關しても規定する所があつた。又十七年一月には、中學校教則大綱の趣旨を貫徹する爲、中學校通則を頒布した。其の目的を、中學校は中人以上の業務に就く者若くは高等の學校に入る者の爲に、忠孝彝倫の道を本として高等の普通科を授くべきものとし、校長及職員の資格を限定した。其の他設置に關する規程を設けて、其の監督を嚴にし、以て教則大綱の實施を圖つたのである。

同年八月、文部省は、中學校師範學校教員免許規定を定めて發布した。これまで中等教員の資格に付ては一定したる規程はなかつたが、これより中學校師範學科又は大學科の卒業證書を有せずして師範學校中學校の教員となるには、品行學力檢定の上、文部省より免許狀を授與することになつた。其の學力檢定試験は、毎年東京に於て行ふことに定め、第一回を翌十八年三月施行し、爾來年々繼續して居る。

十七年四月本縣にては、再び師範學校及女子師範學校規則を改正した。從來師範學校は入學者の資格は、高等小學校を卒業したる者は、學科試験を省きたるが、これを削除して程度を高め、悉く試験することにした。更に師範學校及女子師範學校に入學せざるものにして、卒業證書を請ふ者又は卒業證書有効期限の満ちたる者にて、卒業證書を請ふ者あるときは、男子は師範學校、女子は女子師範學校の教則に依り之を試験して授與するの一項を設け、之を應請試験と稱した。同年七月縣會の決

議に依り千葉女子師範學校を廢し、師範學校に女學部を設置した。これより前、明治十五年の縣會は、千葉中學校の經費を地方税より支出するを廢し、今年亦女子師範學校費を削除した。この頃連年の凶作で物價低落、經濟界不況の爲とはいひながら、縣會は經費の節減の下に教育費に大打撃を加へ、學校を無殘にも其の犠牲に供した。幸に中學校は縣當局の努力に依り、其の翌年の縣會に復活を見たるが、女子師範學校は其の後政府の方針により、永く師範學校に隸屬し、明治三十七年に至り漸く獨立することを得た。

西南の役以來、政府は私立學校の監督に苦心する所ありしが、自由民權論が盛んとなるにつれ、愈々其の取締を嚴重にする必要を認めて、十二年十二月文部省は府知事、縣令に命じて公私立學校中教育に弊害ありと認めたるものは、文部卿に稟申せしめ、翌十三年三月、更に公私立學校の教則につき、同様の達を出し、同年十二月教科書につき、國安を妨害し、風俗を紊亂するやうな事項を記載した書籍は勿論、教育上弊害ある書籍は採用せざるやう、特に注意せしめた。十四年十二月文部省は、學校の建築物を教育以外の集合に使用することを禁じた。此等の法令發布の理由は種々あるも、要するに、文部省が學問獎勵以外、更に國家の存立の見地より教育を管理するに至りたるものである。

又十三年三月、文部省は中小學校の教科書を編纂することとなり、六月より民間で著作出版した教科書を調査檢定することに定められた。教科書の檢定制度はこれより始まつたのであるが、内面には民間の自由論が、學校の教科書に入つて來るのを、防がうとする警戒でもあつたらしい。

文部省は、徒に民心を煽動して安寧秩序を害する自由主義や、知育に偏して一般に道德の方面を輕視する如き行動などの弊を、教育界から防ぐ爲種々の對策を講じなければならなかつた。十三年

の改正教育令では、小學教科目中の修身科を諸教科目の第一位に置き、爾來この主義を變更されな
い。小學校教則綱領では、修身科を、初等科中等科を通じて毎週三時間づゝ六回、高等科は同上三時間
づゝ三回と定めて、大に道德教育尊重の方針を示した。十四年六月時の文部卿福岡孝弟は、小學校教
員心得十六條を頒つて、小學校教員は特に道德教育に力を用ひ、明瞭に尊王愛國の志氣を振起すべ
きことを詳密に諭告した。これは今尙ほ小學校教員に遵守されてゐる。同年七月一般の學校に對し
教員品行檢定規則を發し、教員の品行の不正と認むべき事項や處分方法を規定し、十六年三月この
規則を學校長へも及ぼした。同年五月官吏懲戒例並に官吏服務紀律を府縣立學校長教員書記及び
町村立學校長へも適用することとした。これ等は一面には民權論に對する警戒であり、反動であつ
たが、これによりて我が教育界が實用主義、主知主義の外に道德教育の大切なことに氣づいて來た
ことを知ることが出来るであらう。かくて教育上にも歐化主義、實用主義、主知主義に對する國粹主
義、德育主義の教育が相對立して互に相争ひ、當時一般思想界に激烈であつたこの二つの對立並に
開争は教育上にも著しく現はれたのである。

尋で翌十五年一月、明治天皇は軍人に勅諭を降し、賜ひて、軍人精神や武徳を振作せしめられた。
今畏くも、勅諭の御趣旨を拜察し奉れば、我が建軍の本義を闡明し、且軍人の遵守すべき大道を論
し給ひたるもので、其の大體に於て本邦固有の武士道の精神に合致し、善に軍人のみならず、一般國
民道德の綱領とも稱するを得べく、國民皆兵制度の我が國に於ては、一般臣民もまた拳々服膺すべ
き千載不磨の聖訓とも申すべきで、この勅諭の精神の貫徹實行の如何は、國家の安危、國民の消長に
大關係を有するものたることは、申すまでもなき次第である。同年十二月勅撰の修身書、幼學綱要を

全國各學校に下し賜ひ、且つ地方官諮問會の節各地方官に左の勅諭を賜ひて明倫修徳の要を御示しになつた。

彝倫道徳ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス乃今學科多端本末ヲ誤ル者亦尠カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ルコトヲ知ラシム

是に於て自國固有の道徳あるを忘れて、歐化思想に惑溺し、破壊これを努めたる西洋崇拜の狂熱稍醒めて、國民道徳を振興せんとする思潮を形成し、漸く學者の研究を促すに至つた。

官公立學校の整頓漸く其の緒に就いたので、政府は西南の役以來嚴重に取締りたる私學の監督も漸く其の手を緩め、今日有名な私學はこの頃より創立された。明治十三年七月、政府は法典編纂に努めたる爲、立憲國民として法學の素養を感ずるもの次第に多くなり、其の前後に於て私立法律學校の勃興を見るに至つた。即ち明治十二年に和佛法律學校今の法政大學、同十四年に明治法律學校今の明治大學、同十五年に東京專門學校今の早稲田大學が設けられた。

此の時期に於て教育者の團體より成る教育會の起りたるは、注目すべき現象である。始め明治九年第一大學區の學務吏員、學區取締學校教員等會合して専ら學事施政の要を議し、其の議事録を印行して部内に頒つに過ぎなかつた。其の後各地に於てもこの例に倣ひ其の必要に應じてこれを開きたるが、これは概ね當局の招集に應じて部内の學務吏員、學區取締、師範學校長教員の會合に止り、其の目的は主として當局の諮詢に答へ、教育行政の參案に資するにあつて別に團體を組織するに

至らなかつた。明治十二年自由制度の教育令布かれ、其の實施上少からざる研究を要するので、各地方に於て漸く其の必要を感じ、府縣郡區各有志を糾合し、教育會の名の下に團體を組織し、期を定めて會合し、演説討論雜誌の發行等着々其の事業を經營するに至つた。これが今日各府縣に在る教育會の濫觴である。本縣教育會の起源は實に明治十二年八月の創立で全國私立教育會の魁をなしたものである。大日本教育會今の帝國教育會が興つたのも其の後のことで、明治十六年始めて東京に於て組織されたもので、夫よりこれと前後して各府縣並に大都市に續々として教育會が成立して今日の隆盛を見るに至つた。

又教育雜誌は、明治十一年頃より、はじめ文部省で發行したるが、地方教育會の發達につれて各地にこれを發行するもの多く、明治十八年に至り東京に於て教育時論及教育報知の二大雜誌が發刊されてから、漸次其の面目を改め、各種の雜誌續々其の發行を見るに至つた。本縣では明治十三年縣内の有志相圖り、教育の普及改善を目的として培根社なるものを組織し、教育會に關係なし會員を募集して雜誌を發行した。これが本縣に於ける教育雜誌の初めての發行である。後間もなく培根社は解散となり随つて雜誌も十四年十月十七號まで繼續して廢刊となつた。縣教育會の雜誌は明治十五年七月始めて初號を發行し爾來連綿として今日まで五十餘年間繼續して居る。これ等の雜誌は教育上多大の貢獻をなして居る。

改正教育令は、明治十八年まで五ヶ年間続いた。其の効果の最も顯はれたのは十五、六年であつた。この間に我が國の教育は漸く進歩の緒についたのが、何といつても干渉督勵の結果に外ならない。小學校は教科の要目を改善して教育の實績を擧ぐることに努力し、明治十六年には文部省より府

縣に令して、小學校教育の改良を計らしめる爲、或は教員講習所を設け、或は小學督業督業訓導ともいふを置かしめ、又本省より時々吏員を地方に派遣して、教育の實情を視察せしめたので、小學教育の規模は頗る整頓した。同年の小學兒童數は明治七年の約二倍に上り、就學歩合は五六%に達した。中學校も師範學校も教則大綱や通則に遵ひ著しく内容の改善を見た。實業教育や専門教育は未だ大なる進歩を示さなかつたが、明治十五年頃より府縣立の醫學校、實業學校も次第に設立さるゝに至つた。唯女子教育に至りては相變らず振はなかつた。高等女學校は、十五年に東京女子師範學校に、附屬として設置されたのが始めである。高等女學校に關する獨立の法令の如きはこれより十數年の後に定められたものである。

然るに此頃より連年の凶作で物價は低落し、金融が逼塞し、經濟上の不況から民間の困弊實に甚しきものがあつた。従つて全國を通じて教育事業は一大打撃を受け、次第に小學校の數も亦在學兒童數も著しく減少し、學校數は明治十年頃の狀態に戻り、兒童の就學歩合は四五%に下つて明治十四年頃に後戻りしてゐる。其の他各般の學校も年々衰退の狀を呈し、一時盛んに起つた府縣立の醫學校の如きも其の維持に窮して續々閉鎖される狀態となつた。

よつて政府は經費節減の爲、十八年八月更に改正教育令を改正し、新に教育令を布き、簡易なる制度を立てた。先づ小學校の外に小學教場を認め、小學校を設置する資力なき山間僻陬の地には、從來の家塾、寺子屋の體裁にても妨げなしとし、又半日學校、夜間學校を認めた。其の他學務委員を廢して、戶長をして其の事務を掌理せしめ、學校の併合を行つて經費を節減し、其の事務を簡捷にする等務めて緊肅政策を執つた。

以上の如き消極的退嬰的な施政は教育をして益々萎縮せしめることは最初の教育令で既に經驗を嘗めたのである。斯る法令は速に改廢又は撤去するを望んで止まなかつたのであるが、幸にして同年十二月政治の機構改革されて内閣制度が樹立し、森有禮文部大臣となり翌十九年より銳意諸般の教育制度を更新し、其の興隆を圖られたので、この教育の實施期間は僅に一年未滿であつたから、其の影響は比較的少くあつたであらう。

第二節 一般思想の動向

自由民權論の勃興 明治七年板垣退助、副島種臣等が民選議院設立を、政府に建白してより次第に自由民權の論が盛になつたが、西南の役により、在野民間の士が武力を以て政府に對抗することとは到底不可能なることを悟つたので、これより言論を以て政府と對抗せんとする氣運が旺盛となつた。明治十年前後に於て慷慨激烈なる言語を以て民權の自由を主張する著書も續々として出版された。前には加藤弘之の「國體新論」天賦人權説、中村敬宇の「自由之理」ジョン・ステュアートの原著譯、後には植木枝盛の「民權自由論」山本憲の慷慨憂國論の如き、其の代表的著書であつた。又當時の新聞雜誌はすべて自由民權を眼目として論じたものである。

自由民權の時代思潮は、當時の人心を風靡して社會のあらゆる方面にまで影響を及した。如何なる事物にても自由とか、民權とかの名を冠せざれば、人氣を博することが出来ない有様であつた。本縣に於ても、地方青年がいつしかこれにかぶれて、何社何會と稱して公衆を集め、演說會を開きて、盛んに政治論を闘はした。少壯氣銳の小學校教員も亦其の渦中に投じて奇禍に罹るものも尠くない。

自由民権論の勃興と共に、表裏不離の關係をなして發展したるは民選議院設立運動即ち國會開設運動であつた。而して民選議院設立運動は、やがて政黨政社の出現を促した。板垣退助先づ土佐の民権家を糾合して愛國公黨を組織し大阪に其の大會を開きて盛に自由民権を主張し、國會開設を呼號した。これを聞ける全國の民権論者は響の物に應ずるが如く好機逸すべからずとなし、東西唱和し南北呼應して起ち鋭鋒頗る急にして一世を震動し、人心を刺激すること極めて深かつた。本縣の人櫻井靜が國會開設の請願の魁をなしたるはこの時である。彼は武射郡小池村の産今山武郡二川村小池明治の末期衆議院議員となる。當時千葉に總房共立新聞を起し自ら其の社長となつて盛んに自由民権論を鼓吹して人心を糾合した。彼の一たび起ちて之を疾呼するや、天下の民権家疾風迅雷の如く巻き起りて之に應じ頗る劇烈なる運動を以て政府に肉迫した。是に於て民権伸張、國家開設の機運は駸々として進み、明治十三年三月國會期成同盟會を大阪に開き各地より來會する者九十餘名政社は數十社に及んだ。其の結果全國各地より總代を上京せしめて、太政官及び元老院に請願書又は建白書を提出し或は大政參議を訪問し、國會開設の必要を説く等、日毎に其の數を増した。政府は爲めに驚愕し俄に集會條例を作つて取締を嚴にし、同年九月内務卿は國安妨害、風俗壞亂の新聞雜誌等を禁止する法令を出し、政府の要路に在る者の中にも意見書を捧呈する者尠くなかつた。明治天皇は明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔を喚發せられた。これ十四年十月十二日である。國會開設の詔勅は左の通り、

國會開設之義ニ付別紙之通
勅諭有之候間頒布候事

明治十四年十月十四日

千葉縣令船越衛代理

千葉縣大書記官 岩佐爲春

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン

顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪模ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ資朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕自ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉

勅

明治十四年十月十二日

太政大臣 三條實美

これと時を同うして參議大隈重信は官を辭し、同月また自由黨の組織が成り、翌年六月改進黨が成立した。此の如く自由民権の政治思想が日に月に益旺盛となるにつれて教育上に於ては寧ろ奇

矯なる言論の取締に意を用ゐるに至つた。

西洋心酔の絶頂 明治維新前後の我が國民は、西洋の文物制度を採り入れるに急にして、日も亦足らざる勢を示した。是に於てか西洋崇拜の風潮は益々高まり、歩は一步と西洋に接近して、管に衣食住を模倣するのみでなく、身體も精神も、言語動作、道德、宗教、まで悉く西洋化せんと欲するに至つた。かくの如く歐米心酔の時代思潮は、一世を風靡し、學界といはず、思想界といはず、實生活といはず、到る處に瀰蔓し、社會の各方面にまで影響を及ぼした。この傾向は明治二十年頃を以て其の絶頂に達した。當時政治界では佛蘭西的政治思想最も勢力を有し、生活社會では個人的英米の功利説最も強く人心を刺戟し、社會問題では我が國婦人の地位が其の論議の中心となつて叫ばれた。これ等の歐化思想の高潮に乗じて擡頭したるは基督教であつて、天下の青年男女の學生が競うて其の洗禮を受けんとする風潮を生ずるや、著しく其の勢力を増大するに至つた。

自由民權の政治熱と歐化熱とが教育界に隆盛を極むるに至るや、政府の憂慮一方ならず、如何にもして此の風潮を解消せんと欲して種々の應急策を講じた。教員學生にして政治書を讀み、或は政談演說會に出入し、或は教育會に於て時事問題を論議する等、動もすれば政治熱にかぶれて、其の本分を忘れんとするや、政府は教育會取締規則を發布し、府縣教育會の規則は、文部卿の認可を得べく、其の議事の頭末は文部省に開申すべき事、及び區町村の教育會規則は府縣に於て之を取締るべき旨を規定明治十四年して大に其の行動を監督するに努めた。文部卿福岡孝悌は、十四年六月を以て小學校教員心得を頒布し、十五年十二月には、勅選の幼學綱要を以て、全國小學校德育の準繩となすべきを諭した。同年四月には、伊勢に神宮皇學館を起し、同六月には、東京に皇典講究所を設け、同九月に三

府四十三縣に皇典講究分所を置き、同五月には東京大學に古典講習所、翌年二月には支那古典講習科が設置された。又小學校、中學校、師範學校の修身科に、儒教主義を入れ、其の教科書は論語、其の他の經書より其の教材を取つた。これに依つて本邦固有の忠孝仁義の道德思想と、復古的尊皇思想とを喚起し、以て大に西洋心酔熱を消衰せしめんと圖つた。

反動思想物窮すれば必ず通ずと、今や歐化思想の極點に達するの時、茲に猛烈なる保守的的反動思想が勃興した。其の一は國體論、神道論の復興の現れである。著書では明治十二年に出た田中義廉の「古事記玄義」、外山正一の「民權辯惑」、同十五年に出た岩崎田實也の「國教一班」等は何れも代表的の著書である。又單にこれ等の著書のみでなく、反歐化的傾向の團體とし現れたのは、同十七年四月西村茂樹の創立した日本弘道會、同十九年四月本居豐顯、久米幹文等の組織した大八洲學會等で、盛んに皇國主義及國粹道德を呼號し、其の宣傳實行に努めた。其の一は基督教に對する反駁論である。明治維新以來其の最も甚だしき打撃を受けたものは佛教徒であつた。今やこれ等の佛教徒は時節到來し、猛然起ちて其の急先鋒となり、駁撃を加へた。其の著書の有名なものは十六年四月に出た富樫黙惠の「破邪論」、同年九月に出た井上圓了の「破邪新論」等である。其の三は羅馬字專用論に對して國字保存論の提唱である。歐米崇拜の絶頂に達したるとき、西洋の文化を採り入れるに直接に障礙をなすものは漢字にありとし、これが全廢論を主張して興りたるは、一は羅馬字會にて他の一は「かなの會」である。前者は外山正一を先鋒とし、鳩山和夫、穂積陳重、増島六一郎、長岡護美、田中館愛橋等の人々にて發起され、後者は井上頼因、小杉楹邨、小中村清矩、久米幹文、那珂通世、小西信八、内田嘉一本縣長生郡の出身、後藤牧太其の他國學に關係ある者によつて企てられた。中には外山正一の如きは明治十六七七年の頃、漢

字破りといふ一書を公にし、漢字に反對する者ならば何でも贊成する」と喝破し、かなの會にも加盟し、世人の未だ想到せざる國字改良の大問題に對して侃々諤々の議論を吐露して一世を指導開拓せんと試みた。又井上馨伯の如きは、國字を羅馬字に改むるは日本の文明日本の獨立富強を致す名策で追ては日本語を西洋語にまで變更して然るべし」とまで極端に力説した。かくの如く漢字全廢論が幾んど一世を傾倒する勢を示した時に當りて國字保存論を提唱して斷然對抗應酬したるは三宅雄次郎雪嶺であつた。彼は其の後同志を糾合して「日本人」といふ雜誌を發行し之によりて國字保存主義を提唱し、大聲疾呼して時弊匡救の期望を實現した。

藤原喜代藏著「明治教育思想史」千葉教育雜誌

教育思想の變遷 學制時代福澤一派によりて唱導された實利主義の教育は、從來の常識論より著しき進歩發展を遂げ高遠なる學理的根據を有する教育主義となりて現出した。從來我が思想界殊に教育思想界は「アメリカ」中心であつたが十二年よりイギリスに移るやうになつた。教育書でも十二年以前にはアメリカの翻譯書や燒直しが多く十二年以後はイギリス物を多く利用するやうになつた。中にもイギリスのスペンサーの學説がもてはやされたので、教育もスペンサーの「教育論」が廣く愛讀され、文部省でも尺振八に囑してこれを譯せしめ、十三年に出版した。其の譯文は流暢なので後々まで模範譯と言はれたもので廣く讀まれた。本書は内容上は實利主義であるから、學制頒布以來の文部省の主義に一致するが、形式上らへば自由主義であるから、干渉主義に復歸した文部省としては、これを出版することは自家撞著であるから、折角よく出來た譯本も絶版とされてしまつた。しかしスペンサーの學説はその後永く明治二十年頃まで廣義の哲學界に勢力があつたので、この教育論もこの後民間では、有賀長雄、國府寺新作等の手によりて翻譯された。

スペンサーの教育主義は人をして精密なる科學的知識を得せしむるを主要なる任務であると斷定して居るので、我が國從來の實利主義に對して強固なる學理的根柢を與へたるものといふべく、これが爲に實利主義の教育は、明治教育史上一大痕跡を留むるに至つた。この後スペンサーの系統に屬する教育學は之を好機として續々出版されることになり、ジョホノットの教育論ペインの教育學は又當時の教育家に愛讀された。就中ジョホノットの教育學は其の名聲遙にスペンサーを凌駕し有賀長雄の譯に成る如氏教育學は出版早々全國師範學校の教科書に採用せられ、學校教師にして此の書を読まざるものは大なる耻辱なりとまで賞揚せられた。本縣師範學校では、始め伊澤修二の教育學、學校管理法、井上哲次郎譯ペインの心理新説を十六七八年頃用ゐたりしが、十九年頃より有賀の譯した如氏教育學を採用した。十八年に高嶺秀夫によりてジョホノットの教育書より譯されたる教育新論が出版された。これも相當に用ゐられた。

實利主義の教育説が漸次歡迎されるに隨つて、スペンサーの學説が益々勢力を加へつゝある時に更に其の系統に屬するジョホノットの著書の翻譯によつて一層實利主義の傾向鮮明となり、恰も江河の決潰せる如き勢にて我教育界を掃蕩せんとした。而して實利主義が教育の目的論を支配しつゝある時に教育方法論に於ても劃期的の時代を造るに至つた。學制時代に於ける教授法は極めて幼稚淺薄なものであつて、當時の教育界には格別注意を喚起するに至らなかつたが、伊澤修二、高嶺秀夫の兩氏が米國より歸朝に及びて、新教授法を唱道したので、從來教授法としては教科書の素讀講釋のみを事とし、教材を注入するを以て能事了れりとした教育界は大に之を歡迎して教授法研究の風潮俄然として勃興し、忽ちにして全國を風靡するに至つた。明治十六年六月當時東京師

範學校教諭若林虎三郎及び同校訓導白井毅の共著に係る改正教授術は、全く伊澤高嶺兩氏の學說を祖述して開發主義の教授を説いたもので、この書一たび出るや、普く全國に廣まりこれを讀まざるものは、教育者の資格なきが如く思はれた。教授法の沿革史上に特筆すべき良書であつた。

以上の外本期間に種々の教育書が翻譯されて居る。十三年の出版には村岡範爲翻譯の「平民學校論略」十四年には西村貞譯ギルの原著「小學校教育新論」十六年には土屋政朝譯フイーマ原著「制定教育學」添田壽一譯ベイン原著「倍氏教育學」、十七年には菊地大麓譯ラツセル原著「職業教育論」庵地保著「通俗教育論」十八年にはカレー原著「加氏初等教育學」松島剛譯「ミル教育論」外山正一譯「バルドイン原著「學校管理法」等が重なる出版であつた。

學制時代の教育書は、實際に間にあふやうな極めて常識的のものであつたが、今期に至つてはじめて以上の如き翻譯書が續々出版されるによつて、いよ／＼系統的な學說を説かるゝやうになつた。スペンサー及其系統に屬するベイン、シヨホノットの學說は知育を主とするものであり、又ペスタロッチの開發教授も等しく知育の開發を主とするものと解されてゐたから、當時の學說は主として知育偏重に傾いて居つたことはいふまでもない。従つて科學萬能な功利的教育思想であつたことは疑ふべからざる事實である。

第二章 教育令發布

學制の廢止 明治十二年九月「學制」を廢し「教育令」を公布した。學制は歐米の最も完備した制度を模倣して制定したのである。而も彼は幾多の年所を積み經驗を重ね其の成績に鑑み検討して其

の制度を完成せんとするに我は先づ法令を定めてこれを實施し其の効果の如何に因て漸次に制度を改善せんとするを以て、彼と我とは全く本末を顛倒して居る。故を以て勢ひ其の成功を急ぎ獎勵は督責となり督責は干渉とならざるを得ない。それが爲に徒らに地方の經費を増大した。明治十年西南の役直後は地方財政の逼迫益々深刻を極むるやうになつたので地方民は學事に關する負擔の過重に苦しみ、その輕減運動は頗る激甚なる處もあつた。「學制」改正の要を見る實に當然の事に屬する。本縣の如きも明治十一年十二月小學規程を發行し文部省に經伺の上學制に依らず自由なる規程を設けて實施した。

かく、世運の推移に伴つて從來の教育施設を不可能ならしめた。於是學制頒布以後七箇年の經驗に鑑み我國情を斟酌して適切なる教育制度を定めねばならぬことになつた。これが學制を廢止する主因である。

教育令の發布 教育令は小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、其の他各種の學校を網羅し本邦學制の大綱を規定したものであるが、大體に於て小學校に關する事項が多い。而して従前の「學制」の廣汎なるに比して簡單で條章僅に四十七條より成つて居る。其の要旨を擧ぐれば「學制」の佛國式干渉主義を改めて米國式の自由主義になしたのにある。「學制」には大、中、小の學區の制があつて學區取締を置いて、監督處理せしめたが教育令では各地方は、毎町村或は數町村聯合して小學校を設置するを本體とし、町村人民の公益たる私立小學校寺子屋の如きがあれば、別に公立小學校を設けざるも妨げない。又町村内の學校を幹理せしめる爲に學務委員を置き、町村人民の選舉に依りて定むることになつて居る。これは明に米國の教育行政の精神を採り入れたもので、町村人民の自由意志を基

にしたものである。學齡兒童の義務年限に關しても、學制には明記されないが、兒童滿十三歳迄に小學校を終ることを原則として居る。即ち八年と見なされてあるのを、教育令では四年間、毎年四箇月間授業すればよいこととし、従つて十六箇月を以て義務年限と見られて居る。又學齡兒童を就學せしめるのは父母後見人の責任である。學校に入學せずとも別に普通教育を受ける途のあるものは就學と見做す。學校を設置する資力に乏しい地方では、教員巡回の方法を設けて兒童を教授せしめることが出来る等大に自由を與へた。又教育令では學校に公立私立の區別を認め、地方税若しくは町村の公費を以て設置したるものを公立學校とし、一人若しくは數人の私費を以て設置したるものを私立學校とした。公立學校を設置或は廢止せんとするものは、府知事縣令の認可を経べしとなし、小學校の費用は町村費より支辨せしめ、文部卿よりも毎年補助金を各府縣に配布して、これを助けた私立學校でも府知事縣令に於て其の町村人民の公益たることを認めるときは、補助金を配布することが出来る。尙地方税の補助を要するときには、府縣會の議決を経て之を施行することも出来る。教員は男女の別なく、年齢十八年以上の者たるべく、公立小學校教員は師範學校の卒業證書を有するものとし、これを有せざるも相當の學力あるものはこれを任用することが出来る。各府縣は教員養成の爲、便宜に隨つて公立師範學校を設置すべきものとし、公立師範學校の整備を期するが爲に、文部卿は補助金を各府縣に配付することがあるものとした。教育令は又教科目に就ても、大改正を加へた。學制の如く煩雜なる教科目を置かずして、小學校の學科を讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の初歩とし、土地の狀況に依りて、算術、唱歌、體操等を加へ、又物理、生理、博物等の大意を加へ、女子の爲には、裁縫の科を設くべききのこととした。尙ほ明治十三年には、小學校種別中讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の六

科を具備せざるものは、普通教育の正格に合はざるものと雖も、小學校の部類に屬するものと認め之を變則小學校となし、又讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の六科を兼學するものは、之を普通教育就學者となすべく、六科を兼學せざるものは、之を變則就學となしたのである。

かくの如く教育令は學校の設置に於て、管理に於て、教科の内容に於て、従前の學制が餘りに廣汎で繁瑣で劃一的で又干渉であつたのに反して、簡易で、自由で、劃一を避け、専ら地方の實情に應じて其の經營を府縣並に町村の自治に一任した。當時未だ地方の自治行政は布かれない時であるから、文部省が折角この新令の實施によつて教育上一大進歩を來すべしと豫想したるもの、却て法令の精神たる自由主義を曲解し、事實上忽ち頹廢弛緩せんとする傾向を呈した。

文部省第八年報 明治十三年 新教育令の全國教育に及ぼせる影響の意外に大なるを認めて左の通り言ふて居る。

「明治十三年全國教育ノ狀況ヲ審按スルニ前年教育令發行以來深ク其影響ヲ地方學事ニ及ホシ教育ノ事業稍々頹弛ノ機ヲ現ハセリ顧フニ明治八九年來世態大ニ改進シ百般ノ制度概ネ皆改訂ヲ要セサルモノナシ而シテ教育令發行ノ如キモ亦此際ニアルヲ以テ之ヲ舊學制ニ比照スレハ施政ノ途轍稍々其寬嚴ヲ異ニスル所アルヘキハ言ヲ待タサルナリ然レトモ該令發行ノ爲メニ從來漸ク緒ニ就キシ學事モ一朝俄然退縮ノ非ヲ見ルニ至リシハ全ク是レ世人ノ教育令ノ眞旨ヲ了悉セサルニ淵源セリト謂ハサルヲ得ス蓋シ教育令ノ精神タルヤ固ヨリ政府學政ノ大綱ヲ放縱シテ之ヲ綜攝統理セサルモノニ非ス況ンヤ教化ハ國家ノ根基ニシテ世運ノ隆替風俗ノ淳漓等一トシテ皆教育ノ良否ニ因由セサルコトナキニ於テヤ若シ教育令ノ主義ヲ一層明確ニシテ世人ノ誤謬ヲ匡正スルコトナクハ遂ニ收拾スヘカラサル弊害ヲ生スルニ至ルモ亦未タ知ルヘカラス是ニ於テ本年十二月政府更ニ該令ヲ補訂シテ以テ大ニ學校ヲ革新シタ

ル所アレハ次年ニ於テ文運振張ノ効績ヲ見ルハ期シテ疑ハサル所ナリ」云々
教育令發布當時の前後に於ける本縣小學校教育の狀況は、小池民次氏の明治十三年八月千葉教育會第二回の總集會に於て爲した演説に其の要領を悉して居る。左に抄録して其の事情を知るに便にす。

諸賢の知らるゝ通り本縣の教育は去る明治十一年迄は縣廳に於て定めた一定の教則を遵守し教員の如きも縣廳にて某學校に奉職せよと命じた。然るに同年の十二月教育令發布 九ヶ月前縣廳より小學規程を發布した。小學規程に小學校の規則を土地の便宜に選ばしめ敢て甚しき迂遠の規則でなければ之を認可し教員も亦土地の望に依て雇入ることゝし縣廳は以前の如く教員に某學校へ在勤せよと命ずることはない。是に於て千葉縣民は教育の一事に就ては俄に重大の重荷を負はせられたといふべきである。如何となれば従前は小學校の教則も縣廳で制定したるものを用ひ、不便の土地あるにもせ、小學校教員は之を守て過失なきやう生徒を教授すればよいのであつたが教則は教員の選定すべきものとなりて人民は殊更に教員を精選し學識品行共に完全なる人物を雇ひ以て教則を撰定する大任を托せなければならぬ。萬一學識なく品行修らざる人物に此大任を托して兒童將來の幸福を希望するは途方もなき考へ違ひで恰も木に縁て魚を求むるやうなものである。よしや従前の通り縣廳で制定した教則を守る時であつても教員は學識品行共に完全でなければならぬ。兒童將來の幸福は常に教員より文字算術の傳授を受けるのみでは十分でない。文字や算術は世渡の一器械に過ぎない。則ち兒童將來の幸福となるものゝ主眼は教員の精神道德に感染薰化さるゝでなくて何である。世の父兄たるものが誰か卑屈の精神猥褻下劣の行狀に感染薰化さるゝを悦ぶものがあらうか、然るに不思議千萬なるは小學規程が布達されて以來縣下各處に於て高給の教員を厭ひ已に其校に在るものは之を滅殺して憚ることなくかくして兒童の教育を托せんとするか、嗚呼牛馬の如き動物と雖も定つた飼料を減じて能く勞役に堪へ得るや否。

農夫が一段歩に定つた種子を蒔かないで秋季に至り能く一段歩の收穫を得んとするも得られやうか否、斯の如く予が教員の身を以て喋々すれば世人或は我田引水論といふであらう。然れども予は強て我が田に水を引くではない。予が此言を喋々するは外ではない人民の教員に對することが斯の如くなれば到底諸方に良教員を失ひ、小學校は只貧生窮士の巢窟となり其弊害の及ぶ所は昔年の寺子屋の比ではないことを憂慮するの餘り此の言を爲すものである。右の如く良教員を悉く諸方の小學校に従事せしむることが出来ず隨て學事の衰退するやうな狀況あるに際し明治十二年九月政府は教育令を頒布した。教育令の旨意は實に自由主義にありと雖も蓋し干涉劃一の弊害を去つて愈々全國の學政を更張せんとする目的であらう。若し然らずして政府が何ぞ殊更に文部省を置く要があらう。我縣民は教育令を見て教育は人民の自由なり、自由は即ち我儘なればとて我が兒童を寺の和尚に托するも可なりとし、隣家の阿兄に庭訓の素讀を乞ふも可なりとし、甚しきは家に餘力あつても就學を得しめないものがある。抑政府が學政を自由にすれば人民は却て奮つて兒童の教育を圖るべきである。之を勉めないで只管に兒童の教育を等閑にして耻づることを知らざるものゝ多いのは遺憾の極みではないか(中略)此の狀勢に當つて縣内の教育を振興せんとするには縣廳及郡役所に向て充分な獎勵と保護と援助を乞はなければならぬ。(下略)

同氏の演説によつても本縣の如きは教育令發布以前既に劃一干涉主義の「學制」の實施に苦しみ其の改廢を如實に現出したものであると共に小學規程や教育令の發布によりて其の發達を阻害したること蓋し大なるものがあらう。

教育令の改正 文部省は俄に放任自由主義を捨て、再び干涉主義に戻さねばならなかつた。朝令暮改の議を厭はず其の弊害の未だ大ならざるに防がうとした。十三年十二月二十八日遂に教育制度を改正するに至つた。改正令發布に先だち時の文部卿河野敏謙が「教育令改正案を上奏する

文に曰く。

維新僱武ノ後政府大ニ文教ヲ布ケリ其事草創ニ屬スルヲ以テ尨雜叙無ク事態齟齬スルモノナキニアラスト雖モ學校ノ設置天下ニ遍ク人民就學ノ途爰ニ洞開セシモノハ一ニ此法ノ致ス所ニアラス爾來五七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ變スルヲ以テ學制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七條ノ新法ヲ定メ以テ舊學制ニ代ル所ナリ蓋シ此改正ニ當リ舊法ノ尨雜ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及フ所往々放任ス可ラザルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラサルナリ夫レ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レズ是ニ於テカ學問ノ益未タ顯ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ生ス識者其弊ノ因ル者ヲ深考セス徒ラニ罪ヲ學事ノ干涉ニ歸シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ弊タル學制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜シキヲ失フニアリ干涉ノ過度ニアラスシテ干涉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何トナレハ前日ノ干涉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ニ察スルカ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ經ル蓋シ寡ケレハナリ而シテ議者一切尤モ干涉制度ノ上ニ歸シテ反動ノ勢普通教育ト雖モ亦干涉ス可ラスト云フニ至ル過テリト云フヘシ猶醫師ノ治ヲ過ツハ醫術ノ咎ニアラス、而シテ醫ノ不良ナルカ爲メニ遂ニ醫術ヲ廢セントスルカ如シ豈理ナラシヤ蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟クモ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セスシテ其普及ヲ望ム河清ノ俟ツ可ラサルカ如シ夫ノ英國ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸國ニ比スレハ頗ル教育ヲ放任スルモノトス而シ全國ノ人民ノ無智ナル夙ニ識者ノ慨ク所トナリ世論漸ク干涉ノ止ム可ラサルヲ覺知シ遂ニ一千八百三十九年ニ及ンテ樞密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定セシヨリ年々其權限ヲ擴充シ費額ヲ増益シ一千八百七十八年ノ如キハ補助金二百十四萬九千二百零八「ポンド」ノ巨額ヲ議

院ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政事ニ干涉ヲ事トセス又教育ノ一事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸國ニ數等ヲ讓レルノ英國ニシテ其措置尙ホ此ノ如シ其他ハ類推スヘキナリ蓋シ其政體ノ如何ニ關セス苟モ文明ヲ以テ稱セラル、國ニシテ普通教育ノ干涉ヲ以テ政府ノ務トセサルハナシ是普通教育ハ其國運ニ關スル最大ナルカ故ニアラスヤ我國ノ如キ學制ヲ施シテヨリ纔ニ數年未タ其效績ヲ見サルニ於テハ深ク怪ムニ足ラス但施行ノ間ニ當リ僅々ノ弊ヲ見ルカ爲メニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレテ此主義ヲ揉ムルニ至リテハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ムコトヲ得ンヤ是臣カ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンテ希圖シテ己マス教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ハン客年教育令ヲ制定シテ墨痕未タ乾カス今又之ヲ改正セハ信ヲ國民ニ失フテ如何ニセント是亦事ヲ解セサルノ言ノミ苟モ法令ノ國家人民ニ不利ナルヲ知ラハ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レアラシヤモシ既ニ其不利ナルヲ覺ユルモ敢テ之ヲ改メス荏苒年ヲ渉ル者ハ彼不可ナルヲ知テ難ヲ攘ミ來年ヲ俟テ止メントスル者ト其異果テ何クニアルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ國家ヲ念フニ薄キ者ト謂ハサル可ラス是レ臣カ今日改正案ヲ進奏スルニ於テ敢テ遲疑セサル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸學校ニ於ケル纔カニ其名稱ヲ掲クルニ止マリ之カ制規ヲ立ツルノ條ハ全ク缺如タリ臣ノ意將ニ之ヲ補テ其體ヲ具ヘシメントスルニ在リ但普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト焦眉ノ急ニ屬スルヲ以テ今回ノ改正ハ專ラ小學ニ係ル事ヲ主トシテ其他ニ及ハス謹テ此ニ本案ヲ進ムニ當リ此事由ヲ一言シテ豫メ他日改正ノ端緒ニ供ス伏シテ請フ 陛下ノ此ニ照察センコトヲ臣敏謙恐惶頓首謹言

從來は教授の實際に關しては、餘り干涉督勵をしなかつたが、今後は改正教育令により此の方面にも、督勵の歩を進めんとする當局の意志が、右の上奏文によく示されて居る。

改正教育令の要點を擧ぐれば學區の制を復し、就學を督勵し、學期を延長し、教科目及其の課程を、確立し、學務委員の選任を嚴にすることを主眼として居る。即ち各町村は、府知事縣令の指示に従ひ

獨立或は聯合して、其の學齡兒童を教育するに足るべき一箇若くは數箇の小學校を設置せしめること、但私立小學校ありて府知事縣令の認可を経れば、別に設置せざるも妨げなしとして居る。前の教育令にては公立學校の設置廢止は、府知事縣令の認可を受け、私立學校の設置廢止は、單に府知事縣令に開申すべきことと定めてあつたが、改正令には府縣立の學校、書籍館、幼稚園の設置廢止は、文部卿の認可を経べく、町村立に係るものは、すべて府知事縣令の認可を経べく、私立のものゝ設置は、同じく府知事縣令の認可を要し、其の廢止は府知事縣令に開申せしめ、町村立私立學校、幼稚園、書籍館等の設置廢止の規則は府知事縣令これを起草して文部卿の認可を受けなければならぬことになつた。

義務教育最低年限は、十六箇月なりしを、三箇年に延長し、父母後見人は、其の學齡兒童の小學科三箇年の課程を卒らざる間は、已むを得ない事故のない限り、少くも毎年十六週日以上就學せしめなければならぬこととし、三箇年の課程を卒つた後でも相當の理由がなければ、學齡八箇年間は毎年就學せしめなければならぬ。又小學校の學期を三箇年以上八箇年以下とし、授業日數を、毎年三十二週以上とし、授業時間は、一日三時間より少からず、六時間より多からざることとした。

小學校の教科目は前の教育令と異なる。即ち修身、讀書、習字、算術、地理、歴史等の初歩とし、土地の情況によつて、野畫、唱歌、體操等を加へ、又物理、生理、博物の大意を加へ、殊に女子の爲には裁縫等を加設せしめ、已むを得ざる場合は、地理、歴史を除くことを得しめた。かく科目の種類と數とは變りはないが、特に著しい變りは、修身科を始めて諸教科目中の首位に置いたことである。爾來文部省の方針は一定して、どの學校の教科目でも修身を首位に置く習慣となつた。小學校の教則は、學制の當時は別に文部省で規定されて、府縣はこれに據つて制定したのであつたが、教育令の發布と共に廢せられて、其の後は各小學校に於て任意之を定むることになつたのであつたが、改正令は干渉主義に復して、文部卿が頒布する綱領に基き、府知事縣令これを編制して、文部卿の認可を受くることになつた。

師範學校は前には各府縣に於て便宜に隨ひ師範學校を設くべしとありしを、改正令は各府縣は小學校教員を養成する爲に師範學校を設置すべしと限定した。又學制でも教育令でもこれまで教員の資格として、學力のみを考慮し、殆ど品行に就ては顧みなかつたが、改正令は俄に教員の品行の事を力説するやうになつた。尙ほ前の教育令では小學校教員として師範學校卒業生以外に資格がなくとも、教員に相應せる學力さへあれば、教員たるに妨げなしとし、十二年十二月文部省達を發して府縣をして、此等の教員の爲に、適宜の方法によつて其の學力を證明せしめた。然るに改正令は師範學校卒業生以外、府知事縣令から教員免許狀を得れば、其の府縣に於て教員たるを妨げずとなし、學制當時は官立師範學校に於てのみ其の請に依て許した教員免許狀の規定を改正教育令では各府縣の師範學校にもこれを許すやうになつた。其の他改正令に於て教員の進退及俸給等の事を規定し、其の進退は學務委員の申請に因り府知事縣令任免し、俸給は府知事縣令之を定めて、文部卿の認可を経ることとした。

以上はこの改正令の主なる條項である。唯この改正令に就て最も遺憾とする所は、國庫補助金を廢したることである。學制頒布以來、學事獎勵の爲に男女兒童分頭金九厘の率を以て小學委託金と稱し、後小學補助金と改め、年々國庫より少きは年額約二十萬圓多き時は約七十萬圓を府縣に補助し

て居つた。又公立師範學校にも明治十年七月以降年々五萬圓乃至七萬圓を繼續して補助してあつたが改正教育令はこれ等の箇條を悉く削除して其の補助金を廢して了つた。

明治十二年の教育令の影響を受けて本縣の學事は一時頓廢の兆を現はしたが翌十三年の該令改正に因つて漸く挽回の機運に向つた。文部省第十年報明治十五年に掲載せる本縣學事年報を抄録すれば左の通り

明治十五年管下學事ノ現狀ハ概略明治十四年報ニ於テ開申セシ如ク明治十二年發行教育令ノ趣旨ヲ誤解スルモノ多ク學事ノ條緒種地ノ兆ヲ現ハシ頗ル憂慮セシカ恰モ明治十三年該令ノ改正ニ際シ爾後主トシテ學事ノ諸法規ヲ改正シ專ラ教育事務ノ擴張ヲ計畫セシヨリ漸次舊來ノ面目ヲ一新セリ十五年ハ就學生徒ノ數前年ニ比スレハ頗ル増加セリ父兄モ亦教育ノ急務タルヲ會得シ完全ナル校舍ト善良ナル教員トヲ期待スルノ念ヲ生シ競テ師範學校卒業生ヲ聘シ任用ヲ乞ヒ或ハ校舍ヲ新築スルモノ少カラス是レ其功驗ノ昭著ナルモノナリ云々

以上教育令によりて受けたる影響の極めて大なりし一斑を知るに足るであらう。

改正教育令の施行に伴ひ諸般の法規具はり府縣は務めて之を實施せんことを期し文部省は屢吏員を派遣して之を視察せしめ或は令達を發して之が改良を促した。それが爲め外は學校を修築し良教員を増聘し内は教授法を改良し圖書器械を整備する等専ら教育の上進に努め明治十五六年の頃に於て改正教育令の効果は最も顯著となり特に小學校の規模は頗る整頓した。然るに十七年頃より全國到る處頻年凶作打續き物價は低落金融は逼塞經濟上大不況の爲に民間の困弊實に甚しきものがあつた。随つて地方教育事業も一大打撃を蒙り漸次小學校の數も就學兒童數も減少し俄に衰退の狀を呈し再び十二三年頃の情勢に逆轉せんとした。

教育令再度の改正

即ち政府は十八年に至り再び教育令の改正を行ひ教育費の節減を主と

した。従前の學務委員を廢し町村の學事は専ら戸長をして掌理せしめて事務を簡捷にし小學校の外に小學教場の制を立て資力乏しき寒村貧邑の所に之を設けしめ特に校舍を置かず社寺若くは民家の一隅を借用し小學校より一層簡易な教則を以て普通科を教授する所とし以て學資の節約を圖つた。又教科目は小學校も小學校教場も共に條文に掲載せず土地の事情に應じて其の取捨加除に便を與へた。又半日學校及夜間學校を公認し新教育令第十二條但書に「土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ教授スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時間ヨリ少ナカラサルモノトス」と規定した。これ我が國に於ける半日學校の始めである。更に小學校教場すら設置することの出来ない資力の乏しい町村では府知事縣令の認可を得て巡回授業の方法を設けて普通教育を施してもよいとした。又従前の教育令では授業料を收めると否とは其の地方の便宜に任せてあつたのを新教育令はこれを削除し別に府縣に令達して授業料を徴收するを本體とし唯小學校教場に於てのみ之を徴收せざることにした。又學制以來久しく小學校の修業期限は半年進級制であつたのを之を止めて一年進級制に改めた。爾來全國何れの學校を問はずこの時より皆一年進級制に改まつたのである。其の他東京女子師範學校を廢して東京師範學校に併合し府縣に令し女子師範學校を師範學校に合併せしむる等大に緊縮の跡を示した。然れどもかゝる消極的萎縮的な教育令は經濟不振の時期に於て一時止むを得ざる事情があつたとはいへ國家の進運に伴ふ施設ではない幸にしてこの教育令は發行後僅に八箇月で其の主旨半ば實行に至らずして政府の機構改まり新に教育制度の建直しとなり廢止の運命に陥つたことは不幸中の幸福であつた。

當時本縣教育施設の狀態は如何と觀れば、新教育令に對する一般人民の意向は恰も明治十二年の教育令發布の時の如く、政府が教育を町村の便宜に任せたるものと誤解し、往々其の施設を怠る傾向があつた。船越縣令は之を憂慮し教育令改正の趣旨を一般人民に普く知らしめんとして左の告諭を出して居る。

今般教育令御改正被爲在候ハ普通教育ノ改良上進ヲ企圖シ一層就學ノ便路ヲ開キ兒童ノ就學ヲ督勵セラレ候儀ニシテ兒童ニ普通教育ヲ授クヘキハ國民一般ノ義務ニ有之荷モ父母後見人タル者ハ之カ責任ヲ盡サマルヘカラサルハ勿論ニ候得共家計不如意止ヲ得サル事情ニ由リテ一定ノ時間ニ就學セシムル能ハス空ク學齡年限ヲ經過セシムル者往々有之實ニ事實ニ於テ憫諒スヘキノミナラス國民教育ノ旨趣ニ相戾リ不都合少ナカラサル儀ニ付土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業スルノ方法ヲ設ケ此等ノ兒童ヲ學ケテ學ニ就カシメ以テ村ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ子弟ナカラシメントスルノ御旨趣ニ有之且學務委員ヲ廢セラレ候ハ該委員ニ係ル事務ハ戸長ニ於テ辦理セシメ候モ學政上敢テ支障無之ヲ以テ可成民費ノ負擔ヲ輕減セシメントスル御旨趣ニ有之候然ルニ民間往々無稽ノ説ヲ唱ヘ學務委員ノ廢止等ヲ口實トシ自今學事ハ町村ノ便宜ニ任セ候モノト誤解候向モ有之爲ニ就學上ニ影響ヲ及ホシ候ニテハ政府興學ヲ重ンセラル、ノ御主旨ニ對シ甚以テ不相濟儀ニ付小學校並ニ小學教場ニ係ル諸規則等追テ相達候マテ從前ノ制規ニ從ヒ兒童ヲ督勵シ其未タ就學セシメサルモノハ努メテ就學セシメ以テ父母後見人タルノ本分ヲ盡シ改正ノ御旨趣ト背馳セサル様篤ク注意可致此旨告諭候事

明治十八年十月五日

千葉縣令 船越 衛

又郡長に對し教育令改正の旨趣を同様内達して居る。左の如し

本年太政官第二十三號布告ヲ以テ教育令改正セラレ候就テハ小學校及小學教場ノ設置並ニ教則等追テ可相達候得共

今回ノ改正タル一ハ學科ノ程度ヲ簡易ニシ併セテ修業時間ヲ斟酌シ荷モ學齡兒童ヲシテ家ニ不學ノ徒ナカラシメ一ハ民費ノ負擔ヲ輕減シ山村僻落ト雖モ小學校若クハ小學教場ノ設備ヲ容易ナラシムルノ趣旨ニ基カセラレタル儀ニ可有之然ルヲ新令中學務委員ノ廢止小學教場ノ設備等ニ付自今學事ハ町村ニ於テ適宜施行シ得ラル、モノト心得漫リニ從前ノ組織ヲ變更シ若クハ將來ノ規畫ヲ拋棄スル等ノ向有之候テハ改正ノ御旨趣ニ對シ甚以テ不相濟儀ニ候條何分ノ儀相達候迄ハ從前ノ組織ニ據リ一意兒童ノ就學ヲ獎勵シ普通教育ノ趣旨ヲ貫徹セシメ候様戸長へ懇篤示諭可致此旨及内達候也

明治十八年九月二日

縣 令

各郡長宛

以上述べたる如く明治十二年の教育令は彼の「學制」の翻譯的法令が我が國情に適せざる所を補はんが爲に制定されたもので、初めは餘りに自由放任に失して失敗を招き再び改正して干渉督勵に還りて振興の機運を開き、更に經濟界の不振に際會して再び改正の必要を見るに至つた。其の間僅に六年であるが、この時代は一面には地方の事情を顧慮すると共に實務の成績を徵驗し之を綜合して將來建設期に入るべき法令の試練期といふべきである。

左は千葉教育會が明治十八年八月教育令改正に際し同年十一月發行の雜誌第八十一號論說に掲載したるもので當時本縣教育の狀況を知るに足れば抄録することにした。

【參 照】

一般人民をして教育の眞價を知らしむべし

千葉教育雜誌抄録

政府教育令を改正するや人民動もすれば政府は教育を放任すとて重荷を卸したるが如くに思ひ政府は教育に干渉す

と聞けば恰も餘分の厄介を引受けたるが如くに思ひ人民は恰も教育を以て我が子孫の爲にするに非ずして政府に對して止むを得ざる義務の如くに視做せり。今日の人民は昔日の人民に非ず昔日の人民は一般に教育の何物たるを知らざりしが今日の人民は略ぼ何物たるを知り土地によりては人民自ら進て校舎を新築し學校資本金を蓄積するものあり其他の地方と雖も人民の心意に教育の必用を感じたるが如くに見ゆるもの少しとせずして一般に昔日の面目を改めたること必せり然るに政府一たび改正教育令を發するや、人民は重荷を卸したる如くに誤りし政府教育に干渉すと聞けば人民恰も餘分の厄介を引受けたるが如くに思へるは將た何等の原由ありて然るか政府今回の改正教育令は決して人民の誤了するが如く教育を放任するものに非ざるは少しく時事に注意するもの、皆知る所なりもし改正教育令は教育を放任すとの主旨なるときは今日の人民たるもの子孫の爲に一層の注意計畫を要すべきことならずや然るに一概に放任せられたりとして意に介せず殆ど對岸の火災に於けるが如くなるは將た何等の原由ありて然るか甚た不審なることなり蓋し多數人民未だ教育の眞價を知らざるなり若し既に其眞價を知らば教育令の改正を聞て縱令之を誤了するにもせよ何ぞ重荷を卸したる如くに思はんや何ぞ對岸の火災に於けるが如くに感せんや山之觀之今日の人民は昔日の人民に非ずと雖も尙腦中教育の眞價を存せざるもの多きは明なり彼の一般に昔日の面目を改めて教育の必要を感じたる如くに見ゆるも極めて少數の人民が主唱誘導するあるに依るのみ。

凡そ事物の進歩改良に就て恐るべきの弊害は其方向を誤るにあり方向を誤るは其眞價を知らざるに因る人民の多數が今日の如く尙教育の眞價を知らざるときは烏ぞ知らん其方向を誤りて進歩改良の道を妨害するに止まらず從來の功を絶無に歸せんことをされは今日の急務は多數の人民をして教育の眞價を知らしむるにありと云ふも敢て不可なからん。

政府は普通教育即ち國民教育の爲に心を用ひ財を費し其進歩改良を計畫し師範學校を設けて良教員を養成するに汲

々たる等是れ日も足らざるが如し今回の改正教育令の如き要するに尙一層國民教育の實績を得んとせらるゝにあり政府の意を斯道に用ふる盡せりと謂ふべし政府は此の如く心を用ひて其進歩改良の計畫に汲々たりと雖も多數の人民が之を了解せずして種々の臆測偏見を其間に狭むときは遂に其實績を收むる能はざるのみならず却て意外の不幸を見るに至らんとす其害や恐るへし昨年某地方に暴動あり其口に藉く所を問へは曰く小學校を廢止せんと曰く租税を減ぜんと彼等無賴の徒とは謂ふもの、苟も公然と學校廢止を口に藉て人民を煽動せんと企てたるは又多數人民が其腦中に教育の眞價を存せざるの證とすべし國民教育の爲めに憂ふべきことなり。

されば教育の進歩改良を妨害するものは世上の不景氣に非ずして多數人民が教育の眞價を知らざるによるなり日本に生息して我子孫を日本の一民たらしむることの必用を悟らざるによるなり果して然らば今日の急務たる直接に間接に多數人民をして教育の眞價を知らしめ我子孫をして日本の一民たらしむることの必用を悟らしめ以て其進歩改良の妨害を除却するにあり元來其土地の小學校の風儀も善く授業の方向生徒の状態等間然する所なからんには最も其眞價を知らしめ易きことにして世間其例に乏しからざれども人民の教育を思はざる地方に於ては不幸にして此の如き學校を見ること稀なり然らば則ち多數人民をして教育の眞價を知らしむるの方便如何余輩の考ふる所にては主として教育吏員地方を巡回するに際し兼て人民を會して懇々談話せらるゝにあり吏員は一般に人民の尊敬を受くるの有様あるを以て親しく相接して笑話の際に教育の談話を爲すが如きは余輩其最も効力あるを信ず此點のみに就て考ふるも實に教育吏員は十分に教育上の知識に富まんことを望ましけれ若し然らざるときは却て大害を醸成するの恐あればなり次に教員たるものは殊に授業の方向、生徒の状態及學校の風儀等に注意すべし又能く父兄に接して其授業の方法を談話し或は之を父兄に協議するが如くせんことを要す加之便宜通俗教育談話會を催すが如きも能く之を利用するときは其効力甚だ大ならん此等の方便にして幸に其宜きを得ば多少今日の急務に應ずるの力あらんことを信するなり。

多數人民既に教育の眞價を知りたる以上は今日の面目を一新して地方小學の規模を改良し教員に校舍に器械に其完備を告げて將來の國民に福し國家富強の基礎を造る難きに非ざるなりビスマルク曰く我獨逸國の今日の隆盛を致したるは兵と教育にあり此言は我國の最も忽にすべからざるものなりと彼の獨逸の兵力を以て今日の富強を致したる國と雖も教育を重ずること尙此の如し況んや我國の如き今より歐米諸國に對峙せんことに汲々たるに於てをや。(下略)

第三章 教育行政

第一節 文 部 省

文部省は全國教育の事務を管理統制する所で、明治十三年一月改正したる職制章程太政官達第七號によれば、卿は全國教育の事務を統攝し、道德知識の上進を贊導し、省中吏員の進退黜陟は奏任以上は之を具狀し判任以下は之を專行す、大輔、少輔は卿の職掌を輔け、卿事故あるときは之が代理たることを得しめた、書記官は卿の命を受けて庶務を整理し、屬は各其の庶務に従事す、同年三月學務課報告課の二課を廢し、官立學務局、地方學務局、編輯局、報告局の四局を置き、會計課を會計局と改稱した。文部省號 同年十二月更に各省使職制並事務章程太政官達第六十號を改めた、其の中文部省職制並事務章程に據れば、文部省は全國教育に關する事務を管理する所で、左の諸局即ち官立學務局、地方學務局、編輯局、報告局、會計局の各其の主務を幹理すとあり、卿は部下の官員を統率して、主管百般の事務を總理し、部下官員の進退黜陟は奏任以上は之を具狀し判任以下は之を專行す、主管の事務につき法律布令を

設け又は其補正を要することあれば其の意見を奏請することを得、又施行の主任ある法案に就きては元老院の議席に列し其の利害を辯論することを得、大輔は卿の職掌を輔け、卿事故あるときは其の代理となることを得、少輔は掌大輔に亞ぐ、書記官は正大、權大、正少、權少書記官あり、卿の命を受けて各其の主務を幹し、屬は一等より十等に至る各庶務に従事することとす、十四年三月内記局を設置す。太政官達第二十四號 同十一月各省従前の事務章程を廢し、諸省事務章程通則を定めた。太政官達第九十四號 此の月文部省中官立學務局、地方學務局、内記局を廢し、更に専門學務局、普通學務局、庶務局、内記課を置き、従來の報告局、會計局及調査課を合せて六局二課とした、十五年四月褒賞課を置き、教育上の褒賞並に教員退養料等に關する一切の事務を掌らしむ。文部省無號 此れより全國の學校教員生徒學務委員の優良なるものを表彰する途を開き、獎勵の一方法とした、十八年二月編輯局、會計局、報告局の外他の局課掛を廢し、更に内記局、學務一局、學務二局を置き、すべて六局となした、同年十二月政府の組織を改革し、太政大臣左右大臣參議各省卿の職制を廢し、更に内閣總理大臣各省大臣を置き、宮内大臣を除き、内閣總理大臣及外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の諸大臣を以て内閣を組織する制度に改めた、この月文部省中に視學部を置き、府縣を五部に分ち、各一部を擔任して其の學事を視察して、文部大臣に具申することを掌らしめ、視學官に屬官若干人を附して事務に従事させた、十九年三月各省官制の發布ありて、文部省に次官一人、勅秘書官二人、書記官、參事官各七人、視學官五人、各局長、局次長以上奏任、試補准奏、屬判屬任を置き、従前の各局を廢し、大臣官房、總務局、學務局、編輯局、會計局を置き、其の制また一變した、今其の官制に據れば、文部大臣は教育學問に關する事務を管理し、次官は主任大臣の命を受け、其の法律勅令に副署し、省務を敷奏し、内閣の議に列し及び省令を發するの外

大臣の職務を代理し又大臣の職務の一部に就きて委任を受け又總務局長となり各局課の事務を監督し省務の全體を整理す。秘書官は大臣に専屬し官房の事務を掌り、書記官は大臣又は總務局長の命を受け各局の成案を審査し文書を掌り又總務局中諸課の長を兼ね課務を掌理す。參事官は大臣又は次官の諮問に應じ意見を具へ及び審議立案を掌り視學官は學事の視察に従事し、局長は大臣又は總務局長の命を受け其の主務を掌理し及び各課の事務を指揮し、試補は定期間事務を練習し任官を待ち、屬官は各上官の指揮を承け書記簿記及計算の事に従ふべきものとす。
 明治十二年以降同十九年に至る八年間に文部省長次官の人名及更迭の年月を掲ぐれば左表の如し。

文部省長次官一覽表

年次	卿 (大臣)	大輔 (次官)	備考
明治十二年	寺島宗則 十二年九月兼任	田中不二麿	十二年九月學制ヲ廢シ教育令ヲ布ク
同十三年	寺島宗則 十三年二月退 河野敏鎌 十三年二月任	田中不二麿 十三年二月轉	十三年二月寺島宗則ノ兼任ヲ解ク 十三年十二月改正教育令ヲ布ク
同十四年	河野敏鎌 十四年四月轉 福岡孝弟 十四年四月任		十四年四月河野敏鎌農商務卿ニ轉シ 議官福岡孝弟文部卿ニ任ス

同十五年	福岡孝弟	此間大輔缺 少輔 九鬼隆一	
同十六年	福岡孝弟 十六年十二月轉 大木喬任 十六年十二月任		十六年十二月福岡孝弟參事院議長ニ轉任參議大木喬任文部卿ヲ兼任
同十七年	大木喬任		
同十八年	大木喬任 十八年十二月轉 森有禮 十八年十二月任		十八年八月教育令ヲ改正ス 十八年十二月官制改革卿輔ヲ廢シ 大臣次官ヲ置ク文部省御用掛森有禮 文部大臣ニ任ス
同十九年	森有禮	辻新次 十九年三月任	

第二節 地方教育行政

一、縣學務課

學務課の組織及其の變遷 學制頒布の當初は、地方廳に學務に關する專任の吏員一二名を置いて管内の學事を處置せしめたが、明治八年四月始めて地方廳中に學務課を置き、縣内の學事を掌理せしめた。同年十一月府縣職制が定まり第五課と改稱した。十一年七月龔の府縣職制並事務章程

を廢して新に府縣官職制を發布し、府知事縣令をして分課を定めさせるやうになつて學務課又は教育課の名に復した。

同年同月郡區町村編制法が公布され、郡區長を置き、其の下に郡區書記があつて郡區長の命令によりて所管内の學事を掌理した。地方に依り管下の學事監督は其の便宜に任せたので或は學務課中に監督係を置くものもあり、或は郡區吏監督の規則を設けた所もあつた。小學兒童の定期試験卒業試験の際は、學務課員、師範學校教員又は郡區長等の臨檢するが、一般の定例であつた。

同十六年八月文部省は小學校教員の素質を改善する目的を以て府縣をして教員講習所を設け又は督業訓導後小學督業と改むを置く計畫をなさしめた。

本縣にては、明治十四年一月達甲第一號を以て従前の職制及事務章程を改正し各課掛を警察を除く置き、同年二月より施行した。これに據れば學務課職制及事務章程は左の通り定めた。

學務課職制及事務章程

學務課ハ縣内ノ學事ヲ統轄シ教育普及ノ方法ヲ案シ學校廢置及教則校則ヲ考案審査スル等ノ事ヲ掌ル所ニシテ其事務ヲ支分シテ二科トナス

教育科 雜務科

職制

課長 (第一)本課ノ事務章程ニ依リ本課一切ノ事ヲ掌理ス (第二)本課課員ノ能否勤惰ヲ考査具狀スルコトヲ得

副課長 課長ノ任ヲ分チ之ヲ掌リ課長事故アルトキハ代理タルコトヲ得

課員 課長ニ從ヒ其管掌ノ事務ヲ調理ス課長事故アルトキハ特ニ代理ノ任ヲ受クルコトヲ得

事務章程

教育科 (第一)公立學校幼稚園書籍館等設立及廢止ニ關スル事務ヲ調理スル事 (第二)公立學校維持ノ方法ヲ

考案スル事 (第三)公立學校教則校則ヲ調理スル事 (第四)公立學校教員ノ能否勤惰ヲ監督シ其進退ニ關スル事

務ヲ調理スル事 (第五)公立學校生徒學業ノ進否ヲ視察シ之ヲ獎勵スル事 (第六)縣立學校維持ノ方法ヲ考案ス

ル事 (第七)縣立學校ノ教則校則ヲ調理スル事 (第八)縣立學校教員ノ勤惰ヲ監督シ其進退ニ關スル事務ヲ

調理スル事 (第九)縣立學校生徒學業ノ進否ヲ視察シ之ヲ獎勵スル事 (第十)縣立學校生徒募集ニ關スル事務ヲ

調理スル事 (第十一)私立學校幼稚園書籍館等設置ニ關スル事務ヲ調理スル事 (第十二)私立學校教則校則ヲ審

査スル事 (第十三)私立學校廢停ノ事務ヲ調理スル事 (第十四)縣立公立私立學校ヲ巡視スル事 (第十五)學務

委員ノ勤惰ヲ監督シ其進退ニ關スル事務ヲ調理スル事 (第十六)學務委員ノ事務章程ヲ調製シ又ハ之ヲ更正スル

事 (第十七)教員試驗法ヲ設ケ或ハ之ヲ更正スル事 (第十八)學事會議ニ關スル事務ヲ調理スル事 (第十九)教

育上ノ妨害ヲ除クノ方法ヲ考案スル事 (第二十)學事年報ヲ調製スル事 (第二十一)學事統計表ヲ調製スル事

雜務科 (第一)地方稅支出ニ係ル縣立學校費及小學補助費ノ豫算決算ヲ調理シ其説明書ヲ會計課ニ送付スル事

(第二)公立小學資金ニ關スル事務ヲ調理スル事 (第三)縣立公立學校ニ寄附ノ金員物品ニ關スル諸件ヲ調理スル

事 (第四)學費其他寄附、獻納ニ依リ賞譽スヘキ者ヲ取調ル事 (第五)教員生徒及學務委員ノ賞譽ヲ取調ル事 (第

六)公立小學校ノ罹災救助ヲ取扱フ事 (第七)貧民學齡ノ兒童ニ就學資給與ヲ取扱フ事 (第八)縣立公立學校經

費明細表ヲ調製スル事 (第九)本課官吏ノ願届書ヲ調査シ職務掛ニ送付スル事 (第十)本課ノ書籍文書及帳簿

ヲ管理整頓スル事 (第十一)本課ノ職事日表及職事月表ヲ調製スル事 (第十二)本課ノ受付及送達ノ事務ヲ取扱

フ事 (第十三)記録掛ヨリ回送スル諸達書ヲ課中ニ回達スル事 (第十四)本課管理スル所ノ諸金員ノ收支ヲ取扱

フ事 (第十五) 地方税ヲ以テ買入及建設シ本課管理ニ屬スル土地家屋備品調書ヲ會計課ヘ送付スル事

十五年六月地理掛、縣會掛、長官局書記を廢し、調査課往復掛を置き、各課及警察本署中分掌を改め、各課列次を定めて同七月一日より施行した。達甲第八號 左に各課掛の列次及教育課事務章程を抄録す。

調査課 調査部、審査掛、内記掛、職務掛、雜務掛、會議部

庶務課 本務掛、戶籍掛、雜務掛

農商課 本務掛、驛遞掛、地理掛、森林掛、雜務掛

租稅課 國稅掛、地方稅掛、雜務掛

教育課 本務掛、雜務掛

衛生課 本務掛、雜務掛

會計課 計畫掛、出納掛、公債掛、調度掛、雜務掛、

土木掛 記錄掛、往復掛、(警察本署ハ略ス)

教育課事務章程

教育課ハ教育普及ノ方法ヲ案シ學校幼稚園書籍館教育會等ノ事務ヲ調理シ兼テ醫學校附屬病院ヲ管理スル所ニシテ其事務ヲ支分シテ二掛ト爲ス

本務掛、雜務掛

本務掛 (一) 縣立町村立私立學校幼稚園書籍館ノ設置廢止合併分離變更ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 巡回授業家庭教育等ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 學區ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 縣立學校職員ノ進退及俸給等ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 町村立學校職員ノ任免及俸額等ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 小學校教

員免許狀授與ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 縣立及町村立學校職員及生徒賞與ニ關スル事務ヲ調理スル事

(一) 就學督責ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 學務委員ノ任免及職務ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 貧民學齡兒童就學資給與ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 縣立及町村立學校資金及寄附金等ニ關スル事務ヲ調理スル事

(一) 教育會ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 學上褒賞ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 縣立學校生徒募集ニ關スル事務ヲ調理スル事 (二) 町村立小學校費補助ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 公私學校ヲ巡視スル事 (一) 學

事ニ係ル町村會規則ニ關スル事務ニ關與スル事 (一) 縣立及町村立學校生徒學業ノ進否ヲ視察シ及之ヲ獎勵スル事 (一) 縣立醫學校附屬病院職員ノ進退及俸給等ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 學校敷地ニ關スル事務ニ關與

スル事 (一) 教育費及町村教育補助費ノ豫算決算ヲ調理スル事 (一) 縣立醫學校附屬病院ニ關スル事務ヲ調理スル事 (一) 師範學校準備金及小學補助金二十分一豫備金ニ關スル事務ヲ取扱フ事 (一) 學事年報及統計表ヲ調製スル事 (一) 本課管理ニ屬スル地方稅雜收入ノ豫算決算ヲ調理スル事

雜務掛 (一) 本課ノ文書ヲ整頓管理スル事 (二) 本課主管ニ係ル諸規則令達ヲ類纂スル事 (一) 本課ノ受付及送達ノ事務ヲ取扱フ事 (一) 本課ノ職事月表ヲ調製スル事 (一) 諸達書ヲ課中ニ回達スル事 (一) 地方費ニ係ル本課管理ノ土地物件調書ヲ調整スル事 (一) 本課日誌ヲ作ル事 (一) 本課年報ヲ調整スル事 (一) 縣治統計表ニ掲載スヘキ本課主管ノ事項ヲ調理スル事 (一) 教育課員及學務擔任郡書記ノ任免屆ヲ調理スル事

十六年一月廳中に新に兵事課を置き、衛生課の次に列せしめ、同年三月縣立醫學校及附屬病院に關する一切の事務を衛生課の主管に移した。其の結果同年六月教育課の事務章程中左の數項を改正した。達甲第十三號

一 教育課事務章程緒文調理ノ下「シ兼テ醫學校附屬病院ヲ管理」ノ十三字ヲ削除ス本務掛ノ條第二十項第二十一

項 醫學校及附屬病院ニ關スル事項ヲ削除シ第四項第五項左ノ通改正ス

一 縣立學校職員ノ進退黜陟賞與懲戒等ニ關スル事務ヲ調理スル事

但縣立醫學校ハ此限ニアラス

一 町村立學校職員ノ任免黜陟賞與懲戒等ニ關スル事務ヲ調理スル事

其の他同掛の條縣立學校に關する條項中「但縣立醫學校ハ此限アラス」と追加した。

次で十八年八月分課組織處務順序服務心得を定め同月二十日より施行した 達甲第十八號 左の通り

分課組織

第一條 廳中左ノ諸課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム但收稅課ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

總務課 收稅課 農商課 教育課 衛生課 兵事課 土木課 會計課

第二條 總務課ハ課長ヲ置カス書記官之ヲ總理ス書記官事故アルトキハ各課長中上席ノ者代テ本課ノ事務ヲ總理ス

ス

第三條 各課ニ課長各一員ヲ置ク課長事故アルトキハ其課員中上席ノ者之ヲ代理ス

第四條 總務課各部ニ部長各一員ヲ置ク部長事故アルトキハ其ノ次席ノ者之ヲ代理ス但第一部ニハ部長ヲ置カス

第五條 各課ニ課員若干員ヲ置ク但總務課第二部統計事務ハ本部課員ノ外他ノ各課員中ヨリ兼務セシム

第六條 各課長ハ令ノ命ヲ受ケテ各主務ノ事ヲ處理シ課員ヲ指揮監督ス課中ノ事務ニ付テハ令ニ對シテ舉否ノ責ニ任ス但總務課部長課員ハ書記官ノ指揮監督ヲ受ク

第七條 各課長及總務課各部長ハ令ヨリ委任セラレタル事項ヲ決行ス其委任ノ條項ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 總務課第一部中審査員ヲ設ケ其委員ハ本部課員ノ外警部長收稅長各課長及本課各部長ヲ以テ之ニ加フ

同年九月農商課教育課衛生課兵事課土木課會計課の事務章程を定めた。其の中教育課に關するものを左に抄録する。

教育課事務章程

課長 一員 課員 若干名

(一) 公立學校並小學教場幼稚園圖書館等設置變更廢止ノ事 (二) 小學區々畫ノ事 (三) 公立學校並小學教場財產

ノ事 (四) 公立學校並小學教場ノ教則等編制又ハ調査ノ事 (五) 公立學校職員ノ進退並賞與懲戒ノ事 (六) 教員免許狀ノ事 (七) 就學督責ノ事 (八) 巡回授業並家庭教育ノ事 (九) 學事上褒賞ノ事 (一〇) 教育會ノ事

この改正で特に眼のつくのは事務章程の事項が以前より著しく簡單になつたことである。

小學督業及教員講習所の設置計畫 改正教育令の效果の著しく顯はれたるは明治十五、六年

にして文部省も地方廳も銳意其の實施を圖つた。十六年八月文部省は府縣に令して小學校教員を

益々改良するは目下緊要の事なるを以て或は教員講習所を設けしめ又は督業訓導を置かしむる

等適宜計畫し其施設の規則方法等取調伺出づべしとした。即ち

小學校ノ教員ヲ益々改良スルハ目下緊要ノ事ニ有之候條或ハ教員講習所ヲ設ケ又ハ督業訓導ヲ置ク等適宜計畫シ其

施設ノ規則方法等取調可伺出此旨相達候事

但既ニ教員講習所督業訓導等ヲ設置セル者ハ其規則方法等此際開申可致事

翌年三月督業訓導を小學督業と改稱し更に文部省普通學務局長より左の通牒を府知事縣令に

發した。明治十七年

三月七日

【參照】 督業訓導設置等ノ儀ニ付當省明治十六年第十六號達ノ趣有之候處右督業訓導ノ儀ハ主トシテ小學校教員

ノ授業等ヲ監督スルノ職務ニ有之然ルニ督業訓導ノ名義ニテハ小學校訓導以上ノ准官等ヲモ附シ難ク隨テ待遇上彼是權衡ヲ失シ實際不都合ノ次第有之趣往々相聞候ニ付今般當省第四號達ヲ以テ其名稱改定相成候儀ニ有之候就テハ各小學督業ノ准官等ハ訓導教諭ノ准官等内ニ於テ適宜取調御伺出相成可然ト存候此段及御通知候也

府知事縣令宛

同年同月文部省は、教員講習所の教員又は小學督業任用及轉免の節は、十六年第四號に準據し、取調開申すべく、現任の分は此の際取纏め開申すべしと、當時文部省が小學校教育改善の爲に如何に努めたるかを見るに足る。

本縣にても小學督業設置につきては夫々計畫を立て郡長に諮問する手續を取り、先づ豫算を作り小學督業規程を定め其の費用を郡内の町村費より支辨する案であつた。左の通り

小學督業設置ニ付費目豫算下調ノ件

聯合町村費ヲ以テ小學督業置員ノ儀今般各郡長へ御諮問相成候儀ニ有之就テハ各郡長ヨリ該事業ニ係ル費目等質疑可有之ト思考候條條費途概算別紙ノ通り豫メ取調置可然哉此段相伺候也

別紙

一金五百四拾三圓八拾錢 小學督業費

内譯

金三百六拾圓 小學督業俸給但一人一ヶ月金三十圓ノ積算

金百八拾二圓六拾錢 旅費

小學督業規程

第一條 小學督業ハ各郡役所ノ下へ一名若クハ二名ヲ置キ郡長ノ指揮ヲ受ケ専ラ其郡内ノ小學校ヲ監督スルコトヲ掌ル其費用ハ郡内ノ町村費ヲ以テ支辨スルモノトス

第二條 小學督業ハ官立若クハ公立學校ノ高等師範學科卒業證書若クハ本縣小學高等科教員免許狀所持ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 小學督業ハ郡長ノ具申ニ依リ縣令之ヲ任免ス

第四條 小學督業ノ名稱准官等月俸表及辭令書式左ノ如シ

小學督業名稱准官等月俸表

准官等	十一等	十二等	十三等
名稱	一等訓導	二等訓導	三等訓導
月俸	三拾圓以下廿圓以上		

辭令書式

苗字名	任千葉縣何郡何等訓導
書記官奉	
年月日	

官苗字名	月俸金何圓支給候事
縣名	
年月日	

官苗字名	小學督業申付候事
縣名	
年月日	

第五條 小學督業ノ月俸旅費日當ハ明治十六年^十月本縣乙第百八十三號達町村立小學校長教員月俸支給規則明治十七年^八月本縣甲第七十二號布達町村立小學校職員旅費日當支給規則ニ依リ郡役所ニ於テ交付スルモノトス

第六條 小學督業ハ常ニ町村立私立小學校ヲ巡回シ教授ノ利害得失ヲ監視シ教育上諸般ノ改良ヲ圖ルヲ要ス其職務心得ヲ定ムル左ノ如シ

- 一 小學校實地授業ノ方法及學校管理ニ關スル諸件ヲ指示シ改良進歩ヲ期スヘキ事
- 一 小學校教員ノ能否勤惰ヲ視察スル事
- 一 小學校生徒ノ學業及其品行ヲ監督スル事
- 一 小學校生徒試験ニ臨監シ及其試験課題ヲ變更スルヲ得ル事
- 一 學校衛生ニ注意スル事

一 小學校々舎ノ適否圖書器械諸表簿ノ整不整ヲ視察シ整備改良ヲナサシムル事

第七條 小學督業ハ前條ニ掲クル事件其他教育上諸般ノ實況ニ注目シ其利害得失ニ就キ意見アルトキハ郡長ニ申議シ若クハ縣令ニ具申シ若クハ教育課及千葉師範學校ヘ協議スヘシ

第八條 小學督業ハ郡長ノ認可ヲ得テ町村立私立小學校教員補助員ヲ招集シ教育學校管理法等必須ノ學科ヲ授クルコトヲ得

第九條 小學督業ハ巡回出張ノ外郡役所ヘ出勤スヘシ

第十條 小學督業ハ一巡回ヲ了ル毎ニ其功程書ヲ作り郡役所ヲ經テ縣廳ヘ申報スヘシ

第十一條 小學督業ハ年々二回應下ヘ集會シ平日實踐ノ事ニ就キ協議ヲナスヘシ但會同ノ場所日限等ハ豫メ教育課ヨリ通報スルモノトス

明治十七年十二月二十四日

小學校教員改良の目的を以て設置する小學校教員講習所は明治十八年度に於て千葉師範學校教員二名を増員し各郡に派遣し講習せしむる豫定にて其の概則を定め文部省に經伺の上これが實施に着手せんとした。左に

小學校教員講習所概則

第一條 小學校教員講習所ハ小學校教員ノ爲ニ須要ノ學科ヲ講習セシムル所トス

第二條 講習所ノ位置ハ各郡役所々在ノ地トス

第三條 講習所ノ開設ハ毎年二回トシ講習ノ日數及時間ハ毎回二週間以上四週間以内トシ一日五時一週三十時トス

但時宜ニ依リ本文時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 講習所教員ハ千葉師範學校教諭助教諭若クハ同校附屬小學校訓導ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 講習員ハ小學校教員タルヲ得ヘキ資格ヲ有シ現ニ小學校ニ奉職スル者ニ限ルヘシ

但補助員ト雖モ時宜ニ依リ講習セシムルコトアルヘシ此場合ニ於テハ志願者ヨリ學務委員ヲ經テ郡役所ヘ願出ツヘシ

第七條 講習員ハ官立公立師範學校卒業證書ヲ有スル者ノ外ハ毎校一名以上必ス出席スヘシ

第八條 講習員疾病事故アリテ講習期限中全ク缺席セントスルモノハ豫メ其理由ヲ記シ學務委員ヲ經テ郡役所ヘ届出ツヘク半途缺席セントスル者其理由ヲ記シ直ニ講習所ヘ申出其認可ヲ受クヘシ

第九條 講習ノ學科ハ小學校師範學科中教育學校管理法小學各等科授業法及體操ノ四科トス但體操ハ當分矯正術

及徒手演習ニ止ムルモノトス

第十條 講習員習熟ノ度ニ應シ前條四科ノ外更ニ物理博物幾何等ノ諸學科ヲ講習スルコトアルヘシ
第十一條 講習員講習中ノ費用ハ一切自辨タルヘシ

小學校教員講習所教科用書表

圖書名	卷冊記號	出版年月	著譯者氏名	出版者氏名
教育學	上下 一冊	明治十五年十月	伊澤修二著	東京小石川小日向臺町森重遠
學校管理法	正篇全一冊 續篇全一冊	明治十五年三月 同 年九月	同	同
小學授業法心得	全一冊	明治十六年一月	千葉師範學校編輯	千葉縣
改正教授術	一至三冊	同 十六年六月	若林虎三郎編纂 白井毅編纂	東京辻敬之
物理全誌	一至十冊	同 十二年三月	宇田川準一譯	東京諸葛信澄
金石學	全一冊	同 十五年十二月再版	和田維四郎譯	博物局藏版
普通植物學	全一冊	同 十四年九月	丹波敬三 柴田承桂同譯	東京丹波敬三
中學動物學	前編上中下全六冊 後編上中下全六冊	明治十六年四月 同 十六年十二月	宮原直堯纂譯	東京鹽島一介
幾何新論	全一冊	明治九年八月	宮川保全譯	東京大村長衛
新撰體操書	全一冊	同 十五年六月	坪井玄道譯述	體操傳習所

此の如く一方には小學校教育の實績を挙げんとし他方には小學校教員の素質を改善するが爲に

小學督業及教員講習所の設置に努力し、彼は郡長に諮詢して其の經費を町村費より支出せしめんとし、此は文部省の伺を経て其の施設の指令まで得たるが、いづれも頓挫して、遂にこれを實施することを得ざりしは、此の頃數年引續き經濟上の不況の爲に、物價は低落し、金融は逼塞し、民間の困弊甚しきものがあつた。従つて此等の事業も止むを得ず中止するに至つたものである。かへすくも遺憾であつた。

千葉縣令書記官教育課長及同課員一覽表

年次	令	書記官	課長	課員	備考
明治十二年	柴原和	岩佐爲春	一等屬濱野章吉	五等屬兼五等警部下村御嶽、八等屬若林義勝、十等屬山路忠三郎	
同 十三年	柴原和 船越衛	岩佐爲春	一等屬濱野章吉 二等屬高力衛門	五等屬下村御嶽、八等屬若林義勝、御用掛中矢正勝 九等屬江尻庸一 惠同江尻庸一郎	明治十三年三月十八日縣令柴原和元老院議官ニ轉ズ
同 十四年	船越衛	岩佐爲春	二等屬高力衛門	七等屬若林義勝、八等屬江尻庸一 外一等出仕植村大彌	
同 十五年	船越衛	岩佐爲春	一等屬高力衛門 一等屬大野右仲	六等屬若林義勝、七等屬山下安民 五等屬出仕齋藤時之助、九等屬北 木重雄同邊新藏、出仕植村大彌 原次郎等外一等出仕植村大彌	高力衛門收稅長ニ轉 野長柄上之代長ニ轉 野右仲之代長ニ轉

同十六年	船越衛	岩佐爲春	一等屬 大野右仲 三等屬 堅山理一郎	四等屬松崎省吾、六等屬若林義勝、七等屬山下安民、九等屬齋藤時之、北原次郎、同原田彌一郎	大野右仲長野縣警部 長ニ轉任堅山理一郎 之ニ代ル
同十七年	船越衛	岩佐爲春	三等屬 堅山理一郎	六等屬若林義勝、七等屬山下安民、九等屬齋藤時之、同掛原田彌一郎、同島海鯛次郎	
同十八年	船越衛	岩佐爲春	三等屬 堅山理一郎	六等屬山下安民、九等屬齋藤時之、同島海鯛次郎、同屬平田寛	
同十九年	船越衛	岩佐爲春	三等屬 堅山理一郎	六等屬山下安民、八等屬齋藤時之、九等屬平田寛、同島海鯛次郎	

二、郡 行政

明治十一年七月太政官布告第十七號を以て郡區町村編制法が施行せられ從來の大小區扱所を廢止し郡役所を設置せられた。此の改正は地方分權主義の一大進歩で當時官民共に望を屬したものである。而して初代の郡長は縣官中より藤田九萬を印旛下埴生南相馬郡長に、木間瀬柔三を東葛飾郡長に、佐藤幸則を千葉市原郡長に、大野右仲を長柄上埴生郡長に、河野通樸を海上匝瑳郡長に、杉本駿を夷隅郡長に任じた。此等の數氏は縣官中の錚々たるもので如何に重きを郡長に置かれたかを知るに足る。其の他安房、平、朝夷、長狹の郡長に重城保を、望陀、周准、天羽郡長に板倉胤臣を、任し、任し平山晉香山晉、其後を襲く香取郡長に吉田謹爾を山邊武射郡長に宮崎直候をいづれも大區の區長又は地方の徳望

家より拔擢して採用した。はじめ郡長の待遇は判任官であつたが、其の後明治十七年七月官制改正の結果奏任官となつた。

これより郡町村に於ける教育事務は、すべて郡長の管掌することになつた。十三年四月二日學區取締事務取扱解除に付ては、自今學事に關する願伺届等はすべて所管郡役所に差出すべしと令し同日又郡甲第四十五號を以て左の通り達した。

教育事務ニ關涉スル願伺届等處分ノ儀公私立學校教則規則伺届等ヲ除ク外總テ委任候條此旨相達候事
但教則規則伺届等ハ一應査閱ノ上本縣ヘ差出スヘシ

更に同年四月二十一日付郡甲第五十二號を以て、公立學校の廢止又は公私立學校の教員職務停止の場合に其の都度具申の上指揮を待ち處分すへしと達した。即ち

教育事務ニ關涉スル願伺届等處分ノ儀公私立學校教則規則伺届等ヲ除ク外總テ委任候旨郡甲第四十五號ヲ以テ相達置候處公立學校ヲ廢止シ又ハ公私立學校ノ教員タルコトヲ停止スル儀ハ其都度詳細具申之上何分ノ指揮ヲ待ち處分候儀ト可相心得此旨相達候事

明治十三年五月郡甲第六十號を以て教育事務取扱手續を左の通り定めた。

教育事務取扱手續

第一條 公立學校規則教則又ハ其改正等ノ伺届書ハ一應査閱ノ上意見ヲ具シテ本縣ヘ進達スヘシ
上相示
スヘシ
教則ノ模範ハ其筋ヘ經伺ノ

第二條 公立小學校ノ妨害タルヘキ私立學校アラハ廢止ノ意見ヲ開申スヘシ

第三條 公立小學校教員備入伺ノ條教授免狀所持ノ有無ヲ點檢シ條約書中不都合ノ件ハ之ヲ改正セシムヘシ

第三章 教育行政

第四條 公立小學校教員ノ勤惰能否ヲ視察シ増給減給或ハ解約等ノコトヲ學務委員或ハ戸長ヘ諭示スヘシ

但放蕩懶惰或ハ不品行ニシテ公私學校教員ノ任ニ堪ヘサルモノハ審査ノ上開申スヘシ

第五條 公立學校規則教則履行ノ實否ヲ視察シ實施不適當ノ件ハ改正ノ儀ヲ諭示スヘシ

第六條 公立小學校ノ廢止ヲ願出ルトキハ其事情ヲ詳細取調申稟スヘシ

同十四年二月甲第十九號を以て法律を以て定められた郡長管掌事務の外、明治十一年月十一日甲第

六十八號布達中特に郡長に委任する條件を左の通り改正した。戸長筆生學務委員等の外すべて省略す

第一 町村戸長ノ他行願ヲ許可シ及除服ヲ達スル事

第二 町村戸長附屬筆生進退ニ關スル事件ヲ處分スル事

第三 堤防取締ヲ進退シ學務委員衛生委員農事通信掛ヲ監督スル事

同年十月更に甲百六號を以て、同年二月甲第十九號布達特に郡長に委任する條件第六十の次へ

左の條項を追加した。

第六十一 學務委員及町村立學校職員ノ他行願ヲ處分スルコト

第六十二 學務委員及町村立學校職員ノ忌服届ヲ受理シ及除服ヲ處分スルコト

第六十三 町村立學校三日以内ノ臨時休業願ヲ處分スルコト

第六十四 町村立學校へ金穀土地物品等ノ寄附願ヲ處分スルコト

第六十五 町村立學校金五圓以上ノ修繕願ヲ處分スルコト

第六十六 町村立學校職員へ慰勞金給與願ヲ處分スルコト

同十六年七月甲第六十號を以て更に改正増補した。學事に關係なき事項は省略す

第一條 戸長學務委員及町村立學校職員ノ他行願ヲ許可シ又ハ除服ヲ達スルコト

第四十四條 公立學校敷地ノ免稅額ヲ調査スルコト

第四十九條 町村立學校臨時休業願ヲ處分スルコト

第五十條 町村立學校新築及修繕何ヲ處分スルコト

第五十一條 町村立學校職員へ慰勞金給與何ヲ處分スルコト

同十四年一月文部省は府縣に達し文部省達第八號 郡區書記中學務擔任の者は成るべく教育の大意に通

する者を以て之に充て、別紙要項に據り事務を取扱ふべしと達した。即ち

文部省達第八號 明治十四年一月二十一日

府 縣

郡區書記中學務擔任ノ者ハ成ルヘク教育ノ大意ニ通スル者ヲ以テ之ニ充テ別紙要項ニ據リ事務取扱ヒ候様可致此旨相達候事

但本文學務擔任ノ者ノ姓名官等及俸給ハ其進退ノ都度開申可致且現任ノ者ニ係ル分ハ此際取纏メ開申可致事
(別紙)

學務擔任ノ者事務要項

學務擔任ノ者ハ郡區長ノ指揮ニ從ヒ其郡區内一切ノ學務ニ從事スヘシ其要項左ノ如シ

(第一項) 町村立學校及私立小學校教授ノ利害得失ヲ監督スル事 (第二項) 町村立學校及私立小學校ノ圖書器械校簿入學退學出席學業行狀等ノ簿冊ノ適否及校舍ヲ監督スル事 (第三項) 學齡兒童ノ就學ヲ勸誘督責スル事 (第四項) 學務委員ノ能否勤惰ヲ監督スル事 (第五項) 町村立學校及私立小學校教員等ノ能否勤惰ヲ監督スル事 (第六項) 學校ニ入レス巡回授業ニ依ラスシテ普通教育ヲ授ルモノヲ許可スル事 (第七項) 學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラスシテ普通教育ヲ受ク

ル學齡兒童ノ學力ヲ試驗スル事 (第八項)私立學校小學校ヲ除ク 教育ノ利害ヲ監視スル事 (第九項)町村立私立學校等ノ設置廢止分合移轉等ノ件ヲ調査スル事 (第十項)町村立學校等ノ資産及經費等ノ件ヲ調査スル事 (第十一項)町村立學校授業料ノ件ヲ調査スル事 (第十二項)町村立私立小學校教則斟酌ノ件ヲ調査スル事 (第十三項)町村立私立學校等ノ諸規則制定改正ノ件ヲ調査スル事 (第十四項)町村立學校及私立小學校ノ建築修繕等ノ件ヲ調査スル事 (第十五項)巡回授業ノ方法施設ノ件ヲ調査スル事 (第十六項)町村立小學校ニ代用スル私立小學校ノ件ヲ調査スル事 (第十七項)學務委員選舉等ノ件ヲ調査スル事 (第十八項)町村立學校教員等ノ進退黜陟及給料等ノ件ヲ調査スル事 (第十九項)町村立學校教員等慰勞ノ件ヲ調査スル事 (第二十項)町村立私立小學校教員學力檢定ノ件ヲ調査スル事 (第二十一項)學校教員品行檢定等ノ件ヲ調査スル事 (第二十二項)町村立私立學校生徒ノ試驗ニ監臨スル事 (第二十三項)町村立私立學校生徒獎勵ノ件ヲ調査スル事 (第二十四項)學事ニ關スル寄附金等ノ件ヲ調査スル事 (第二十五項)學校教員生徒及學務委員等褒賞懲罰ノ件ヲ調査スル事 (第二十六項)學事ニ關スル篤志盡力ノ件ヲ調査スル事 (第二十七項)學事ニ關スル集會ノ件ヲ調査スル事 (第二十八項)貧困兒童等就學ノ方法施設ノ件ヲ調査スル事 (第二十九項)町村立學校ノ敷地免稅等ノ件ヲ調査スル事 (第三十項)町村立私立幼稚園書籍館等ノ件ヲ調査スル事 (第三十一項)學事ニ關スル町村會評決ノ件ヲ調査スル事 (第三十二項)學事年報等ヲ調製スル事 (第三十三項)學事ニ關スル諸公文ヲ調査スル事

本縣は曩に十三年二月郡吏員の内學務擔任者を定めて該事務引受けべく達したるが後文部省第八號の達に基づき教育の大意に通ずる者を選定し十四年三月二十日限り其の氏名官等を開申すべしと命じた。左に

郡甲第五十三號 (明治十四年三月九日)

郡 役 所

郡吏員ノ内學務擔任ノ者相定ムヘキ旨客年二月郡甲二十四號ヲ以テ相達置候處本年文部省第八號達ノ次第有之ニ付教育之大意ニ通スル者ヲ選定シ本月二十日限り更ニ其氏名官等開申可致候此旨相達候事

但本文學務擔任ノ者變更ノ都度開申可致事

次で本縣では同年七月甲第七十六號を以て郡書記中學務擔任の者事務取扱要項を定めて達した。但し其の要項は前に述べたる文部省第八號達の條文と全く同一なるを以て茲に省くことゝする。この時始めて學務擔任者として擧げられたる各郡の郡書記は概ね左の人々であつた。

郡役所名	氏 名	郡役所名	氏 名
千葉、市原	平田 寛	東葛飾	佐々木支蔭
香 取	櫻井理一郎	海上、匝瑳	佐治精一郎
長柄、上埴生	増川 頼風	夷 隅	谷口伴次郎
安房、平、朝夷、長、狹	大谷 清海	望 旛、下埴生	川久保 維
		南 相 馬	吉川吉太郎
		山邊、武射	大野道一
		望 旛、周准	

其の後千葉市原は渡邊新藏、東葛飾は勝呂肇、望月大輔、印旛、下埴生、南相馬は松崎健五郎、香取は永澤伸之亮、海上匝瑳は神澤佐太郎、山武は安西國平、夷隅は中村懺雄、望旛、周准、天羽は溝口貞吉、寺田寛容、安房、平、朝夷、長狹は木村茂等の人々が代つた。

其の後文部省は郡區書記中學務擔任者の進退其の他につき左の通り達した。

當省明治十四年一月第八號但書ヲ以テ郡區書記中學務擔任ノ者ノ姓名官等及俸給ハ其進退ノ都度開申可致旨相達置候處右ハ自今其人員官等俸給及事務兼務ノ區別ヲ具シ毎年六月十二月ノ兩度ニ開申可致此旨相達候事 文部省達第十九年九月二十九日

明治十二年一月以降郡長の更迭は望陀天羽郡長板倉胤臣は依願免官となり印旛下埴生南相馬郡書記平山晋望陀周准天羽郡長に任せられ、同十三年七月印旛下埴生南相馬郡長藤田九萬東葛飾郡長木間瀬柔三他に轉任し六等警部武藤宗彬印旛下埴生南相馬郡長に東葛飾郡書記岩本菅衛東葛飾郡長同十四年一月夷隅郡長杉本駿海上匝瑳郡長に轉し山邊武射郡長宮崎直候山邊武射郡長を辭し五等屬兼五等警部下村御嶽山邊武射郡長に中村權左衛門夷隅郡長に任せられた。同年二月望陀周准天羽郡長平山晋願に依り免官後任に安房平朝夷長狹郡長重城保望陀周准天羽郡長に任せられ香取郡長吉田謹爾其の後任に轉じた。香取郡長には七等屬大須賀庸之助任せられた。十五年六月長柄上埴生郡長大野右仲縣學務課長に轉じ關五郎右衛門其の後を襲うた。

郡長就任退職一覽

自明治十一年十一月至同十九年八月

郡役所名	郡長氏名	就任年月	退職轉任年月	郡長氏名	就任年月	退職轉任年月	郡長氏名	就任年月	退職轉任年月
千葉市原	佐藤幸則	明治十一年十一月一日							
東葛飾	木間瀬柔三	明治十一年十一月二日	同十三年七月廿六日	岩本菅衛	同十三年七月廿六日	同十九年八月三十日			
印旛、下埴生	藤田九萬	明治十一年十一月一日	同十三年七月廿六日	武藤宗彬	同十三年七月廿六日				
香取	吉田謹爾	明治十一年十二月二日	同十四年二月廿一日	大須賀庸之助	同十四年二月廿三日				
海上匝瑳	河野通機	明治十一年十一月九日	同十四年一月廿五日	杉本駿	同十四年一月廿五日				
山邊武射	宮崎直候	明治十一年十一月二日	同十四年一月廿五日	下村御嶽	同十四年一月廿五日	同十七年十一月一日	松崎省吾	同十七年十一月一日	

長柄、上埴生 大野右仲 明治十一年十二月一日 同十五年六月二十日 關五郎右衛門 同十五年六月二十日 同十九年四月十日 増子永人 同十九年四月十日

夷 隅 杉本 駿 同 同十四年一月廿五日 中村權左衛門 同十四年一月廿五日

望陀、周准 板倉胤臣 同 明治十二年一月六日 平山 晋 明治十二年二月十七日 重城 保 明治十四年二月廿一日

安房、平、狹、重城 保 同 明治十四年二月廿一日 吉田 謹爾 明治十四年二月廿一日

郡區長の給料及旅費は明治十五年度迄は地方費を以て支辨したが同十六年度以後は國庫の支辨に移管した。尙ほ郡區長に屬する滿年賜金其の他の給與共すべて國庫より支辨することになつた。

三、町 村 行 政

明治十一年七月大小區制度せられ郡區町村編制法が施行せられた。従前は縣内を大小區に分ち大區は一郡乃至二郡を一大區とし一町村若くは數町村を一小區となしたが、町村編制法に依りこれを廢し、町村の大なるものは獨立し、小なるものは數町村聯合して戸長役場を置くことになつた。従前の小區扱所の名稱は何町村戸長役場又は何町村聯合戸長役場と改稱した。役場は假に戸長の私宅又は寺院民家等に設けて事務を取扱ひ新に事務所を設けた所はなかつた。當時縣内の戸長役場數は八百町村數は二千四百三十九ヶ町村であつた。其の後各郡に多少の増減あり、明治十七年七月戸長を官撰となし、従前の戸長役場を廢し更に戸長所轄區域を定め、同年八月十六日より實施した。この時役場の數三百八十八町村の數二千四百五十二であつた。これが二十二年町村制實施まで

繼續したが其の間に多少の異動があつたのである。

戸長は公撰によつて定められた。明治十一年十一月縣廳甲第七十八號を以て戸長撰擧法を發布したが、更に十四年十二月甲第百二十四號戸長公撰法を定めて十五年一月一日より實施することになつた。其の但書によれば戸長撰擧に事故ある場合には公撰法に據らず特に官撰を以て戸長を命ずることがある。官撰戸長はこの時より端を發して居る。而してこの規定により戸長たるを得る者及び之を撰擧するを得る者は、滿二十歳以上の男子で、其の町村に本籍を定めて現に居住し、土地又は家屋を所有する者に限るとし、後に又「家屋」を「建物」と改めた。但し(一)風癩白痴の者、(二)身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者は戸長及び撰擧人たるを得ない。但し官吏、準官吏及教導職は撰擧人たることを許さない。其の後又但書を改めて官吏、準官吏戸長は此の限及教導職、海陸軍々人現役のものは戸長たるを得ないとした。撰擧は投票を以て行ひ、其の投票料紙は豫て戸長役場より配付し、それに被撰人の住所姓名を記し、撰擧人記名押印して之を糊封押印し、尙ほ封皮に撰擧人の姓名を記して豫定の日時迄に戸長役場に差出すのである。然るときは戸長は其の投票を取纏め撰擧権の有無を調査し、一括して封皮の上、郡役所に差出すのである。其の際撰擧人中より總代として兩三名、郡役所に出頭せしめる。郡長は戸長より差出した投票を、撰擧人總代の面前で開票し、投票數の最多き者を當撰人とし、同數者は年長を取り、同年者は圖を以て定め、其の當撰人名を總代人に示し、縣廳に具狀するのである。十五年八月増補改正を加へ、戸長の任期を三年を以て一期とし、前任者を再撰することを得しめた。

十七年五月太政官達第四十一號を以て戸長は府知事縣令選任することとなり、これより、戸長は

官撰となつた。

太政官達第四十一號 (明治十七年五月七日)

府 縣 沖繩縣
ヲ除ク

戸長ハ府知事縣令之ヲ選任ス但町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ選舉セシメ府知事縣令其中ニ就テ選任スルコトヲ得ヘシ此旨相達候事

内務省達乙第二十五號 (明治十七年五月七日)

府 縣 沖繩縣
ヲ除ク

本年第四拾壹號公達ニ依リ町村人民ヲシテ戸長ヲ選舉セシムルトキハ其選方ハ區町村會議員選舉ノ例ニ照準スヘシ此旨相達候事

本縣甲第五拾三號 (明治十七年七月十四日)

戸長ハ縣令之ヲ選任ス時宜ニ依リ町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ薦擧セシメ其中ニ就テ選任スルコトアルヘシ此旨布達候事

但明治十四年本縣甲第四百拾四號布達戸長公撰法ハ廢止ス

同月同日甲第五拾四號を以て戸長薦擧規程が發布された。これに據れば、町村人民をして戸長を薦擧せしめるときは、薦擧委員を定めて三人乃至五人の候補者を選擧せしむるものとした。其の人員は郡長の定めた所に因る。但し時宜に依り再薦せしめ、或は當撰人外に於ても選任することもある。戸長に薦擧され得る者は、十七年第十四號布告區町村會法第十條の資格ある者、薦擧委員たるべき者及薦擧委員を選擧するを得べき者は、同法第九條の資格ある者に限るとした。薦擧委員の員數は(一)一町村に戸長一員を置くものは委員十人、(二)二町村若しくは三町村に戸長一員を置くものは每町村委員三人、(三)四町村若しくは五町村に戸長一員を置くものは每町村委員二人、(四)六町村以上に

戸長一員を置くものは毎町村委員一人と定めた。

十八年十月これを改正して、一町村に戸長一員を置くものは其町村人民をして薦舉せしめ、數町村を聯合して戸長一員を置くものは、該町村人民の公撰を以て薦舉委員を定め、其の委員をして薦舉せしむることとした。又戸長を薦舉するを得べき者及薦舉委員を選挙するを得べき者選挙委員たることを得べき者は、明治十七年第十四號布告區町村會法第九條の資格を具ふる者に限ると制限した。尙ほ一町村に戸長一員を置くものは、委員十人とある一項を削除した。

十七年八月二十八日戸長職任並職務要項及其心得として公布した。茲に十一年十一月甲第六十八號を以て戸長職務の概目を達し、翌十二年一月戸長職務取扱心得を定めて發布したるが、其の後更に其の取扱に屬するもの漸次増加したるを以て新たに其の職務要項及心得を出したのである。左に教育に直接に關係あるもののみを抄録することにした。

戸長

戸長ノ職タル上令下達下情上通ノ要路ニアリ町村百般ノ事皆干カラザルナシ其任豈夫レ輕易ナランヤ宜ク注意懇到法規ト民情トヲ審カニシ以テ事ニ當ラザレバ焉ンゾ其任ヲ盡スモノト云フヲ得ン況ンヤ政務日ニ繁ク擔當町村ノ區域概ネ昔日ニ倍スルニ於テヤ於是乎己レ先ツ其職權ヲ明カニシ其處スル所ノ方針ヲ誤ラス罷勉事ヲ執ルノ尤肝要ナルハ言ハズシテ己ニ明カナリ彙ニ明治十一年甲第六十八號ヲ以テ戸長職務ノ概目ヲ達セシ後其取扱ニ屬スルモノ少ナカラス依テ今新タニ戸長職務要項同心得ヲ示ス宜ク方針ヲ茲ニ取り以テ懲ツナク致々事ニ當リ苟モ其任ニ背クカ如キナカラント要ス

明治十七年八月廿八日

千葉縣令 船越 衛

戸長職務要項 (抄録)

第四拾 町村内ノ幼童就學勸誘ノ一

戸長心得 (抄録)

一 布告布達ハ速ニ其町村人民周知スヘキ様可取計勿論ナリト雖モ其人民中字義ヲ解セサルモノアリテハ假令之ヲ閱覽スルモ其事件ノ何タルヲ辨知スル能ハサルニ依リ組合集會日等取設ク學校教員其他町村内心得アル者等ニ依テシ詳細解説セシムルカ又ハ戸長ニ於テ時々召集若クハ戸長筆生ノ内出張ノ上指示スルカ實地ニ就キ種々便宜ノ方法モ可有之ニ付適宜相定メ可取計殊ニ酒造煙草賣藥徵兵郵便集會等凡罰則アル法令ニ關シテハ常ニ注意ヲ加ヘ町村内一ノ犯則者ヲ出タサ、ル様懇篤注意可致事

一 教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ關リ最モ忽諸スヘカラサルノ要件タレハ人民一般貧富ノ別ナク兒童ハ皆就學セシメザルヘカラザルハ固ヨリ其父兄ノ責任タリト雖モ抑亦當任者其責ニ任セサルベカラズ故ニ毎事學務委員ニ協議シ學費ノ供給ハ勿論校舍器具等ニ至ルマテ該町村ノ兒童ヲ教養スルニ足ルベキ設備ヲ完全ナラシメ常ニ教育ノ主趣ヲ解説シ不就學ノ子弟無之様可致事

戸長身分取扱に付ては明治七年三月太政官達第二十八號を以て戸長副戸長は等外一等より六等まで各地方適宜に定むることになつて居つた。同十五年太政官達第七十一號及同十六年一月本縣甲第二號を以て準十等より十七等までに、改定され、同年三月本縣甲第十二號を以て準等加給の儀別表の通りと達せられた。

戸長準等	加給	戸長準等	加給	戸長準等	加給	戸長準等	加給
準十等	金貳拾圓	準十一等	金拾五圓	準十三等	金拾圓	準十五等	金五圓
	準十二等		準十四等		準十六等		準十七等
							〇

其の後同年六月本縣甲第四十八號を以て戸長準等加給六月限り廢止となつた。

右につき明治三年^{正月十日}公布提燈徽章の件^{寫を添}同年六月第十號公達印章の件同十四年七月^七富

内省乙第五號達賀表書式の件等判任官と同様たるべし但商賣營業の儀は明治八年四月第六十五號公達第一條但書の通りと同十六年四月^{本縣乙第五十一號}別紙寫を添へ令達された。左に

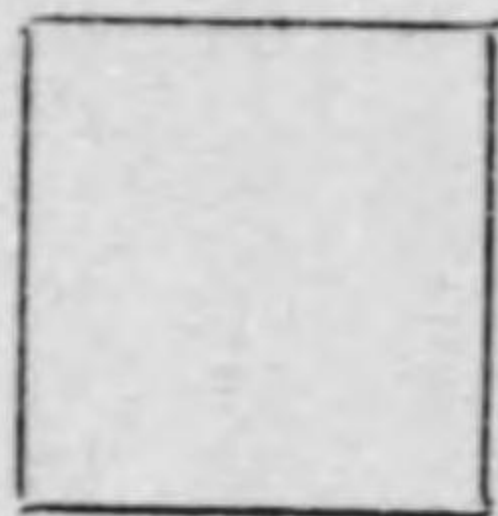
太政官達第十號

府 縣

府縣ニ於テ公務ニ關シ長官或ハ主任ノ名ヲ以テ上中下達及ヒ往復スル書類ニ相用候印章ノ儀勅任ハ方七分判任ハ方六分トシ官名苗字名ヲ彫刻可致此旨相達候事

明治八年六月二十三日

太政大臣 三條 實美



宮内省達乙第五號

新年紀元天長節賀表書式自今別紙之通被致候條此旨相達候事

明治十四年七月二十七日

宮内卿 徳大寺實則

別紙(略)

太政官達第六十五號

院省使廳府縣

官吏商賈ノ營業不相成ハ勿論ニ候處其區分判然タラサルニ付自今左ノ通被定候條此旨相達候事
但從前ノ指令之レニ牴觸スルモノハ廢止ト可心得事

明治八年四月二十三日

太政大臣 三條 實美

第一條

一 凡ソ官吏タルモノ並ニ其家族トモ他ノ物品ヲ買入レ之ヲ餘人ニ賣リテ利ヲ獲ルモノ或ハ他ノ生産ヲ買入レ製作ヲ加ヘ之ヲ販賣シテ利ヲ獲ル等ノ業一切禁止ノ事
但神官教導職區戸長郵便取扱人學區取締及等外吏ノ分ハ此限ニアラス

第二條

一 官吏ノ家族自己ノ財ヲ以テ商賈ノ業ヲ營マント欲スルモノハ分籍別居ノ上相營ムヘキ事

第三條

一 左ノ數件ハ商賈ノ業ニアラサルニ付官吏タルモノト雖モ制禁ニアラサルコト
但商賈同様ノ店ヲ開クハ不相成候事

一 礦山田地ヲ所有シ其利ヲ獲ル事

一 田地家屋ヲ貸シテ地代宿賃ヲ獲ル事

一 金銀ヲ貸シテ利息ヲ獲ル事

一 所有地ヨリ生スル物産ニ製作ヲ加ヘ賣拂フ事

同年五月戸長印章の儀は左の通りとあり

^{本縣乙第六十八號}

一 印面ハ千葉縣某郡某^町戸長某ト彫刻スヘシ但シ管理ニ^個町以上ニ涉ルモノハ千葉縣某郡某^町戸長所在ノ^町村ヲ指ス^外何^個村戸長某ト彫刻スルモ妨ケナシ

一 印章彫刻費ハ戸長職務取扱費ヨリ支辨スヘシ

但印材ハ一般黄楊等ヲ用フルモノトス

一 印影ハ所管郡役所へ差出置クヘシ

一 轉免ノ節ハ其印章ヲ所管郡役所へ納付スヘシ

次で従前布告達に依り實印を押捺したる分も爾來官印を用ふべしと達した。

明治十七年五月太政官公達第四十一號 同年七月本縣甲第五十三號を以て戸長を官撰となした其の

結果官等に準じ俸給を定め、二十圓等十八圓等十六圓等十四圓等十二圓等十圓等九圓等

八圓等の八級となした。

印章も亦従前使用したるものを改定した。即ち

一 戸長官印ハ曲尺方六分ノ制ニ依リ千葉縣某郡某町村戸長某役場印ハ曲尺方一寸トシ某町村戸長役場ト彫刻スヘシ

所轄區域數町村ニ涉リ其町村名ヲ全彫シ難キモノハ某町村戸長役場所在ノ町村名ヲ掲ク 外幾何町村ト彫刻スルモ妨ケナシ

但字體ハ楷書印材ハ黄楊タルヘシ

一 新調又ハ改鑄ヲ要スルトキハ戸長役場ニ於テ調製シ其印影ヲ所管郡役所へ差出スヘシ

一 不用ニ屬シタル印章ハ所管郡役所へ納付シ郡役所ニ於テ燒棄スヘシ

一 印章彫刻費ハ役場費ヨリ支出スヘキモノトス

戸長所轄區域更定につき役場開設の上は左式標札を掲ぐることになつた。 明治十七年八月五日 乙第百八十一號

標 札 式

一 町村所轄役場ノ例

千葉縣某郡某町(村)戸長役場

一 數町村所轄役場ノ例

千葉縣某郡某町某村戸長役場

一 所轄區域數町村に涉るものは其の町村名を悉く列記すること

一 寸法は横壹尺堅四尺とし用材及厚さは適宜なるも成べく良好なる厚板を用ふることに達した。 十七年八月二十三日 乙第百三號

町村標木も従前の様式に従つて更に書き改めることに達した。 乙第百三號

同十八年七月教育令改正の結果學務委員を廢し其の管掌したる事務はすべて戸長に於て取扱ふことになり左の通り其の取扱概目を定めて發布した。

千葉縣甲第十七號 (明治十九年三月八日)

戸長教育事務取扱概目左之通相定ム

戸長教育事務取扱概目

(一)縣令又ハ郡長ノ指揮ヲ受ケ管理内町村ノ教育事務ヲ幹理スル事 (二)學事ニ係ル一般ノ利害ヲ察シ並ニ振起ノ方法ヲ考按シ縣令又ハ郡長ヘ具申スル事 (三)町村立學校小學教場幼稚園書籍館等ノ設置廢止分合移轉及巡回授業ノ開廢等ノ事務ヲ調理シ及其維持ノ方法ヲ設クル事 (四)私立學校小學教場幼稚園書籍館等ノ設置廢止分合移轉等

ノ件ヲ調査スル事 (一)學齡兒童ノ就學ヲ督責勸誘スル事 (二)貧民子弟就學ノ件ヲ調理スル事 (三)町村立學校小學教場授業生ノ採用及罷免ヲ郡長へ申稟スル事 (四)町村立學校小學教場及私立小學校職員ノ勤惰ヲ監視スル事 (五)町村立學校小學教場職員ノ進退ヲ縣廳へ申請スル事 (六)町村立學校小學教場職員へ慰勞金給與ノ件ヲ郡長申稟スル事 (七)町村立學校小學教場其他學事ニ係ル經費ノ出納ヲ掌理スル事 (八)町村立私立小學校小學教場生徒試驗ニ立會ヒ又ハ之ヲ獎勵スル事 (九)學事ニ係ル寄附金穀物品ヲ收受シ指定ノ費目ニ支出スル事 (一〇)學資金學田等保存増殖ノ方法ヲ設ケ及其利子收入金ヲ領收スル事 (一一)町村立學校小學教場校舍新築修繕並ニ敷地附屬地等ニ關スル件ヲ調理スル事 (一二)經費其他出納ニ關スル一切ノ帳簿ヲ整理スル事 (一三)學事ニ關スル諸願伺届其他ノ文書へ連署奥書又ハ添書スル事 (一四)學事ニ關スル篤志盡力者ヲ縣令又ハ郡長へ具申スル事 (一五)町村立私立學校小學教場等ヨリ送達セル學事年報等ヲ査閲シ之ヲ整理スル事

右布達候事

戸長の職務を補佐する筆生は、役場事務の繁簡により適宜置員することになつて居る。明治十一年十二月發希した筆生置員概則甲第九十九號には筆生は其の町村の箇數一戸を壹箇とし耕地反別三町歩を壹箇とすに依り其の割合を定め、貳百箇未満は一人、貳百箇以上は二人、三百箇以上は三人、以上百箇以上毎に一人を増置することを得る。給料は一人に付、一ヶ月定額を壹圓と定めて支給する。尤定額内にて適宜人員を増減することは出来る。この場合にはすべて郡長に具狀して其の許可を得なければならぬ。筆生を擧げるときは、戸長より其の人名並性行を郡長に具狀し、郡長の許可を得て戸長より申付るのである。

戸長以下給料及戸長職務取扱費旅費をは地方税より支辨し各町村限及區限の經費は、其の區内町村内人民の協議費より支辨す。明治十三年年度の各役場の配當額は左の割合に依る。明治十三年六月甲第五十一號

一 戸長以下給料ハ個數一個ニ付金參拾四錢宛戸長管理内各町村ノ個數ニ應シ精算シ之ヲ配當スヘシ

一 戸長職務取扱費ハ個數一個ニ付金貳拾八錢宛同斷積算シテ配當スヘシ

右個數ハ耕地反別三町歩ヲ以テ一個トシ戸別二戸ヲ一個トシ各個ヲ計算スルモノトス

戸長給料は當時年給にて十三年度より戸長年給は郡長に於て左記金額内にて其の給額を定め其の餘の金員で戸長附屬筆生給料に充つることになつた。明治十三年六月甲第五十二號

戸長管理内個數	戸長年給額	戸長管理内個數	戸長年給額
七拾個未満	拾五圓以内	七拾個以上	拾七圓以内
百五拾個以上	三拾圓以内	貳百個以上	百圓以上
五百個以上	六拾圓以内	千個以上	七拾圓以内
		千五百個以上	八拾圓以内
戸長職務取扱費より支辨すべき費目は常使雇給備付消耗品買上運送費郵便電信雜費とす。戸長は一周年度の經費豫算を立て地方税配當金で之を支辨し不足を生ずるときは其の町村會の決議を経て協議費より補給す配當金に剩餘を生ずればこれを翌年度に繰越すものとす。 <small>明治十三年七月甲第五十八號</small>			
明治十五年度	十五年七月より	戸長以下給料及職務取扱諸費は縣會の議決に依り支給方法左の通り定められ其の年七月一日より施行された。 <small>(明治十五年六月二十日四日甲第九十三號)</small>	
明治十六年六月まで	十六年六月まで		

一 戸長給料ハ其管理町村ノ個數ニ依リ甲表ノ如ク支給額ヲ定メ尙乙表ノ如ク其準等ニ應シ加給スルモノトス而シテ該金員ハ月割ヲ以テ現支給額ヲ毎月郡役所ヨリ戸長役場ニ下渡ス

(甲表)

戶長管理町村個數	年給額	戶長管理町村個數	年給額	戶長管理町村個數	年給額
百個未滿	金參拾五圓	百個以上	金四拾五圓	貳百個以上	金五拾五圓
參百個以上	金六拾五圓	五百個以上	金七拾五圓	千個以上	金百圓

(乙表)

戶長準等	年給額	戶長準等	年給額	戶長準等	年給額	戶長準等	年給額
準等外一等	金拾五圓	同二等	金拾圓	同三等	金五圓	同四等	〇

筆生給料

一 筆生給料ハ戶長役場管理町村ノ個數壹個ニ付壹ケ年金拾八錢ノ割毎月郡役所ヨリ月割ヲ以テ戶長役場ニ配當シ其置員及給額ハ戶長ニ於テ適宜之ヲ定メ金員ニ餘贏アラハ戶長役場ニ準備シ置キ年度末ニ至リ郡役所ニ還納スヘシ

但選舉罷免ノ節郡長ニ具狀シ其許可ヲ得ルハ從前ノ通

戶長職務取扱費

一 戶長職務取扱費ハ一戶長役場ニ付壹ケ年金拾五圓ヲ平等ニ分ケ其餘別ニ管理町村個數壹個ニ付壹ケ年金貳拾錢ノ割毎月郡役所ヨリ月割ヲ以テ戶長役場ニ配當ス其支出方ハ戶長ニ於テ左ノ費目ニ照シ一週年度本年七月ヨリ翌年六月ニ至ルノ豫算ヲ立テ之ヲ仕拂ヒ不足ヲ生スルハ町村會ノ議決ヲ以テ町村協議費ヨリ補足シ餘贏アラハ戶長役場ニ準備シ置キ年度末ニ至リ其狀書ヲ添ヘ郡役所ニ還納スヘシ

〇常使雇給

〇備付消耗品

〇郵便電信料

〇物品運送費

〇諸雜費

戶長以下旅費

一 戶長以下旅費ハ一戶長役場ニ付壹ケ年金拾貳圓ノ割ヲ以テ郡役所ニ備置キ戶長筆生旅行ノ都度其請求ニ依リ郡役所ヨリ之ヲ渡ス

戶長賞與金

一 戶長賞與金貳百五拾圓ハ縣廳ニ備置キ拔群勳精及功勞アル者ニ給與ス

一 支給及ヒ配當乘率ニ用ユル個數ハ在籍ノ現住及入寄留戶數明治十五年一月一日ノ調ニ依ル 貳戶耕宅地反別改正未濟ノ分ハ舊反別ヲ用ユ 三町歩ヲ以テ各壹個トス

明治十六年度以後戶長以下給料及戶長職務取扱諸費配當及交付方は左の通り改定した。 明治十六年六月十八號

一 俸給戶長 給料ハ本年甲第四十九號布達ノ通配當シ雜給ノ内筆生給料ハ個數一箇ニ付金拾八錢戶長以下旅費ハ一役場ニ付金拾貳圓常使備給ハ一役場ニ付金貳拾圓ヲ配當シ需用費、郵便稅、運搬費、雜費 八個數一箇ニ付金拾四錢五厘ヲ配當スヘシ

但個數ハ戶數貳戶ヲ以テ一個トシ耕宅地反別三町歩ヲ以テ一個トス 一個未滿ノ端數ハ切捨トス 其個數ヲ定ムルハ前年七月一日ノ現數ニ依ル

一 右配當金ハ戶長以下旅費金ヲ除ク外月割ヲ以テ毎月郡役所ヨリ交附スヘシ 但旅費ハ其都度郡役所へ請求スヘシ

一 配當金額ニ餘贏アラハ年度末ニ至リ郡役所へ還納スヘシ若シ不足ヲ生スルヲアルハ戶長給料ヲ除ク外從前仕來ノ通其町村協議費ヲ以テ之ヲ辨給スヘシ

戸長は従来公撰であつたが、地方行政の統制上官撰にするを當時の情勢上便宜であつた。明治十七年五月太政官第四十一號公達、同年七月本縣甲第五十三號達により、戸長を准官吏の待遇になした。同月又これまでの戸長所轄區域を更定し、^{十七年七月甲}第五十二號 翌八月十六日より實施することにした。かつて従前の戸長俸給はすべて廢止し、准官等俸給左の通り定められた。

戸長俸給表

准官等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等
月俸	二十圓	十八圓	十六圓	十四圓	十二圓	十圓	九圓	八圓

戸長以下諸給與の交付方は明治十七年度以降左の通り定めて施行した。^{十七年八月九日}乙第百八十六號

- 一 戸長俸給ハ郡役所ニ備置キ郡吏員月俸規則ニ照準シ毎月交付スベシ
 - 一 筆生給料ハ月割ヲ以テ毎月郡役所ヨリ交付スヘシ
 - 一 戸長以下旅費ハ郡役所ニ備置キ請求ノ都度定則ニ依リ交付スヘシ
- 十八年九月更に戸長以下給料旅費支給方を改定しこれに抵觸する従前の達指令はすべて廢止となつた。^{十八年九月二十一}日乙第百七十三號 左の通り

- 第一條 戸長給料ハ明治七年^五太政官第六拾壹號公達月俸規則ニ準シ郡所ニ於テ毎月支給ス可シ
- 第二條 筆生給料ハ月割ヲ以テ毎月郡役所ヨリ戸長役場ニ交付シ戸長役場ニ於テハ左ノ各項ニ據リ支給ス可シ
 - 第一項 月給ハ其月十七日^{休暇ニ當ルトニ於テ支給シ日給ハ出勤日數ニ應シ其月末日}キハ其前日^{休暇ニ當ルトニ於テ支給ス}ニ於テ支給ス
 - 第二項 在勤中ノ事件ニ付取調ヲ要スル爲メ出勤ヲ命スルトキハ元給料ノ半額日割ヲ以テ支給ス可シ若シ在勤中

不正ノ事件ニ付尋問ノ爲メ出勤ヲ命スルハ之ヲ給セス

第三項 許可ヲ得テ歸郷スル者ハ休暇中給料ノ三分一ヲ給ス

第四項 病氣引籠ノ者ハ一ヶ月間給料ノ全額ヲ給シ其後ハ三分一ヲ給ス

但十五日前引籠ノ者ハ下半月ヨリ之ヲ算シ十六日後ヨリ引籠ノ者ハ翌月ヨリ之ヲ算ス

第五項 在勤地ニ於テ父母病氣看護ノ爲メ休暇ヲ與フル者ハ前項ニ準ス

第六項 職務上ノ事件ニ關シ訴訟ノ原告人又ハ證人引合人トナリ審判中ハ月給金額ヲ給ス其自己ニ關スル訴訟

ノ原告人又ハ證人引合人トナリ缺勤ヲ爲ス者或ハ事故アリテ出勤差止ムル者ハ缺勤ノ日ヨリ減シテ五分ノ一ヲ給ス

第七項 忌引中ハ給料ノ全額ヲ給ス

第八項 日給ノ者ト雖モ日曜日大祭祝日及十二月廿九日ヨリ一月三日マテ六日間ノ休暇日ハ之ヲ給ス

第三條 戸長筆生旅費ハ明治九年^六太政官第六拾四號公達旅費定則ニ準シ請求ノ都度郡役所ニ於テ支給ス可シ

其定額左表ノ如シ

職名	旅費	管外並	赴任	晝夜	管外	管内並	同巡回	同滞在	郡内並	同巡回	同滞在	東京横濱間
戸長	一級	五十圓	九十圓	九十圓	三十圓	六十圓	五十圓	三十圓	五十圓	四十圓	三十圓	九十圓
筆生	二級	三十圓	九十圓	九十圓	三十圓	五十圓	四十圓	三十圓	四十圓	三十圓	七十圓	

翌十九年六月^{達第五}十五號を以て戸長以下の旅費は郡吏員旅費規則に準じて支給すべしと改正した。戸長退職賜金は明治十八年四月内務省甲第十一號及本縣乙第七十七號を以て定められ發布さ

れた。左に

- 一 戸長満五年以上奉職十一年未滿ニシテ退官セントキハ現俸給三箇月分ヲ給シ其滿十一年以上ニシテ同上ノ者ニハ現俸給四箇月分ヲ給ス但自己ノ便宜ニ依リ退官ヲ請フ者又ハ服務紀律ニ違ヒタル者ノ諭旨退官及ヒ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官セン者ニハ總テ之ヲ給セス
- 一 戸長在職中死亡ノ者ハ現俸給三箇月分ヲ給ス

四、議事機關

府縣會 明治十一年七月太政官布告第十八號を以て始めて府縣會規則を發布せられ地方議會機關が愈々確立されたのである。本期に入り同十三年四月太政官布告第十五號を以て改正された。之に據れば府縣會は地方税を以て支辨すべき經費の豫算及其の徵收方法を議定すとあり。會議は通常會と臨時會の二類に分ち、會議の議案はすべて府知事縣令これを發す、其の議決は府知事縣令認可の上施行し、若し其の議決を施行し難しと思慮するときは内務卿に其の事由を具狀して指揮を請ふことになつて居る。府縣會の議員は郡區の大小に依り每郡區に五人以下を選ぶものとし、被選舉資格としては滿二十五歳の男子で、其の府縣内に本籍を定めてより滿三年以上住居し、其の府縣内にて地租十圓以上を納むる者との條件が附せられてある。但し右の資格があつても左の數項に觸るゝ者は議員たるを得ない。(一)風癪白痴の者(二)懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決の刑に處せられたる者(滿期後七年を経たる者は除く)(三)身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者(四)官吏及教導職(五)府縣會に於て退職者とせられたる後四年を経ざる者、選舉人は滿二十

歳以上の男子で其郡區内に本籍を定め、其の府縣内にて地租五圓以上を納むる者に限る。但し被選舉人と同様、前の一、二、三、四、五項に觸るゝ者は選舉人たるを得ない。選舉は豫め郡區長より與へられた投票用紙に自己及び被選人の住所姓名を記し豫定の日に郡區長に差出すものとす。投票多數を得たる者を當選者と定め同數ならば年長者を同年ならば圖を以て定める。投票は代人に托して出してもよいことになつて居る。又議員の任期は四年とし二年毎に全數の半數を改選し、第一回二年期の改選を爲すときは、抽籤者を以て其の退任者を定める。府縣會の開會期は通常毎年一度三月之を開き、會期は三十日以内となつて居る。(當時の會計年度は七月より始め翌年六月に終る規定である)

同十七年十二月府縣會開會期の三月を十一月に改め翌十八年十一月より實施した。これより會計年度を四月より始め翌年三月に終ることに改まつた。明治十一年七月太政官布告第十八號同十三年四月太政官布告第十五號同十七年十二月太政官布告第二十八號 本期より以後教育問題特に府縣立學校の存廢併合及弛張に關しては府縣會の動向を見逃すことが出来なくなつた。

區町村會法 明治十三年四月太政官布告第十八號を以て區町村會法を定められた。其の第一條に

區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關スル事件及ヒ其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス

とある。而して其の第二條には區町村會の規則は其の區町村の便宜に従つて之を設け府知事縣令の裁定を受けて行ふことになつてゐる。其の後明治十七年五月太政官布告第十四號を以て改正した。其の第一條第二條に

區町村會ハ區町村費ヲ以テ支辨スヘキ事件及其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス

區町村會ノ會期、議員ノ員數、任期、改選及其他ノ規則ハ府知事縣令之ヲ定ム

とあり、從來區町村會の規則は其の區町村で定めたのであつたのを府知事縣令で之を定むることになつた選舉人は滿二十歳以上の男子にて其の區町村に住居し其區町村内にて地租を納むる者に限る。但し府縣會規則第十三條第一款第二款第三款に觸るゝ者及陸海軍軍人現役者は資格なし。被選舉人は滿二十五歳以上の男子にて其の區町村に住居し其の區町村内にて地租を納むる者に限る。但し府縣會規則第十三條第一款乃至第四款に觸るゝ者は議員となることを得ないとしてある。明治十三年四月太政官布告第十八號同十一年五月太政官布告第十四號を以て發布

町村會規則

明治十一年七月郡區町村編制法に依り町村の區域定められ、本縣にては同十二年四月始めて町村會規則を定められた。これに據れば町村會は左の各款を議定すとあり

第一款 該町村限ノ經費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ起廢シ或ハ之ヲ伸縮スル事

第二款 該町村ノ經費ヲ豫算シ及ヒ其ノ課賦法ヲ設クル事

第三款 該町村共有財産ノ額ヲ増減シ又ハ之ヲ貸付ケ又ハ之ヲ増殖シ之ヲ維持スルノ方法ヲ設クル事

第四款 該町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金數等ヲ借入ル、事

第五款 縣廳ヨリ其ノ町村ニ割付タル戸數割稅ヲ徵收スル爲メ各戸出金ノ乘率ヲ定ムル事

町村會は通常會と臨時會との二類に分ち、其の定期に開くを通常會とし臨時に開くものを臨時會とす。定期は毎年五月十一月の二期に定めた。議員の員數は其町村戸數の多寡に應じて定め、戸數一百未滿は十人、同百以上二百未滿は十四人、同二百以上三百未滿は十八人、同三百以上五百未滿は

二十二、同五百以上七百未滿は二十六人、同七百以上一千未滿は三十人、同一千以上は三十四人としてある。議員の資格は滿二十歳以上の男子で、其の町村に本籍住居を定め、其町村に於て土地を所有する者に限る。但し左の各項に觸るゝ者は議員たるを得ない。

(一) 風癩白痴の者 (二) 懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決の刑に處せられたる者 (滿期後七年を過ぎたる者は此限でない) (三) 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者 (四) 官吏、教導職及縣會議員

選舉人は滿二十歳以上の男子で、其の町村に土地を所有し、且其の町村に本籍居住を定むる者及滿三年以上不斷寄留する者に限る。但し前項の一、二、三項に觸るゝ者は選舉人たるを得ない。議員の任期は四年で二年毎に全數の半を改選す。第一回二年期の改選をするときは抽籤で其の退任者を定める。町村會の議決は戸長より郡長に報告し、郡長は之を縣令に報告し、二十日を経て、縣令より指揮がなければ、これを施行して差支ないとして居る。其の後十三年四月政府は區町村會法を定められた。それによると、區町村會の規則は、區町村の便宜を以て設け、府知事縣令の裁定を受けて行ふとなつた。これで本縣で定めた従前の規則は、自然廢止となつた譯である。それから程經て、十七年五月政府はまた區町村會法を改正し、區町村會の規則は、府知事縣令が定むることになつた。本縣では同年七月甲第五十七號を以て發布した。これに據れば町村會は毎年一度之を開き會期は七日以内とし、外に臨時會を開くときは會期を三日以内と定めた。町村會は町村費に係る出納決算の報告書を受け、議員の數は六年間變更を許さず、且つ左の制限に依り選舉することになつてゐる。

戸數貳拾戸未滿の町村は議員三人、貳拾戸以上五拾戸未滿は五人、五拾戸以上百戸未滿は七人、百戸以上三百戸未滿は八人、三百戸以上五百戸未滿は九人、五百戸以上は拾人

更に十八年四月甲第五十號を以て改正し同五月施行することになつたそれによれば第一章を町村會第二章を聯合町村會第三章を水利土功會並舉區會とし町村會は各町村で開設し通常會と臨時會の二類に分ち通常會は毎年一回二月に於て之を開き其の會期を七日以内とし臨時會は臨時に會議に付すべき事件あるとき之を開き開期を三日以内とした議員の數は戸數を基準として議員の定數は従前と異ならない議員の任期は六年とし六年毎に改選し前任者を再選するも妨げなしとある。明治十七年七月發布千葉縣甲第五十七號同十八年四月發布同甲第五十號參照

五、學務委員

學制を廢し教育令を公布するに及び從來の學區取締を廢して之に代ふるに新に學務委員を設置した。學務委員の職能は本期中重要な教育機關であつて學區取締と同じく府知事縣令の監督に屬し、小學校の設置廢止、校則の制定、改廢學資金の出納、教員の進退等を掌る其の他小學校に關する事項のみならず、學事に關する公共財産の保管、増殖及寄附金等の處分、學事に關する町村會の議案の起草及其の評決の執行、教育に關する集合町村教育會の開設、町村立私立學校幼稚園、圖書館の設置廢止等にまで權限を有して居る。かくの如く學務委員の職務は現在の學校長の事務に屬する事項まで干渉監督する權能を有し、或は現在の町村長の職務にまで擴大され地方教育行政の樞機を握つて居つたのである。

學務委員の選任は教育令に據れば、其町村人民ノ選舉に依つて定むるとあり、文部省は府縣に達して學務委員選舉規則ハ各府縣ニ於テ恰當ノ條款相設ケ文部卿可ヘ伺出十三年一月とあつた。縣は

この達に基づき學務委員置員撰學法を制定し、文部省へ經伺の上、十三年二月發布した。次で同五月甲第三十五號を以て縣は學務委員事務取扱概則を規定してこれを發布した。左に

學務委員事務取扱概則 明治十三年五月甲第三十五號

- 第一條 町村内ノ教育事務ヲ幹理スル事
- 第二條 公立學校ノ設立保護ノ方法ヲ設クル事
- 第三條 公立學校ノ規則教則ヲ編制スル事 但教頭教師等ニ協議又ハ委任スルモ苦シカラス
- 第四條 公立學校ヘ毎日或ハ隔日相詰メ校務ヲ整理スル事
- 第五條 公立學校學資ノ出納ヲ掌ル事 但出納勘定帳ヲ調製シ郡役所ノ査閲ヲ受クルコト
- 第六條 公立學校學資ニ關シ出訴スルコトアレハ原告トナル事
- 第七條 公立學校所有書籍器械ノ目錄ヲ製シ其他所有物品保護ノ方法ヲ設クル事
- 第八條 町村内私立學校ノ顧問屈等ニ連署シ及ヒ教授ノ景況ヲ視察具狀スル事
- 第九條 公立小學校教場ノ都合ニ依リ授業上差支アルカ又ハ校舍ノ増築修繕等ノ費用ヲ要スルトキハ臨時町村内

戸長ヲ
經テ 協議スル事

これより先、本縣にては學制時代 明治九年九月 一小區内に學校事務掛二名を置き、區長、學區取締の具狀に依り、縣廳より之を命じたるが、明治十二年五月縣會の決議に基き、更に公立小學校事務掛と改稱し、置員並に撰學法及び俸給旅費等を改定し、同七月より施行するに定め、同時に従前の學校事務掛は六月限り廢止した。其の後間もなく同年九月教育令發布となり、學務委員設置され、翌十三年六月三十日限りこれ等の學校事務掛も復廢止し、其の事務は悉皆學務委員に引繼ぐことになつた。

明治十三年十二月發布の改正教育令に依り、學務委員の選任を嚴重にした。教育令にては町村内の學校事務を幹理する爲に學務委員を置くべしとあつて、設置の地域も定めず、員數の如きも全く町村の適宜であつた。改正教育令はこれ等を嚴密に定め、學務委員を置く區域は、小學校の設置區域と同一にし、且其の員數及給料の有無等は區町村會で之を評決し、府知事縣令の認可を経べきものとし、其の選任の方法は町村人民其の定員の二倍乃至三倍を薦舉し、府知事縣令は其の中に付きて選擇して任命する。尙ほ特に注意を要するは、學務委員に戸長を加へたることで、町村行政の調和を圖り事務を簡捷する上に、大なる効果があるであらう。文部省は學務委員薦舉規則起草心得明治十四年一月文部省達第二號を府縣に達し、これを準則として新に府知事縣令は學務委員選舉規則を制定し、文部卿の認可を経て管内に施行することにした。同年十二月前年定めたる學務委員事務取扱概目を廢し、更に學務委員事務取扱心得概目明治十四年十二月甲第百三十四號を定め、左の通り

- 第一條 縣令又ハ郡長ノ指揮ヲ受ケ小學區内ノ教育事務ヲ幹理スルコト
- 第二條 小學區内學事振起ノ方法ヲ考案スルコト
- 第三條 町村立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止分合移轉及巡回授業ノ開廢等ノ事務ヲ調理スルコト
- 第四條 町村立學校幼稚園書籍館巡回授業等維持方法ヲ設クルコト
- 第五條 町村立幼稚園書籍館職員書籍器械等一切ノ設備ヲナスコト
- 第六條 私立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止分合移轉等ノ件ヲ調査スルコト
- 第七條 町村立學校ノ教則小學校教則ヲ除ク校則ヲ編製シ私立學校ノ教則校則ヲ調査スルコト

- 第八條 町村立私立小學校ノ教則ヲ斟酌増減セントスルトキハ意見ヲ具シテ縣廳ノ許可ヲ請フコト
- 第九條 小學區内ノ兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ私立學校アリテ別ニ町村立學校ヲ設置スルニ及ハスト認メタルトキハ意見ヲ具シテ縣廳ノ許可ヲ請フコト
- 第十條 小學區内學齡兒童ノ就學ヲ督責スルコト
- 第十一條 貧民子弟就學ノ件ヲ調理スルコト
- 第十二條 町村立學校職員ヲ縣廳ヘ申請スルコト
- 第十三條 町村立學校及私立小學校職員ノ勤怠ヲ監シ生徒ノ出席ヲ調査スルコト
- 第十四條 町村立私立學校教授ノ實況ヲ視察スルコト
- 第十五條 巡回授業及家庭教育ノ實況ヲ視察スルコト
- 第十六條 町村立私立學校生徒試験ニ立會ヒ又ハ之ヲ獎勵スルコト
- 第十七條 町村立學校生徒定期試験ノ期日ヲ學區内ヘ廣告スルコト
- 第十八條 町村立學校資金ノ出納ヲ掌ルコト
- 第十九條 町村會ニ附スヘキ學校費ノ豫算書及報告スヘキ決算表ヲ製スルコト
- 第二十條 町村立學校費豫算書及決算表ヲ製シ郡長ノ査閲ヲ受クルコト
- 第二十一條 町村立學校々舎新築修繕等ノ事務ヲ調理スルコト
- 第二十二條 町村立學校資本金保存増殖ノ方法ノ設クルコト
- 第二十三條 資本金ノ利子及校有田畑山林等ノ所持金生徒授業料ヲ領收スルコト
- 第二十四條 寄付金穀物品ヲ收受シ郡長ヘ開申スルコト

- 第二十五條 町村立學校敷地附屬地及建物ニ關スル事務ヲ調理スルコト
- 第二十六條 町村立學校ニ屬スル書籍器械等ヲ整備シ及コレヲ保護スルコト
- 第二十七條 町村立學校ノ助手ヲ雇入レ又ハ罷免ヲ郡長ヘ開申スルコト
- 第二十八條 町村立學校ノ小使ヲ雇入レ又ハ罷免スルコト
- 第二十九條 學區内學事ニ關スル篤志盡力者ヲ郡長ヘ具申スルコト
- 第三十條 町村立小學校教員並ニ助手ニ慰勞金給與ノ件ヲ郡長ヘ申稟スルコト
- 第三十一條 町村立學校職員ノ進退黜陟及給料ニ關シ其意見ヲ具申スルコト
- 第三十二條 學事ニ關スル會議ヲ設クルコト
- 第三十三條 學事諸表簿及年報ヲ調製スルコト
- 第三十四條 學區内學事ノ景況ヲ縣令又ハ郡長ヘ報告スルコト
- 第三十五條 學事ニ關スル諸願伺届其他ノ文書ヘ連署與書又ハ添書スルコト

以上學務委員事務取扱心得概目は其の職務取扱及び權限を詳細に規定し、従前に比して頗る廣汎に涉りて居る。其の後更に薦舉規則を三たび改正し、十七年十二月甲第百十三號翌十八年一月より施行することにした。従前は定員の三倍を薦舉せしめて、其の中より官選したのを、定員の二倍として其の中に就て命ずることに改めた。又従來は、補員の爲定員の數を豫備員として置いたが、これを削除した。其の他一二改廢補足する所があつた。十八年八月教育令改正の結果學務委員廢止された爲、自然該委員に關する布達類は消滅した。明治十八年八月甲第百二號

學務委員は其の職務上新聞紙雜誌雜報にて私に一切の政務を叙述し、又は職務に關せず公衆を

聚め、講談演説の席を開くは、然るべからずと、縣令より訓示した。又學務委員の事務取扱の場所なく、私宅に於て扱ふべきか、學校に於て行ふべきか一定せざる爲、往々差支の向もあるを以て、事務取扱所設置方につき、左の通り明治十六年十一月郡甲第二百四十四號を以て達した。

郡 役 所

學務委員之儀從來一定ノ事務取扱所無之候處往々差支之儀モ有之候條私宅若クハ學校ヲ假用スル等適宜之方法ヲ以テ設置爲致可届出且變更候節ハ其都度可届出儀ト可相心得此旨相達候事

但本文事務取扱所ノ儀ハ某郡第何番學區事務取扱所ト稱シ其標札ヲ掲クヘシ且該所ニ係ル經費ハ總テ學務委員職務取扱費ヨリ支辨スヘキ儀ト心得ヘシ

學區事務取扱所設置の上は、左式の通り印章を彫刻して、使用すべく、其費用は學區内町村協議費より支辨すべしと達した。

何郡第何	方一寸
番學區事	字體隸書
務取扱所	

明治十二年の教育令にては學事に關する事務は、すべて學務委員の幹理することゝなり、戸長は兒童就學勸誘の外、職務上直接の關係を有せざりしを以て、自然戸長は學事に關與せざるものゝ如くなり、不便を極めたりしが、十三年の改正教育令に據り、其の弊を矯正し、其の第十條に各町村は學

務を幹理せしめんが爲に、小學校を設置する獨立或は聯合の區域に、學務委員を置き、戸長を其員に加ふべしと定められ、從來事務上不統一の嫌ありしもの、漸く整理統一し、學務上の布達其他配付物等學校へ交付すべきものは、すべて戸長役場を経由すべく、學校より進達すべき書類は、又悉く戸長役場を経由せしめたるを以て、上進下達共毫も停滯の弊なく、事務進捗するやうになつた。
更に十五年十二月には、町村聯合の中學校設置區域に、學務委員を置くことを得しめた。太政官布告第五十六號に

學校設置區域ノ外數町村聯合シテ中學校ヲ設置スルトキハ特ニ其區域ニ學務委員ヲ置キ學務ヲ幹旋セシムルコトヲ得

但教育令第十條但書及第十一條第十二條第四十八條ハ本文學務委員ニ適用スヘシ

文部省は、これにつき特に學務委員を置かんとする節は、其の職權及薦舉方法等府知事縣令調査の上伺出べしとなし、又更に之を置く目的、人員、俸額及區域内の郡區名、町村數を具して開申すべく、且該委員を廢止したる節は、其の事由を具して開申すべしとなした。

十八年の教育令改正に依り、學務委員廢止され其の事務をすべて戸長に於て取扱ふことになりたるも、これまで長く學務委員に於て處理したるものを俄然廢止となりては、諸事差支、事務滯滞を來すべき恐あるを以て、縣はこれに代ふるに、學校世話掛を置き、戸長の事務を補助せしむべく、郡長に、左の通り照會した。

今般教育令改正學務委員被相廢候ニ付該事務戸長へ引繼方可被相達ハ勿論ニ候へ共學制頒布後事務掛ヲ置キ尋イテ學務委員ト改稱シ今日ニ至ル中間數回ノ沿革アルモ校務ハ總テ該掛員ニ於テ取扱候テ俄然廢絶候テハ實際差支モ可

有之且戸長ニ於テ校舍ノ管理授業料ノ徵收等諸般ノ事務ヲ調理候ハ到底行届カサル儀ト苦慮致候就テハ各學區ニ學校世話掛ヲ置キ戸長ノ指揮ヲ受ケ執掌セシメ候ハ、教育上敢テ支障ナカルヘク且人員ノ多寡給料ノ有無選舉ノ手續等ハ區内町村ノ協議ニ任セ候ハ、町村ニ於テモ苦情有之間敷トモ被存候尙ホ右ニ付御見込モ候ハ、詳細承知致度候差掛候義ニ付至急速御答相成度命ニ依リ此段及御照會候也

明治十八年八月廿四日

郡 長 宛

課 長

以上の如く郡長に照會して意見を徴したる後、縣は愈々設置することに決し、同十九年五月乙第百十一號を以て郡役所戸長役場に對し左の通り達した。

教育事務取扱上ノ便宜ヲ圖リ學區又ハ町村ニ學事世話掛ヲ置キ教育篤志者ヲ以テ之ニ充テ兒童就學ノ勸誘學資蓄積ノ準備及學校ノ新築修繕等ニ關スル事務ヲ郡長又ハ戸長ヨリ委囑セシムルコトヲ得其置員ノ多寡並ニ報酬ノ有無ハ學區又ハ町村ノ協議ヲ經テ所管郡役所ヘ伺出ヘク其薦舉ノ方法ハ郡長ノ特選ヲ除クノ外公選又ハ協議ノ上特ニ之ヲ指名スルモノトシ本人ノ承諾ヲ得テ所管郡役所ノ認可ヲ受クヘシ

但本文置員致候節ハ郡役所ニ於テ其學區町村人名並ニ報酬有無及其額ヲ記シ縣廳ヘ開申致スヘシ
學事世話掛の撰に當りたる者は所管郡役所より左の通り特撰狀又は認可狀を定め第五號を以て達した。

第五號 (明治十九年二月二日)

郡 役 所 戸 長 役 場

本年本縣乙第百十一號達ニ據リ學事世話掛ノ選ニ當ル者ハ所管郡役所ヨリ左式ノ特撰狀又ハ認可狀ヲ交付スヘシ

用紙大奉書四ツ切

用紙同上

學事世話掛特撰狀

學事世話掛認可狀

姓名	何郡第何番學區又ハ何町村學事 世話掛ヲ委囑ス
年月日	
郡役所	

姓名	何郡第何番學區又ハ何町村學事 世話掛タルコトヲ認可ス
年月日	
郡役所	

六、管理監督

言論集會取締 民權自由の思想一代を風靡するや、一般の教員、學生等この時潮に對して超然たるを得ない。彼等は直接に間接に其の渦中に捲き込まれるものが出で來つた。修身を講ずる教師が一度教壇に立つや、滔々として政談演説をなし、理學を研究し、文學を學習する生徒が、一度時事問題に觸るゝや、校内に討論會を開いて之を是非したる例は珍しくない。斯くの如く政治思想に熱狂するに至つては政府の憂慮一方ならず、如何にもしてこの風潮を矯救せんと欲し種々の應急策を講ずるに至つた。

明治十三年十二月國家の安寧秩序を害し風俗を壞亂するやうな事を記載した圖書は勿論一般に教育上弊害ある圖書は之を使用するを禁じた。又十四年十二月學校の建築物を教育以外の集會

其の他に使用することを注意して左の如き達を各府縣に出した。

從來學校等ヲ假用シテ諸般ノ集會ヲ舉行スル向モ有之候處其行爲ノ遊興弄戲ニ屬スルモノ並ニ言論ノ猥褻詭激ニ涉ルモノハ教育上妨害少ナカラサル儀ニ付右ニ充用セシメサルハ勿論都テ學校監督上ニ不都合無之様取締可致此旨相達候事

本縣にては十五年七月乙第百十九號を以て種々の名義を以て學校を集會場に借用せんとするものあるときは町村立に係るものは學務委員より所管郡役所へ伺出へく、私立は持主等より學務委員の添書を得て前以て同所へ届出べし、但休業日の外充用相成らざるは勿論たるべしと、公私立學校及學務委員に嚴重に達した。

文部省は更に教育會を開設するものについても制裁を加へ、府縣に於て學事につき諮詢講究等の爲教育會を開設せんとするものは其の規則等を具して伺出へく、且開會の都度議事の顛末を届出へく、但從來開設せるものも同様心得べく、又區町村に於て同様教育會を開設せんとするものは、其規則等を伺出させ調査すべしと、十四年六月府縣に達し大に其の行動を監督せんとするに至つた。

本縣では私立教育會を開設せんとするときは豫め規則を添へ開設地學務委員の奥書を得て所管郡役所を経由し縣廳へ伺出へく其廢止は同様の手續を以て届出べし、但從前認可を得ないで開設したものは此の際本文の手續をなすべしと十八年三月甲第三十四號を以て布達した。

警察官の學校巡視 政治熱の高潮につれ、教育教授の内容を監視する眞意より出でたる爲か本縣では教育狀況視察と稱し明治十五年六月より警部、警部補又は其の代理をして其の受持部内

を巡視せしめた。即ち

乙第百九號 (明治十五年六月二十四日)

町村立學校 學務委員

警部警部補又ハ其代理タルモノ持部内巡視ニ際シ學校ニ抵リ候節授業ノ景況ヲ目撃スル義モ可有之候條差支無之様可致此旨相達候事

警察官をして學校を巡視せしめるに付きて其の心得方として左の通り縣令より各警察署長宛にて特に内達したものである。明治十五年八月十二日

明治十五年本縣乙第百九號達ニ因リ警察官學校ニ抵リ候節ハ先ツ刺ヲ通シテ來校ノ旨意ヲ述ヘ務メテ溫言愉色舉止ヲ慎ミ教員ノ職務ヲ碍ヘ生徒ノ科業ヲ妨ケサル様注意スヘシ

何事ニ限ラス教員ニ問フヘキコトアルハ一科業畢リ他ノ科業ニ轉スルノ際其控所ニ於テスヘシ

授業ノ景況ヲ目撃スルニハ校内ヲ巡リ教場ニ入ルハ勿論ナリト雖生徒ノ神氣ヲ攪擾セサルヲ要ス

生徒ノ健康ヲ保ツヘキヤ否ノ點ニ至テハ警察上必要ノ義ニ付別ケテ視察スヘシ

教育上ノ事ニ付テハ何事タリトモ教員生徒ニ向ケテ是非スルヲ得サルヘシ

目撃ノ際意ヲ注クヘキハ左ノ諸項トス

教員ノ能否及授業ノ巧拙

生徒ノ員數及當日出席人員

生徒ノ勉否學業ノ進否及其行儀作法

學校ノ構造教場ノ模様ニ村テ授業ニ差支ノ有無及清潔ナルヤ否

目撃ノ景況ハ各學校毎ニ記述シ一ヶ月分取纏メ其翌月十日ヲ期シ警察本署ニ差出スヘシ

其の後十六年三月右心得方末項「目撃ノ景況ヲ各學校毎ニ記述シ一ヶ月分取纏メ其ノ翌月十日ヲ期シ警察本署ニ差出スヘシ」とあるを「目撃ノ景況ハ各學校毎ニ記録シ毎年一月、四月、七月、十月ノ四度ニ警察本署ニ差出スヘシ」と改正した。警察官をして學校を視察せしめることは今日より見れば如何にも奇異に感ぜられるが當時にあつては政治思想の蔓延を防ぎこれを矯救する爲にはかほどまで監督上必要のあつたことと思ふ。而も學校ニ至レハ先ツ刺ヲ通シテ來校ノ旨意ヲ述ヘ務メテ溫言愉色舉止ヲ慎ミ教員ノ職務ヲ妨ケス生徒ノ課業ヲ邪魔セサルヤウ」にとの注意は眞綿に針を包みたる感じがする。又目撃ノ際注意事項として「教員ノ能否及授業ノ巧拙」を掲げてある所は其の眞意が那邊にあるか了解される。

私立學校取締 西南の亂以來政府は特に私立學校の監督を嚴にしたが、自由民權論が盛んになるにつれて益々其の必要を認め、明治十二年十二月公私學校の教旨府縣に於て弊害ありと認めたるものを文部省へ稟申せしめ、翌十三年三月更に公私學校の教則について同様の達を發した。十五年四月文部省は町村立私立學校取締上に就ては從來夫々規定あるも教育の施設は一日も忽せにすべからざる儀に付き其の既に設置したるもの將來設置するものすべて精密に監督調査を遂げ苟も其の教旨にして國安を妨害し風俗を紊亂し心身を損害する如き恐れあるものは勿論教育上弊害ありと認めるものは嚴重に處分すべしと達した。文部達 第三號 當時本縣内に於ても規定に準據せず認可を経ないで私立學校を設置し子弟の教育を誤るもの往々あり其の處分方につき郡長より縣に伺を出したる一二の例を左に掲ぐ。其の當時に於ける狀勢の一斑を知るに足ると思ふ。

教育上違令ノ者處分之儀ニ付伺

本年文部省第三號ヲ以テ府縣へ御達中其教旨ノ國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊亂シ心身ヲ損害スルカ如キ恐レアルモノハ勿論苟クモ教育上ニ弊害ヲ生スヘシト認ムルモノハ嚴重ニ處分可致ト有之候ニ付テハ追テ處分方御指定有之儀トハ被存候得共一般人民ニテ教育上違令ノ向(假令ハ成規ニ據ラズシテ初ニ私學等開設致シ教育ノ妨害ト認メシ向ノ如キモノ)ハ一切刑ノ適用スヘキモノ無之ニ付行政處分ニ止マル儀ト心得郡役所ニ於テハ説諭方取計候迄ニテ可然哉何分之儀迅速御指揮被下度此段相伺候也

明治十五年五月二十四日

山邊武射郡長 下村 御 歛

千葉縣令 船 越 衛殿

私學處分方伺

明治十四年本縣乙第六十九號御達小學教則ニ準據セス且ツ許可ナクシテ純然タル從前ノ寺子屋ニシテ教科極メテ不完備ナル私學ヲ營ミ學齡ノ兒童數名ヲ集メ教授致候者有之戸長學務委員ノ説諭ヲ用キス當役所ヨリ説示解散爲致候モ陽ニ服從シ陰ニ依然トシテ存置シ且ツ該父兄ニ於テモ現今ノ教育ヲ悦ハサル者或ハ有之ヨリ其學齡ノ兒童ヲ驅テ靡然之ニ趨クカ如キ全ク子弟ノ教養ヲ誤リ教育令ノ旨趣ニ悖リ候モ單ニ説示解散ニ止ムルトキハ取締不相立大ニ普通教育ノ進路ヲ斷テ不易妨害ニ有之候處明治十年太政官第十三號公布府縣廳ノ條規ヲ違犯スルモノ處分規則モ客年同官第六十二號公布ヲ以テ廢セラレ本縣ノ如キハ他ニ處分スヘキ御達無之獨リ取締不相立ノミナラス此儘差置候テハ追々教育ノ障礙必然ニ付如何處分致可然哉既ニ隣縣茨城縣ニ於テハ違警罪第一條ニ「許可ナクシテ學校ヲ開設セル者」ノ一項ヲ加ヘ候趣實ニ目下取締處分方無之候テハ差支候條至急何分之御指揮相成度此段相伺候也

明治十五年六月二日

香取郡長 大須賀 庸之助

千葉縣令 船 越 衛殿

縣は斯の如き状態を觀て捨て置けずこれが制裁には違警罪に問ふより他に方法なきを以て直に違警罪目追加の儀を内務省警保局長へ照會した。即ち

認可ヲ得スシテ私學開業ノモノ違警罪目中エ追加ノ儀兼テ繪垣少書記官エ再應及御照會候處追テ御評決ノ上御通知可有之旨去月八日付御回答有之然ルニ右開業ノモノハ日増ニ相加ハリ昨今ニ至リ候テハ至ル處トシテ其設立ヲ見サルハナク現ニ此程學事視察ノ爲吏員ヲ派出セシメ候處僅ニ二十四學區内ニ於テ十八校モ有之候程ノ儀ニシテ取締向更ニ相立不申就テハ一日モ難捨置候間最早御評決濟ニテ不日御回答有之候義ニモ候ハ、尙暫時差控居可申候へ共此上日數相掛リ候義ニ候ハ、近隣茨城群馬栃木等ノ各縣既設ノ例ニ據リ本縣ニ於テモ直ニ追加施行可致ト存候ニ付此段御照會旁申進候也

明治十六年十月三十日

縣 令

警保局長

内務權大書記官 勝間田 稔殿

書面伺之通り

從來弊害ありと認めて認可を與へざる學校經營者が、更に名を學會又は協會に假り、教則を設け教科用書を定め、一般の學校と等しく授業をなすものあり。其の弊害の及ぶ所甚大なるを以て、學術研究の爲め、某學會又は某協會等と稱へ、會員中教師を撰定して授業を爲すもの、如きは、十四年九月甲第九十五號達私立學校の例に依り、其の設置分合は伺出其の廢止は開申すべしと、十八年十一月甲第二百二十八號を以て縣内一般に令達した。

縣内一般の風潮は、驟然として私學勃興の傾向を生じた。これは一時私學に壓迫を加へて其の設立を嚴重にしたる反動と、歐化主義の反動で漢學尊重の風を馴致したるに由る。其の結果は學齡中の兒童も小學校を退いて私塾に入學し、地方人民は小學校を廢して私塾寺子屋を再興せんとするものあり、中には認可を得ずして兒童を召集し教授をなすものもある。これが管理統制には當局も頗る苦慮したものであつた。

學生生徒取締 明治十六年十月文部省は、東京大學及同豫備門今の東京帝國大學及び第一高等學校に於て奥田義人外百四十七名の學生生徒不都合の所爲ありて突如退學を命じ其の氏名を全國各府縣に達して公立學校を問はず入學を禁止した。

達第十八號 (明治十六年十一月二日)

府 縣

當省直轄官立學校學生生徒及公立學校生徒中不都合ノ行爲アリテ退學セシメタル者ハ其情狀ニ因リ當省直轄官立學校及府縣公立私立ノ學校ニ入學スルコトヲ禁スヘシ此旨相達候事

(參照)

今般第十八號ヲ以テ當省直轄官立學校學生生徒及公立學校生徒退學處分方ノ義達シ相成候處右ハ其ノ情狀ニ因リ該府縣内ニ在ル當省直轄學校全部竝ニ全國ノ公立學校へ入學ヲ禁スルコトアルヘキ旨趣ニ有之且右入學ヲ禁シタル者ト雖モ謹慎悔悟ノ實蹟アルトキハ特ニ許可セラルヘキ儀ニ有之候條右様ノ者有之節ハ其都度詳細具申相成可然ト存候此段及御通知候也

明治十六年十一月二日

文部省普通學務局長
文部省專門學務局長

府知事縣令宛

同様の意味にて同月二十二日縣は甲第九十二號を以て縣内に達し又縣立學校へは左の通り達した。即ち

達乙第二百九十八號 (明治十六年十一月二十四日)

縣 立 學 校

別記鳥取縣奥田義人外百四十七名今般東京大學並同豫備門ニ於テ不都合ノ所爲之レアリ退學セシメラレ且文部卿ヨリ自今文部省直轄官立學校及公立學校へ入學禁止相成候旨其筋ヨリ通報有之候條其校へ入學セシメサル様取締可致此旨相達候事 (別記氏名略す)

これと同様戸長學務委員に對し公立學校の入學を禁止した。學校騒動はこれが嚆矢である。翌十七年二月に至り此等の退學々生は其の後悔悟謹慎の狀顯はれ特に解禁せられた。其の後本縣では町村立小學校に於て生徒退校の罰科に處せんとするときは該生徒の族籍、姓名、年齢、學級並に其の事實を詳具し學務委員に申出で學務委員より郡役所を経て縣廳へ伺ひ出べしと命じ、又縣立學校に於て退學せしめたる生徒入學禁止の處分を要するときは町村立小學校同様其の生徒の族籍、姓名、年齢、學業、履歴及事由を詳具すべしと達した。

文部省は大學及同豫備門の學生々徒の騷擾より俄に神經過敏となり其の取締を嚴重にし同十八年一月達第二號及第三號を以て左の通り命じた。

達第二號 (明治十八年一月二十三日)

府 縣

公立學校生徒ニシテ多衆集合シ躁暴危險若クハ奇異ノ行爲有之候テハ教育上不都合ニ候條右様ノ儀無之様其學校ニ於テ嚴數取締可致尤運動等ノ爲メ集合スル時ハ學校ノ教員等ヲシテ臨視セシムヘシ此旨相達候事

達第三號 (明治十八年一月十四日)

府

七四

縣

文部省本年 月 第二號ヲ以テ公私立學校生徒取締ノ儀相違候ニ付テハ今後若シ右様ノ舉動有之ニ於テハ其情狀ニ因リ生徒ハ文部省明治十六年第十八號達ニ據リ處分シ學校長教師等ハ文部省明治十四年 月 第二十六號達同十六年五月第九號達及官吏懲戒例ニ據リ處分シ私立學校ハ停止スヘシ此旨相違候事

本縣亦文部省の訓令を承けて郡役所、戸長役場、學務委員に乙第二十號を以て縣立學校に費第三號を以て其の旨趣を夫々達する所があつた。

同年十一月船越縣令は生徒訓育上につき縣立學校長に内達した。即ち

生徒ノ學業ヲ勵ミ品行ヲ慎ムヘキハ當然ノ儀ナリ然ルニ動モスレバ大行ハ細瑾ヲ顧ミサルノ套語ヲ口ニ籍キ學業サヘ成熟セハ瑣々タル品行ヲ傷クコトアルモ何ゾ妨ケアラント謂ヘルカ如キ傾向アルハ書生社會ノ通弊タリ蓋シ此套語タル固ヨリ英雄ノ亂世ニ處スル一時ノ權變ニ出デタル粗豪不羈ノ言ニシテ後世何人ヲ問ハス憑據スヘキノ言ニ非ス抑モ大行ヲ爲サントスル者ハ必ス細謹ヲ顧ミサルヘカラス何トナレハ志操モ鞏固ニスル能ハサレハナリ故ニ一朝懶惰心ヲ生スルトキハ其意向種々ノ外物ニ蔽ハサレ耳目ノ觸ル、所一トシテ我ヲ侵スノ具タラサルナク遂ニ共ニ其身ヲ傷ヒ前述ノ目的ヲ破ルモノ古往今來其後一ナリ生徒タル者豈猛省警誡セザルヘケンヤ其校生徒取締方ノ儀ハ豫テ校則ニ掲記アルヲ以テ苟モ校則ニ違背スルモノハ相當ノ處罰ヲ爲スヘキハ當然ノ事ニテ今更陳述ヲ要セサルモノ、如シト雖モ要スルニ生徒タル者父兄又ハ親戚タリ自己ノ修學年間若干ノ學資金ヲ給付セラル、ハ何等ノ意ニ出テタル乎ヲ常ニ顧念セサルヘカラス必スヤ其目的ヲ達セシメントスルニ在ルヘシ然ラハ學資金ナルモノハ他日身ヲ立ツルニ必須ノ好媒介物ナレハ決シテ自己ノ情慾即チ酒食其他無用ノ費途ノ爲ニ消費スルモノニ之ナク凜然其志操ヲ鞏固ニシ其品行ヲ慎ミ剛毅質素ヲ旨トシ輕躁浮華ニ流レス一意勤勉其修ムル所ノ學業ヲ完成シ以テ父兄又ハ親戚ノ

宿望ニ副ンコトヲ銘肝セシメ候様特ニ勸告スヘシ此旨内達候也

明治十八年十一月十四日

縣

令

七、褒 賞

明治十五年三月文部省内に褒賞課を置き、全國の學校教員生徒の優良なる者の獎勵褒賞の途を開き、同年十二月學事賞與例並に學事獎勵品附與例を發布し、教育に關するすべての職員にして特に勤勞効績ある者及公私立學校生徒にして特に成績優良なる者に圖書器具等を與へ、學校にして特に善良なる者に獎勵品を附與することにした。

學事實與及學事獎勵品附與に關する調査具申方心得を制定し文部省褒賞課長江木千之より府知事縣令宛通牒した。左に抄録す。 明治十五年十月二十八日

學事實與ニ關スル調査具申方心得

第一章 總 則

- 第一條 各府縣ニ於テハ賞與例第四條ニ基キ其管下ノ教育ニ關スル職員及ヒ生徒等ヲ調査具申スヘキモノトス
- 第二條 前條教育ニ關スル職員及ヒ生徒等ヲ調査具申スルニハ左ノ分類ニ從ヒ之ヲ區別スヘキモノトス
- (一類) 公立學校ノ教員授業生公私立幼稚園ノ保姆其他總テ教導ニ關スル者
- (二類) 府縣郡區學務吏員公私立學校幼稚園書籍館教育博物館ノ長書記、町村學務委員其他總テ學務ニ關スル者
- (三類) 小學校生徒
- (四類) 小學校ノ外諸學校生徒

第二章 第一類職員調査具申ノ方法

第三章 教育行政

第三條 第二條第一類職員ハ左ノ一款若クハ數款ニ該當スト認定スル者ニ限り之ヲ具申スヘシ其詳細ノ方法ハ第四條第五條第六條ニ示スカ如シ

一 職務上特ニ功績アル事 二 職務上特ニ盡力スル事 三 多年勤績スル事

第四條 前條ノ一款若クハ數款ニ該當スルト否トヲ認定スルニハ前條ノ一款若クハ數款ノ詳細ナル事實ニ就テ各員ノ優劣ヲ審査スヘシ但シ土地ノ情況ヲ酌量スヘキハ勿論トス

第五條 前條ノ審査ヲ了ルトキハ更ニ職員賞與配當豫算書(褒賞課長ヨリ各府縣ニ送致スルモノ以下倣之)ノ等差ト員數トヲ按シテ之ニ擬當スヘシ

第六條 前條ノ擬當ヲ了ルトキハ一員毎ニ其擬當シタル等差ト左ノ諸件トヲ具シ開申スヘシ

一 族籍、職名、氏名、年齢 二 功績若クハ盡力若クハ多年勤績ノ詳細ナル事實 三 職務俸給ノ沿革 四 品行學力ニ關スル資格 五 賞罰營業及ヒ訴訟等ニ關スル一切ノ履歷

第三章 第二類職員調査具申ノ方法 (省略)

第四章 第三類生徒調査具申ノ方法

第八條 第二條第三類生徒ハ左ノ一款若クハ數款ニ該當スト認定スル者ニ限り之ヲ具申スヘシ其詳細ノ方法ハ第九條第十條第十一條ニ示スガ如シ

一 品行特ニ善良ナル事 二 學力特ニ優良ナル事 三 學業上特ニ篤志ナル事

第九條 前條ノ一款若クハ數款ニ該當スルト否トヲ認定スルニハ前條ノ一款若クハ數款ノ詳細ナル事實ニ就テ各員ノ優劣ヲ審査スヘシ但シ土地ノ情況及ヒ家産等ノ景狀ヲ酌量スヘキハ勿論トス

第十條 前條ノ審査ヲ了ルトキハ更ニ小學校生徒賞與配當豫算書ノ等差ト員數トヲ按シテ之ニ擬當スヘシ

第十一條 前條ノ擬當ヲ了ルトキハ一員毎ニ其擬當シタル等差ト左ノ諸件トヲ具シ之ヲ開申スヘシ

一 族籍、氏名、在學ノ學校及等級、年齢 二 品行善良若クハ學力優等若クハ學業篤志ナル事實ノ要略

第五章 第四類生徒調査具申ノ方法 (省略)

本縣では十五年十二月文部省發布の學事賞與例竝に學事獎勵品附與例に依り其の調査具申方左の通り各郡役所へ達した。

郡 甲 號 外

各 郡 役 所

客年十二月文部省達第十五號ノ旨趣ニ據リ學事賞與並ニ獎勵品附與可有之ニ付別冊調査具申方心得及交附候條該心得ニ照準シ凡左記ノ校數並ニ人員ヲ目途トシ詳細撰拔之上三月十五日限り具申可致候此旨相達候事

一 第一類ノ職員賞與スヘキ數 一 等以下四等ニ至ル各一人 五等二人

一 第二類ノ職員賞與スヘキ數 一 等以下四等ニ至ル各一人 (安房平朝夷長狹郡役所ニ限り四等二人) 五等二人

一 第三類ノ生徒賞與スヘキ數

安房平朝夷長狹郡役所 一 等四人 二 等八人 三 等一六人

望陀周准天羽郡役所 一 等三人 二 等七人 三 等一四人

印旛下埴生南相馬山邊武射千葉市原郡役所 各一 等三人 二 等六人 三 等一二人

香取郡役所 一 等三人 二 等六人 三 等一二人

匝瑳海上東葛飾郡役所 各一 等二人 二 等五人 三 等一〇人

長柄上埴生夷隅郡役所 各一 等二人 二 等五人 三 等八人

一 第四類ノ生徒賞與スヘキ數 一 等以下三等ニ至ル各一人

第三章 教育行政

一 第一類ノ學校獎勵品附與スヘキ數 一 等二等各一校 三等二校
明治十六年二月十日

以上

文部省より學事獎勵の爲各縣立學校へ學校用圖書器械を交付された。左の通り

學事獎勵ノ爲學校用書籍器械等別紙目錄ノ通交付候條其縣々立師範學校女子師範學校中學校醫學校へ配當可致此旨
相達候事

但本文ノ品回送方等ノ義ハ當省褒賞課長ヨリ可及通知事

目錄

學校名	品名
師範學校	化學器械一組 康熙字典二部 金石標本一組
女子師範學校	物理器械一組 庶物標本一組 小形圖引具三箱
千葉中學校	物理器械一組
醫學	組織プレラート一組 婦人病及產科器械一組 眼底検査器一組 化學用ヒールット一組

十六年五月一日付を以て文部省より左記の圖書交付なりたる旨本縣より縣立千葉醫學校外三校へ通達された。

目錄

學校名	品名
千葉醫學校	蘇密 靜重學一部 幻燈 解體圖略說一部

師範學校 金石一覽三部 地質一覽三部

女子師範學校 蘇密 靜重學三部 代微積 代數幾何學三部

千葉中學校 幻燈 解體圖略說三部 理化小試三部

十七年十二月一日更に文部省より學事獎勵の爲書籍器械別紙目錄の通り附與されたる旨本縣より千葉師範學校へ通達された。

(別紙) 目錄

一 化學器械二組	一 顯微鏡一箇	一 幻燈器械一組	一 組織プレラート一組
一 動物標本一組	一 植物標本二組	一 植物模型一組	一 木材標本二組
一 庶物標本二組	一 植物採集器二組	一 昆蟲採集器二組	一 圖引具二組
一 繪具二十三組	一 地理描圖法三部	一 理化小試器械一組	一 理化小試書一部
一 度量衡標本一組	一 助力器械模型一組	一 地學用具一組	一 掛算盤一箇
一指數器一箇	一 綴字捷徑一組	一 立方器一組	一 幾何形體一組

縣立學校長職員生徒及町村立及私立小學校職員及生徒にして特に勤勞効績ありと認められ文部省學事賞與例に依り賞品を下賜されたものは左の通り

一等賞 六國史一部、硯箱一箇 千葉師範學校教諭手島春治 千葉醫學校長心得石川公一 千葉醫學校教諭熊谷茂

樹 匠瑳郡私立新學校教員高野隆

二等賞 六國史一部、硯箱一箇 安房郡北條小學校柴垣久道 千葉師範學校助教諭小池民次 周准郡靱山小學校江

尻庸一郎

三等賞

康熙字典一部、硯箱一箇 東葛飾郡法典小學校鈴木肅 印旛郡佐倉鹿山學校島田衷 望陀郡津小學校佐野盛門 海上郡興野小學校小出三平

四等賞

康熙字典一部、硯箱一箇 市原郡菊間小學校大河内轅 長柄郡茂原小學校竹山素次 市原郡分目小學校宮山宜廣 山邊郡東金小學校藤田昇 香取郡小見川小學校飯尾棕太郎 東葛飾郡船橋小學校武藤宇兵衛 平郡東明小學校峯勵信 上埴生郡岩川小學校永島豊海 周准郡貞元小學校櫻木功 匝瑳郡太田小學校鶴岡清次郎

五等賞

玉篇一部、硯箱一箇 千葉郡濱田小學校石川倉次 東葛飾郡茂木小學校松山しづ 夷隅郡中魚落郷小學校廣澤桂藏 夷隅郡大多喜小學校石川重幸 長狹郡太尾小學校別所武三 印旛郡復小學校日野大器 武射郡松尾小學校平川董 匝瑳郡飯倉小學校岩村成績 香取郡暢發小學校安藤定一 下埴生郡安倉小學校金井丘仙 香取郡萬力小學校林彦兵衛 山武郡幸田小學校齋藤夏之助 夷隅郡松丸小學校齋藤覺次郎 夷隅郡内野小學校下村要 印旛郡岩宮小學校増田昌利 香取郡飯塚小學校寺本省三郎 千葉郡濱野小學校松田典常 市原郡横峰小學校眞板左一郎 匝瑳郡福岡小學校河内潤藏 望陀郡笹子小學校金子近義

備考 學務委員の特に功勞顯著なる者に對しても一郡役所内に一二名づゝ賞與されたるが其の氏名詳ならざるもの多きを以て省略することにした。

生徒氏名

安房平朝夷長狹郡

(一等論語一部)安房郡山本小學校高木信太郎 朝夷郡珠師ヶ谷小學校薦岡福太良 長狹郡西野尻小學校錦古里忠次

(二等小學一部)安房郡布良小學校小松正之助 平郡佐久間小學校三浦虎之助 朝夷郡忽戸小學校酒井直吉 同岩糸小學校菰岡初治 安房郡山名小學校稻葉重太郎 長狹郡打墨小學校山崎竹藏 同貝渚小學校龜山千代松 (三等孝經一部)平郡正木小學校庄司音吉 安房郡宮城小學校太田力藏 同三省小學校齋藤要 平郡大崩小學校石井千之助 安房郡山狹小學校石井寅吉 平郡加知山小學校松本幸太郎 同遣水小學校吉田代五郎 朝夷郡大貫小學校佐藤市藏 同和田小學校木村若之助 同白濱小學校本橋熊吉 長狹郡吉保小學校早川貞藏 同平坪小學校島海樂治 同東條小學校秋元脩次

望陀周准天羽郡

(一等論語一部)周准郡富津小學校渡邊源太郎 望陀郡市場小學校石井政治 同君津小學校長谷川たま (二等小學一部)周准郡靱山小學校鈴木ちえ 望陀郡城山小學校木村よし 天羽郡竹ヶ岡小學校鈴木一郎 同小久保小學校平野かね 周准郡宮下小學校萩野なを 望陀郡岩井小學校星野けん 同眞里谷小學校池田福松 (三等孝經一部)望陀郡飯富小學校高橋格之助 天羽郡佐貫小學校田丸由次郎 望陀郡岩井小學校島村とき 同井尻小學校石崎信次郎 周准郡下飯野小學校鈴木萬龜壽 望陀郡成玉小學校土橋ゆき 天羽郡舟南小學校宇野ゑい 望陀郡鏡泉小學校善場ゝき 同城山小學校鎌田しけ 周准郡坂田小學校山田道太郎 望陀郡市場小學校秋本良輔 同明倫小學校神田與平 同明倫小學校平野伊之助 周准郡根本小學校勝みか

夷隅郡

(一等論語一部)荒川小學校黒川市太郎 三門小學校田中米吉 (二等小學一部)佐室小學校石川信四郎 下植野小學校吉野豪作 新戸小學校國東岩次郎 柳原小學校島村きえ 紙敷小學校君官新一郎 (三等孝經一部)岩和田小學校齋藤初太郎 小田代小學校渡邊浪治 宿戸小學校長田仁三郎 杉戸小學校伊丹喜太郎 勝浦小學校平山岩松 守谷

小學校安西寅藏 下泉小學校鈴木勇 出水小學校中村みね 又新小學校磯野恒吉 谷山小學校石野平内
長柄上埴生郡

(一等論語一部)長柄郡一宮小學校堀内卓爾 (二等小學一部)長柄郡刑部小學校谷藤鐵太郎 上埴生郡佐坪小學校
相熊吉 長柄郡莊吉小學校大多和つる 同茂原小學校横堀治三郎 (三等孝經一部)長柄郡國府里小學校畠山ゑつ
同北山田小學校粒良仙藏 同本納小學校矢部賢輔 上埴生郡長南小學校馬場新吉 長柄郡小林小學校吉原安藏
同刑部小學校篠原ます

山邊 武射郡

(一等論語一部)山邊郡幸田小學校廣瀬安五郎 同中臺小學校田邊淺次郎 同田間小學校松崎たみ (二等小學一部)
山邊郡片貝小學校井上理三郎 同東金小學校石橋あこり 同四天木小學校鎌田敬藏 武射郡松尾小學校金澤登久三
同新島小學校鈴木正中 同池田小學校池田えい (三等孝經一部)山邊郡小中小學校足立己之吉 武射郡蓮沼小學校
小川市松 山邊郡松之郷小學校中田善太郎 武射郡上横地小學校平山昇太郎 同殿邊田小學校萩原治作 山邊郡大
網小學校永岡豊吉 同油井小學校實川善次郎 同廣瀬小學校岩佐金藏 同白旗小學校長谷川禎三郎 同幸谷小學校
篠原ふじ 武射郡長倉小學校柳橋安藏 同横芝小學校伊藤英次郎

千葉市 原郡

(一等論語一部)市原郡菊間小學校天野馨 千葉郡横橋小學校花島増次郎 同長作小學校齋藤兼次郎 (二等小學一
部)市原郡菊間小學校小安哲衛 千葉郡検見川小學校友野峰松 市原郡鶴舞小學校金子量太 千葉郡大和田小學校
高橋とみ 市原郡菊間小學校五十嵐辰次 同内田南小學校水谷友恒 (三等孝經一部)市原郡田淵小學校根里よし
千葉郡濱野小學校並木きく 市原郡分日小學校櫻花角藏 千葉郡實籾小學校鴉田仙藏 市原郡月出小學校安藤岩太

郎 同鶴舞小學校本吉勝太郎 同分目小學校和田辰太郎 同深城小學校小笠原榮三郎 同海士有木小學校村田友吉
同朝生原小學校田村きん 千葉郡生實小學校小倉たい 市原郡上高根小學校中村七三郎

東葛 飾郡

(一等論語一部)法典小學校安川四郎 久世小學校垣内たか (二等小學一部)船橋小學校岩田はる 湊小學校川合ち
よ 茂木小學校茂木ひで 木間ヶ瀬小學校岡野安太郎 松戸小學校安藤善四郎 (三等孝經一部)行徳小學校岩田石
次郎 江實小學校新井頴 花輪小學校田中てう 向川岸小學校喜多村喜太郎 小金小學校西郷正沖 欠真間小學校
小川貞吉 八幡小學校石渡安五郎 大室小學校豊島常吉 高谷小學校清澤範造 花野井小學校吉田吉五郎

印旛 下埴生 南相馬郡

(一等論語一部)印旛郡大篠塚小學校宮下よし 下埴生郡成田小學校林いつ 同大竹小學校鳥居健太郎 (二等小學一
部)印旛郡新陽小學校今邨光 同寒風小學校圓城寺榮亮 同湖山小學校熊谷平吉 同小竹小學校奥津健造 下埴生
郡北邊田小學校岡野大二郎 同安食小學校鈴木縣治 (三等孝經一部)印旛郡新陽小學校岡本貞助 同新陽小學校櫻
井當寛 同湖山小學校森田徳太郎 同大森小學校宮島信太郎 同大森小學校森いち 同岩富小學校岡本いつ 同岩
富小學校林友太郎 同奥津小學校麻生きゑ 同奥津小學校小川七太郎 同北邊田小學校松田源次郎 同北邊田小學
校伊藤とら 同安食小學校伊藤つね

香 取 郡

(二等論語一部)佐原小學校清宮なつ 暢發小學校富澤忠藏 小見川小學校齋藤實直 (二等小學一部)多古小學校
篠原朔 加藤洲小學校増田りせ 飯塚小學校寺本善一郎 須賀山小學校土屋平太郎 大戸小學校高橋寛司 津宮小
學校唯彦曹 (三等孝經一部)東小學校山崎清次郎 中村小學校萩原兼松 萬力小學校吉田孝壽郎 協成小學校菅井

儀助 新井小學校森定次郎 下小堀小學校内山六之助 玉造小學校平山伊之助 東雲小學校鈴木捨次郎 上須田小學校江寺きち 栗須賀小學校高橋初太郎 飯高小學校藤崎藤太郎 名古屋小學校大竹徳松

海上 匝 瑳 郡

(一等論語一部)海上郡興野小學校宮内秀子 匝瑳郡作新小學校角田國之助 (二等小學一部)海上郡高神小學校竹内熊太郎 匝瑳郡作新小學校篠塚篠太郎 海上郡時習小學校宮内伊之助 匝瑳郡太田小學校林良太郎 海上郡成田小學校加瀬その (三等孝經一部)匝瑳郡御塚小學校伊藤文治郎 海上郡高神小學校豊田豊太郎 匝瑳郡和進小學校高橋眞藏 匝瑳郡福岡小學校藤井幸次郎 同境小學校林十朋 海上郡飯貝根小學校高塚信太 匝瑳郡飯倉小學校岩村成允 海上郡飯沼小學校田中倉造 匝瑳郡下宮川小學校大木仙藏 海上郡萩園小學校濤川ふく 同飯岡小學校八田ひさ

縣立學校

(二等論語一部)千葉師範學校附屬小學校木下繁彦 (二等小學一部)千葉師範學校附屬小學校高浦康之助 (三等孝經一部)千葉師範學校附屬小學校石橋ふき (一等圖引具一個)千葉師範學校高等科第五期生徒英善四郎 (二等圖引具一個)千葉師範學校高等科第五期生徒山本八三郎 千葉女子師範學校中等科第六期生徒田村ぎん (三等圖引具一個)千葉女子師範學校中等科第六期生徒一瀬ふさ (二等圖引具一個)千葉中學校第七級生徒小池駿平 千葉中學校第七級生徒千頭和隆太郎

優良學校

第一等獎勵品(物理器械、庶物標本、康熙字典、玉篇、圖引具、物理書) 匝瑳郡作新學校高野隆
第二等獎勵品(化學器械、理化小試器械、理化小試書、庶物標本、助力器械模型、幾何形體、立方器、圖引具、繪具、地理描圖法) 香取郡佐原學校鈴木幹止 安房郡北條學校柴垣久道 望陀郡君津學校佐野盛門

具、地理描圖法) 香取郡佐原學校鈴木幹止 安房郡北條學校柴垣久道 望陀郡君津學校佐野盛門
海上郡興野學校小出三平

第三等獎勵品(理化小試器械、同小試書、指數器、綴字捷徑、掛算盤、圖引具、繪具、地理描圖法) 市原郡菊間學校大河内和 東葛飾郡法典學校鈴木肅 東葛飾郡茂木學校宮勇 長柄郡一宮學校海老澤左七郎 印旛郡佐倉鹿山學校島田衷

第二等獎勵品(物理器械一組宛、化學機械一組宛、本朝通鑑一部宛) 望陀郡市場小學校原庫二 海上郡私立巽女子小學校巽ふき

第三等獎勵品(物理機械一組宛、庶物標本一組宛、地學要具一組宛、本朝通鑑一部宛) 安房郡山本小學校高梨正治 夷隅郡大多喜小學校石川重幸 長柄郡茂原小學校竹山素次 山邊郡田間小學校 香取郡小見川小學校飯尾悰太郎 下埴生郡安食小學校金井丘仙 千葉郡檢見川小學校石川倉次 東葛飾郡松戸小學校武光軍藏

第四章 初等教育

第一節 小學校

概説 明治十二年の教育令に據れば、小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ器畫、圖畫の 唱歌體操等ヲ加ヘ又物

理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」とありて、従來の學制に比して頗る簡略になつた。學期即ち修業年限は、公立小學校を八箇年とし、土地の便宜によりては、これを四箇年にまで短縮することを得しめ、この四ヶ年間は必ず四箇月以上授業すべきものとした。兒童は従前と同じく、六年より十四年まで、八箇年間を學齡としたるも、其の義務教育を受くべき最少の年月は僅に十六箇月に短縮した。又町村人民の公益となるべき私立學校あれば、別に公立學校を設けざるも妨げなしとし、學校に入らざるも別に普通教育を受ける途のある者は就學と見做すとし、學校を設置するの資力に乏しき町村は、教員巡回の方法を設けて、兒童を教授せしむるを得るとした。これに因て従來干涉獎勵にあらゆる手段を盡くしたるもの俄に寛大となり、教育を人民の隨意に一任したかの感を抱かしめ、學制頒布以來七年間に漸く其緒に着きたる小學教育は俄然一頓挫を來たすに至つた。尙十三年には、別に小學校の種別に關する規定を出して、讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の六科を具備せざるも小學校の部類に屬するものと認め、之を變則小學校となし、其の兒童は變則就學者となしたのである。

同年十二月更に教育令を改正し、學區の制を復舊し、義務教育期間を延長し、就學の督責を嚴にした。其の要旨を摘記すれば、小學校の設置區域は府知事縣令の指示に従ひ、獨立或は聯合して、其の學齡兒童を教育するに足るべき小學校を、一箇若くは數箇を設置すべきものとし、又學齡兒童就學義務の最低年限十六箇月を小學校三ヶ年の課程を終らざる間は、已むを得ない事故でない限りは、少くとも毎年十六週日以上就學せしめねばならぬとした。又小學校の學期を四箇年以上八箇年を、三箇年以上八箇年とし、授業日數、一年四箇月以上とありしを、毎年三十二週以上とし、其の教則は従來

各小學校で之を定めたのを文部卿の頒布する綱領に準據して府知事縣令之を定め、文部卿の認可を経て、管内に施行すべきものとした。

十四年五月文部省は小學校教則綱領を府縣に頒布した。即ち小學校を初等、中等、高等の三等に分つて、其の學期、教科課程及授業の日、時等を規定した。これより小學教育の系統漸く整ひ、加ふるに監督獎勵宜しきを得たので、教育の實績大に擧がつた。

然るに十六、七年来、引續き經濟界が不況に陥り、物價は低落し、金融は逼塞し、民間の困弊甚しかつた結果、地方の教育は一大打撃を蒙つた。是に於て明治十八年八月再び教育令を改正し、小學校の外小學校場なるものを設け、小學校より一層簡易な教則を以て、普通教科を授くる所として、學資の節約を圖つた。この教育令に於て特に珍しく感ずるのは土地の情況により、半日學校及び夜間學校を公認したことである。即ち其の第十二條の但書に「土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノトス」これは我邦に行はるゝ半日學校の嚆矢である。されどこの新教育令は發布以後僅に八箇月で小學校令が出たので未だ實施に至らないで、其の効果を失ふた。

本縣の小學校は明治五年八月學制頒布によつて創まり、其の翌六年より縣内各處に續々設置された。爾來官の獎勵と有志者の奮發に因り、困難を排して逐次之を興し、明治八九年の頃に至つては如何なる寒村僻陬の地でも、これを設けない處はなきまでに普及した。明治十年の統計に據れば、本縣小學校の數は、九百餘校に達してゐる。明治十二年教育令の發行に依り、従前の大中小學區の制は廢されたるも、本縣では、公立小學校は、一町村又は町村聯合にて一校を設け、自然一區域をなすもの

なるにより、自今便宜の爲一學校毎に何校名を指す小學區と稱呼すべく、但附屬校何小學校は附屬何學區と稱ふべしと令した。明治十二年十一月甲第九十一號

縣内學校數と組合町村數との比較

郡名	安房		平		朝長		望周		天夷		長上		山武		市千		東印		南相		香海		計
	房	平	夷	狹	陀	准	羽	隔	柄	生	邊	射	原	葉	飾	旗	生	馬	取	上	瑤		
組合町村數	三三	三三	三三	三三	三五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
學校數	三〇	四〇	三三	三三	三一	二八	二四	二六	四八	一五	五一	四四	五一	五一	五三	七九	三〇	一七	七二	一九	二〇	八〇	

備考 學校數は明治十四年文部省九年報に據り組合町村數は明治十一年十一月郡役所設置の當初定めたるものに據る。

左に掲げたるは明治十四年文部省第十年報の當時縣内に在る町村立學校一覽表を抄録したるものである。

千葉縣町村立小學校一覽表 明治十四年文部省九年報に據る

※ハ高等×ハ中等符號ナキモノハ初等

名	稱	所在地	設立年	建築種別	訓導	授業生	在籍生徒	卒業生徒	歳費金額	學校長或首座教員
北條學校	北條村	明治	木造	二階	男女	一	一七八	八二	×九	柴垣久道
○安房國安房郡										

眞倉學校	長須賀村	明治	×	平屋	三	一	六〇	一九	×	田丸祐順
館山學校	館山町	同	同	同	二	一	八一	四四	×四	高橋藤太
沼學	沼村	同	同	同	男女	一	五二	一三	×二	伊藤祐信
宮城學校	宮城村	同	同	同	男女	一	四四	二五	×二	横山登
鹽見學校	鹽見村	同	同	同	男女	一	二五	二	×	横山登
波左間學校	波左間村	同	同	同	男女	一	二四	五	×	横山登
見物學校	見物村	同	同	同	男女	一	五二	四	×	上原保俊
坂田學校	坂田村	同	同	同	男女	一	一六	五	×	上原保俊
布沼學校	布沼村	同	同	同	男女	一	七二	一一	×一	上原保俊
伊戸學校	伊戸村	同	同	同	男女	一	三九	二	×	上原保俊
洲崎學校	洲崎村	同	同	同	男女	一	三〇	五	×一	夏目敬三
佐野學校	佐野村	同	同	同	男女	一	二七	一三	×二	夏目敬三
中里學校	中里村	同	同	同	男女	一	四〇	五	×一	錦織庄之助
相濱學校	相濱村	同	同	同	男女	一	三六	一五	×	大屋愍堂
布良學校	布良村	同	同	同	男女	一	五五	四一	×	向後保太郎
根本學校	根本村	同	同	同	男女	一	三八	八	×	向後保太郎
瀧口學校	瀧口村	同	同	同	男女	一	八六	一七	×三	向後保太郎
神餘學校	神餘村	同	同	同	男女	一	二七	一二	×	向後保太郎

佐久間中學校	佐久間中村	明治六	木造平屋	一	七九	三二	...	一八〇・一八二	石井榮治
佐久間下學校	佐久間下村	同七	同	一	五一	一八	...	一六三・九一六	齋藤金次
井野學校	井野村	同六	同	一	三三	四	...	一四四・八五三	黒川秀治
吉澤學校	吉澤村	同七	同	一	二六	一八	...	一五九・〇六二	若林虎松
平久里中學校	平久里中村	同	同	一	四六	二〇	...	一五二・二六	池田元司
山田學校	山田村	同	同	一	四六	一八	...	一三六・〇一四	三浦信太郎
荒川學校	荒川村	同	同	一	二六	一四	...	一三五・九六八	...
平久里下學校	平久里下村	同	同	一	八一	三六	...	二七一・九九一	峰 勵信
上瀧田學校	上瀧田村	同	同	一	四六	二	...	八八・七五一	川名勇吉
下瀧田學校	下瀧田村	同十四	同	一	二一	三	...	六一・〇三〇	小瀧石藏
増間學校	増間村	同八	同	一	三二	一〇	...	七九・一七	...
谷向學校	谷向村	同七	同	一	六八	六	...	一四〇・六〇〇	神作甚三
本織學校	本織村	同	同	一	四九	一六	...	一四五・二九五	平柳重三
千代學校	三坂村	同	同	一	四四	二八	...	一一七・〇九〇	篠川彌東治
龜ヶ原學校	龜ヶ原村	同	同	一	二八	二三	...	八二・三八九	能城梅之助
正木學校	正木村	同	同	一	一三六	三七	...	二五四・三四四	長谷川常則
白濱學校	白濱村	明治七	木造平屋	二	一三三	三一	...	四四五・二四三	山本安義

○安房國朝夷郡

平磯學校	平磯村	明治十二	同	一	二四	三一	...	二八四・八二八	栗原文人
忽戶學校	忽戶村	同十四	同	一	八二	三七	...	二七七・五四〇	笠貫源治
南朝夷學校	南朝夷村	同七	同	一	二七	三一	...	三四九・三二〇	千葉泰助
瀨戶學校	瀨戶村	同六	同	一	四七	六	...	一四三・三五九	石神直喜
川戶學校	川戶村	同七	同	一	五一	一九	...	一一八・八四一	川原保
大貫學校	大貫村	同十四	同	一	二七	一	...	八〇・九六六	...
白子學校	白子村	同七	同	一	三八	一〇	...	一九〇・八六七	加茂剛
安馬谷學校	安馬谷村	同	同	一	六六	二	...	一七三・三七七	眞田勝藏
松田學校	松田村	同十四	同	一	三七	一四	...	一五五・三五〇	...
御原學校	御原村	同七	同	一	三八	四	...	三三四・六〇〇	笹子茂吉
御原北學校	同	同十四	同	一	二二	八	...	一六七・三〇〇	尾形吉之助
杓見學校	杓見村	同	同	一	九九	二五	...	二五〇・九六五	橋本孝太郎
岩糸學校	岩糸村	同	同	一	七九	二二	...	二四九・三三〇	青木榮嚴
宮下學校	宮下村	同	同	一	七三	二五	...	二七四・五九四	石川堯裕
珠師ヶ谷學校	珠師ヶ谷村	同	同	一	六一	三五	...	二七六・二二七	清水光爾
黒岩學校	黒岩村	同六	同	一	六一	一六	...	二九六・〇〇〇	高川道太郎
小川學校	小川村	同十四	同	一	三二	一九	...	一四四・一〇〇	相澤善藏
上三原學校	上三原村	同六	同	一	四〇	九	...	二四四・八七〇	眞田伴治

○上總國望陀郡

君津學校	木更津村	明治六	二階木造	三	三	一	二三八	一九九	...	一、二七七〇三九	佐野盛門
貝淵學校	貝淵村	同	同平屋	一八	一五	...	一五三、三六八	...
櫻井學校	櫻井村	同	同	一二	三六	...	三五四、七〇	足助富造
笹子學校	笹子村	同	同	一六	二〇	...	六四一、七五九	金子近義
長須賀學校	長須賀村	同	同	一六〇	四九	...	五一〇、六三五	水野敬次郎
高柳學校	高柳村	同	同	一六	一三	...	五二、五五六	露崎熊吉
牛袋學校	牛袋町	同	同	四八	一五	...	一五五、六六一	山家齊司
中島學校	中島村	同	同	二〇	三三	...	五八五、九三七	齋藤重太
奈良輪學校	奈良輪村	同	同	一一	三三	...	五〇三、三八〇	毛利信一郎
久保田學校	久保田村	同	同	七七	一八	...	五一、一七八	田岡市太郎
神納學校	神納村	同	同	五六	二四	...	一六五、三四三	本庄直太郎
井尻學校	井尻村	同	同	八一	一八	...	四一〇、九〇一	伊藤龜吉
有吉學校	有吉村	同	同	三三	六	...	一五六、三四九	栗原清造
飯富學校	飯富村	同	同	六八	一五	...	三〇九、四三二	相田龜太郎
大曾根學校	大曾根村	同	同	五八	一六	...	二三六、三八〇	古川源之助
岩井學校	岩井村	同	同	一〇	三五	...	五五九、九三三	池谷則臣
野里學校	野里村	同	同	一四	四五	...	六九一、二七五	明石吉五郎

眞里谷學校	眞里谷村	明治六	木造平屋	四	一六七	一四三	...	七七〇、一五一	戸川鹿之助
横田學校	横田村	同	同	一三	二〇	...	六四三、二六三	佐治貞利
鏡泉學校	下郡村	同	同	九三	三三	...	三三五、〇三九	善場誠吉
西原學校	西原村	同	同	一五四	三四	...	六三七、一七一	柳井義碩
長谷川學校	長谷川村	同	同	四八	五〇	...	六九三、七六七	今井兼喜
新田學校	上新田村	同	同	七一	一四	...	三五二、一一	堤辰藏
城山學校	岩出村	同	同	七九	二三	...	三二八、五六七	手嶋亮胤
成玉學校	向郷村	同	同	五〇	一一	...	二〇四、二五〇	池田源之助
市場學校	市場村	同	同	一四三	六六	...	四七八、八三四	原庫二
梅園學校	浦田村	同	同	七六	三二	...	一、三七一、一五三	...
平山學校	平山村	同	同	二六	一一	...	八九三、七三三	...
廣岡學校	廣岡村	同	同	一八〇	三九	...	六五七、六三三	天野忠典
龜山學校	坂畑村	同	同	一七	五八	...	八七三、一三三	神作濱吉
矢那學校	矢那村	同	同	八一	三三	...	四六一、三三三	菊池貞三郎

○上總國周准郡

富津學校	富津村	明治七	木造平屋	二	八六	五七	...	四二〇、四一五	黒川安治
篠部學校	篠部村	同	同	一一	一四	...	五一五、五〇一	山田重隠
飯野學校	下飯野村	同	同	一四	七一	...	六四九、三三三	鈴木文質

大堀學校	大堀村	明治六	木造平屋	一	三	九九	四六	×	二	×	一	三四六・八〇〇	安室省三
坂田學校	坂田村	同	八	同	三	一一	四一	×	一	四七一・〇二二	宮本茂績
貞元學校	貞元村	同	七	同	二	二二	六〇	×	五	五一七・四九八	櫻木功
內箕輪學校	內箕輪村	同	同	同	一	二	四一	×	四	五八七・〇五三	小熊國太郎
宮下學校	宮下村	同	十二	同	二	...	六二	×	四	五三〇・六四〇	佐藤莊吉
細山學校	上村	同	六	同	二	一	四〇	×	三	四五四・六五八	細野梅吉
根本學校	根本村	同	同	同	二	...	二九	×	六	二五三・五八九	豐田雅次郎
大井戸學校	鎌瀧村	同	十二	同	三	...	一八	二四五・六四〇	溝口宗次郎
日渡根學校	日渡根村	同	八	同	二	...	一五	一三九・二二七	刈込定次郎
平田學校	平田村	同	七	同	一	...	一〇	×	四	二〇六・六六一	積田術定
市宿學校	市宿村	同	八	同	一	...	一九	一二五・七八七	石川馨
市場學校	市場村	同	十	同	一	...	二一	八七・三九五	...
鹿野山學校	鹿野山村	同	八	同	一	...	一六	六五・四〇〇	...
宿原學校	宿原村	同	七	同	一	...	四三	一四六・二二九	...
二入學校	二入村	同	同	同	一	...	三六	一二二・五八九	...
○上總國天羽郡													
小久保南學校	小久保村	明治九	木造平屋	一	三三	一九六・四三〇	中村操
小久保北學校	同	同	六	同	二	...	五七	二三四・四八〇	都筑清典

絹村學校	絹村	明治七	木造平屋	二	一三一	三五六・四七八	白井吉藏
上村學校	上村	同	同	一	三八	一五一・〇六三	原田定治
相野谷學校	相野谷村	同	六	同	一	...	四四	一四二・四〇五	磯部周
佐貫學校	佐貫村	同	同	同	一	...	九〇	二九三・四一三	三枝迂
牛房谷學校	龜澤村	同	同	同	一	...	一〇	一五二・一九二	鈴木彦八
八幡學校	八幡村	同	同	同	一	...	七四	二六六・七三一	植野三省
東大和田學校	東大和田村	同	九	同	一	...	三五	一五二・九六六	館野易
田倉學校	田倉村	同	十	同	一	...	二一	一九六・八九〇	...
大川崎學校	大田和村	同	七	同	五〇	一四七・九二三	...
豐岡學校	豐岡村	同	七	同	五五	二九一・五二七	...
山中學校	山中村	同	六	同	三四	一三三・一五七	...
志駒學校	志駒村	同	七	同	三七	一〇四・四一三	石井喜作
田原學校	田原村	同	六	同	四一	一四二・六九九	角田熊治郎
中郷學校	中郷村	同	同	同	三三	一三一・七二二	重田新太郎
和合學校	和合村	同	同	同	七三	二二〇・七一八	杉山若三
湊學校	湊村	同	同	同	八三	三〇〇・三三三	菱田近義
一川學校	一川村	同	同	同	七九	二〇〇・三九〇	進藤佐吉
梨澤學校	梨澤村	同	七	同	三七	一三五・九一六	山口關松

竹ヶ岡東學校	竹ヶ岡村	明治十	木造平屋	一	五七	二七	X	二	一	二四二・四七九	早川儀之助
竹ヶ岡西學校	同	同	同	二	六八	四〇	X	四	二	二八四・五二〇	小川隆政
荻生學校	荻生村	同	同	一	一八	一四	X	一	一	一三四・一九一	鈴木保之助
金谷學校	金谷村	同	同	二	六七	三九	X	一	一	三七〇・一四九	伊藤 賢

○上總國夷隅郡

大多喜學校	大多喜村	明治七	木造平屋	二	一〇三	八九	二	一	一	四九三・三〇〇	石川重幸
横山學校	横山村	同	同	二	七〇	九	二	一	一	二七三・二四一	多田滿治
下大多喜學校	下大多喜村	同	同	一	七二	一	二	一	一	二二五・一三七	秋葉確藏
正立寺學校	正立寺村	同	同	一	四八	一一	二	一	一	一三七・二四四	吉野一松
大野學校	大野村	同	同	一	四〇	二	二	一	一	一二八・八八三	川俣欽藏
作田校	作田村	同	同	二	八〇	四五	二	一	一	二五七・一五四	小川貞藏
大上校	大上村	同	同	二	一〇五	一三	二	一	一	四七〇・三五六	下村鏡太郎
能實校	能實村	同	同	二	七〇	一二	X	一	一	三四五・九七六	加藤榮治
松丸校	松丸村	同	同	一	四九	二	二	一	一	九一・九三五	齋藤覺次郎
岩熊校	岩熊村	同	同	一	六七	八	二	一	一	二二五・二六四	石井惣次右衛門
谷上校	谷上村	同	同	一	五五	五	X	二	一	七四・二一七	石野操助
榎澤校	榎澤村	同	同	一	五六	七	二	一	一	一七三・二〇〇	山口廣明
桑田校	桑田村	同	同	一	七〇	三	二	一	一	二二〇・五五八	中村定五郎

深谷校	樂町村	明治七	木造平屋	一	六二	四	二	一	一	九六・〇〇〇	安西千之助
万木校	万木村	同	同	一	三三	三	二	一	一	一一・二〇四	竹馬音吉
刈谷校	刈谷村	同	同	一	五六	二	X	三	一	二一四・四五五	竹下重左衛門
山田校	山田村	同	同	一	一九七	一七	三	一	一	三六三・二八二	楠 立生
部田校	中瀧村	同	同	一	八八	一三	二	一	一	一九二・六一六	池田良江
長者校	長者町	同	同	二	一三一	二三	四	一	一	三四八・一五〇	梶沼勝之助
三門校	三門村	同	同	二	九四	一一	二	一	一	三九八・五〇二	坂野信孝
日在校	日在村	同	同	一	八一	四	二	一	一	一九一・〇六四	谷 珍太
若山校	若山村	同	同	一	五七	一三	二	一	一	一一三・二〇二	廣澤桂藏
内野校	新田村	同	同	二	四〇	六	二	一	一	二〇九・五七六	三上市左衛門
中魚落校	大原村	同	同	一	一一二	五六	二	一	一	四〇九・五四七	高橋五郎
大井校	大井谷村	同	同	二	九四	二六	二	一	一	七〇八・〇七三	三神忠德
岩船校	岩船村	同	同	一	五二	二五	二	一	一	一七七・六九九	堀越源次郎
小澤校	小澤村	同	同	二	八一	八	二	一	一	二五八・〇九八	同
布施學校	上布施村	同	同	一	一八三	二〇	二	一	一	四三六・七八四	井上大藏
久保學校	久保村	同	同	一	三三	一六	二	一	一	八〇・五〇〇	中島 覺
岩和田學校	岩和田村	同	同	一	八三	五〇	二	一	一	二二五・二〇〇	井上 廣
濱學校	濱村	同	同	一	七三	二八	二	一	一	二九〇・二〇〇	廣

一ノ宮學校	一ノ宮本郷村	明治六	木造平屋	三	五	二四	一一	九二五・八八八	眞山元
上市場學校	上市場村	同	同	一	一	六〇	八	一九九・四八一	阿部貞
寺崎學校	寺崎村	同	同	一	一	四三	一〇	一一六・五二一	神田保
和泉學校	和泉村	同	同	一	一	五一	一	一五五・七六三	吉田俊三郎
川島學校	川島村	同	同	一	二	四一	四	一五三・八六一	光田修三
北山田學校	北山田村	同	同	一	一	五九	六	一三一・三三五	中野謙吾
七井土學校	七井土村	同	同	一	一	三一	二	九八・〇三三	古川徹
金田學校	金田村	同	同	一	一	四三	六	一一七・九一一	酒井玄通
岩沼學校	岩沼村	同	同	一	一	二七	二	一四九・三三二	森 釷吉
一松北學校	一松村	同	同	一	一	一三四	一三	一〇六・三三八	川崎仙三郎
一松南學校	同	同	同	一	一	四六	一	一三四・五八〇	酒井富藏
上ノ郷學校	上ノ郷村	同	同	一	三	四八	一	一五九・八三二	
椎木學校	椎木村	同	同	一	一	五四	一六	一五三・八三二	
網田學校	網田村	同	同	一	一	一八	五	一六・九一一	
下ノ郷學校	下ノ郷村	同	同	一	一	四七	二	一〇六・三三八	
中原學校	中原村	同	同	一	一	四三	三	一三四・五八〇	
宮成學校	宮成村	同	同	一	一	七九	五	一三三・五八〇	
北高根學校	北高根村	同	同	一	一	三五	六	九五・六六八	

本小善學校	本小善村	同	同	一	一	五九	二	一一二・七三三	朽木平右衛門
關 學 校	關 村	同	同	一	一	九五	一八	一七四・九八八	野崎良助
御藏芝學校	御藏芝村	同	同	一	一	九三	一七	二二七・一八〇	三橋隆三
七渡學校	七渡村	同	同	一	一	七二	九	九六・四二六	白井靜齋
中里學校	中里村	同	同	一	一	八二	二二	七五・五〇〇	佐藤全二郎
古所學校	古所村	同	同	一	一	九〇	一四	一六一・〇九九	高吉佐一郎
牛込學校	牛込村	同	同	一	一	七四	四	一七七・〇〇〇	高吉健治
國府里學校	國府里村	同	同	一	二	九五	一八	三三四・六〇〇	鶴岡清次郎
德増學校	德増村	同	同	一	一	六五	一六	三三〇・六三三	大和多林齋
芝名學校	下太田村	同	同	一	一	一〇四	一一	三一九・一五	原田清民
莊吉學校	莊吉村	同	同	一	一	九七	三三	二二三・一七一	關口伴五郎
本納學校	本納村	同	同	一	一	八五	六八	三二八・五一九	齋藤英治
澁谷學校	澁谷村	同	同	一	一	一〇	二	二八・七七五	梅澤四郎治
法目學校	法目村	同	同	一	一	八一	八	一〇四・一〇〇	永島喜政
南吉田學校	南吉田村	同	同	一	一	五七	一一	一九四・八二六	
萱場學校	萱場村	同	同	一	一	六三	四	二九・四〇三	
千町學校	千町村	同	同	一	一	四九	二〇	七四五	
高師學校	高師村	同	同	一	一	四九	二〇	七四五	

第四章 初等教育

小中學校	小中村	明治七	木造平屋	一	三三	三六	片山彦九郎
土氣學校	土氣村	同	同	一	二五	一八	山本彦右衛門
大和學校	上大和田村	同	同	一	四四	三六	石井定吉
粟生學校	粟生村	同	同	一	三九	七八	石井常吉
越智學校	越智村	同	同	一	三一	四	子安吉郎
真龜學校	真龜村	同	同	一	六九	九	...
大澤學校	大澤村	同	同	一	一〇
大椎學校	大椎村	同	同	一	二三	三	...

○上總國武射郡

成東學校	成東町	明治六	木造平屋	一	九五	二九	吉井量平
富口學校	富口村	同	同	一	四六	九	...
島學	島村	同	同	一	二五	八	...
富田學校	富田村	同	同	一	三五	九	...
早船學校	早船村	同	同	一	六八	一〇	...
津邊學校	津邊村	同	同	一	七一	二三	...
本須賀學校	本須賀村	同	同	一	七二	二	...
井ノ内學校	井ノ内村	同	同	一	二八	二	...
五木田學校	五木田村	同	同	一	三八	一一	渡井荒太郎

橫地學校	上橫地村	同	同	一	五九	一五	櫻田五郎左衛門
借毛學校	借毛本鄉村	同	同	一	五九	一八	...
松ヶ谷東學校	松ヶ谷村	同	同	一	三五	一一	...
松ヶ谷西學校	同	同	同	一	三九	八	...
小松學校	小松村	同	同	一	四六	一五	...
蓮沼學校	蓮沼村	同	同	一	一三〇	三二	...
新嶋學校	新嶋村	同	同	一	一五一	一九	...
松尾學校	八田村	同	同	一	七三	五四	...
田越學校	田越村	同	同	一	三五	一一	...
水深學校	水深村	同	同	一	七一	二八	...
八田學校	八田村	同	同	一	三三	三	...
長倉學校	長倉村	同	同	一	三九	九	...
市場學校	坂田村	同	同	一	二二	七	...
栗山學校	栗山村	同	同	一	二四	一〇	...
橫芝學校	橫芝村	同	同	一	三三	二五	...
中臺學校	中臺村	同	同	一	四七	六	...
木戸臺學校	小堤村	同	同	一	二三	一〇	...
菱田學校	菱田村	同	同	一	三一	三	...

第四章 初等教育

將門學校	將門町	明治六	木造平屋	一	二九	二五	×二	一三〇・三四一	湯川 春香
本町學校	佐倉本町	同	同	一	四三	二一	...	一三〇・四八	伊藤藏之佐
本佐倉學校	本佐倉村	同	同	一	二三	一四	...	八七・〇三〇	...
大佐倉學校	大佐倉村	同	同	一	三〇	四	...	一〇〇・六九二	...
墨學學校	墨村	同	同	一	二五	一八	...	七九・三九七	...
酒々井學校	酒々井町	同	同	一	三七	三〇	...	一七〇・三四四	坪和 登
飯田學校	飯田村	同	同	一	三四	一八	×一	一四三・一三六	岩瀧 準
江原學校	江原町	同	同	一	六七	二七	×五	二一六・一八〇	栗原 靜
角來學校	角來村	同	同	一	一〇	五五・七六一	...
飯重學校	飯重村	同	同	一	二九	一三	×四	一一四・九一五	伊賀 舒
臼井學校	臼井臺町	同	同	一	七四	二五	...	二四六・九一九	...
畔田學校	畔田村	同	同	一	四六	二	...	六六・五二八	...
小竹學校	小竹村	同	同	一	五一	七	...	一四五・五四三	在原 縫造
新橋學校	新橋村	同	同	一	二五	一〇	...	七七・一一二	...
下方學校	下方村	同	同	一	四六	一一	...	一五八・六六四	渡邊庄太郎
高松學校	高松村	同	同	一	五七	一二	×一	八〇・七四三	...
下高野學校	下高野村	同	同	一	八	一〇三・八八九	近藤 岱
上志津學校	井野村	同	同	一	四一	九五・一三七	...

村上學校	村上村	明治六	木造平屋	一	六六	一一	...	二八七・八一七	...
米本學校	米本村	同	同	一	三九	三	...	六四・二六〇	...
宇那谷學校	宇那谷村	同	同	一	三四	一	...	二一三・九三九	...
寺崎學校	寺崎村	同	同	一	四三	三	...	八九・三三五	...
六崎學校	六崎村	同	同	一	三八	一三	...	一七一・七九六	花村 寬
太田學校	太田村	同	同	一	三二	六	...	八五・四九〇	...
物井學校	物井村	同	同	一	四一	四	...	一三四・三〇七	...
龜崎學校	龜崎村	同	同	一	三八	二	...	一〇七・二七一	清宮 彦八
山梨學校	山梨村	同	同	一	五六	八	...	一三一・五八九	三橋 宗海
大篠塚學校	大篠塚村	同	同	一	二二	四	...	一〇八・五三五	宮下 榮廣
馬渡學校	馬渡村	同	同	一	七四	九	×三	一四〇・五二九	加藤 祐齋
坂戸學校	坂戸村	同	同	一	四五	二	×三	一〇三・九九八	...
岩富學校	岩富村	同	同	一	四五	二	×三
彌富學校	岩富町	同	同	一	六五	三四	×五	一、二、六四四・六六〇	增田 昌利
吉倉學校	吉倉村	同	同	一	六四	一一	×六	一七六・九七一	間宮 善次郎
用草學校	用草村	同	同	一	四三	一〇	...	一四九・一九八	星川 深
米戶學校	米戶村	同	同	一	六六	六	...	一六〇・八〇五	山本治郎左衛門
寒風學校	寒風村	同	同	一	三五	五	...	一〇五・五四四	森田 楊太郎
...	六九	一五	...	二〇八・七一九	鈴木 光亨

第四章 初等教育

浦部學校	浦部村	明治六	木造平屋	一	二	五	四	五	二	三	〇	四	一	加藤元治		
船尾學校	船尾村	同	同	一	一	三	九	九	一	一	五	九	一	菅谷隆則		
中根學校	中根村	同	同	一	一	六	七	五	※	一	一	〇	三	八	二	岩井英治

○下總國下埴生郡

成田學校	成田村	明治六	木造平屋	一	二	八	九	三	三	〇	五	〇	二	鳥居重太郎
土屋學校	土屋村	同	同	一	一	二	八	七	一	一	〇	〇	〇
小菅學校	小菅村	同	同	一	一	四	六	一	一	一	〇	〇	〇
飯岡學校	荒海村	同	同	一	一	三	九	六	一	一	〇	〇	〇	保坂傳次郎
蘆田學校	蘆田村	同	同	一	一	二	五	四	一	一	〇	〇	〇	金子靜太郎
大室學校	大室村	同	同	一	一	六	三	一	一	一	〇	〇	〇	豐山竺裔
長沼學校	長沼村	同	同	一	一	三	六	一	一	一	〇	〇	〇	篠田甚右衛門
北羽鳥學校	北羽鳥村	同	同	一	一	五	一	一	一	一	〇	〇	〇	伊藤總輔
南羽鳥學校	南羽鳥村	同	同	一	一	二	九	一	一	一	〇	〇	〇	蛭田豐之助
龍臺學校	龍臺村	同	同	一	一	四	一	一	一	一	〇	〇	〇	根本幸太郎
矢口學校	矢口村	同	同	一	一	六	一	一	一	一	〇	〇	〇
興津學校	興津村	同	同	一	一	五	六	二	五	一	一	〇	〇	小出善繼
須賀學校	須賀村	同	同	一	一	三	二	二	一	一	〇	〇	〇	葛生五三郎
安食學校	安食村	同	同	一	一	八	一	二	三	〇	〇	〇	〇	金井丘仙

酒直學校	酒直村	同	同	一	一	三	七	六	一	一	〇	〇	〇
大竹學校	大竹村	同	同	一	一	三	二	一	一	一	〇	〇	〇
寶田學校	寶田村	同	同	一	一	三	八	一	一	一	〇	〇	〇
松崎學校	松崎村	同	同	一	一	四	六	一	一	一	〇	〇	〇	松山歡覺
押畑學校	押畑村	同	同	一	一	六	三	一	一	一	〇	〇	〇	大須賀庫之助
金山學校	下金山村	同	同	一	一	一	六	三	一	一	〇	〇	〇

○下總國南相馬郡

新木東學校	新木村	明治八	木造平屋	一	一	二	五	一	一	一	〇	〇	〇
同西學校	同	同	同	一	一	二	〇	一	一	一	〇	〇	〇	飯田伊右衛門
中峠學校	中峠村	同	同	一	一	六	三	一	一	一	〇	〇	〇	英 泰輔
岡發戶學校	岡發戶村	同	同	一	一	七	一	一	一	一	〇	〇	〇	大井惣右衛門
柴崎學校	柴崎村	同	同	一	一	五	一	一	一	一	〇	〇	〇	杉山 英
我孫子學校	我孫子村	同	同	一	一	五	五	一	一	一	〇	〇	〇	小林大助
鷺野谷學校	鷺野谷村	同	同	一	一	六	四	一	一	一	〇	〇	〇
箕輪學校	箕輪村	同	同	一	一	二	一	一	一	一	〇	〇	〇
大井學校	大井村	同	同	一	一	三	五	一	一	一	〇	〇	〇
手賀學校	手賀村	同	同	一	一	五	一	一	一	一	〇	〇	〇	深山武次郎
布瀨學校	布瀨村	同	同	一	一	六	四	一	一	一	〇	〇	〇	鈴木精作

第四章 初等教育

萬力學校	萬力村	明治七	木造平屋	一	三	一三九	六	二	二八八・八〇〇	林彦兵衛
沖學校	同	同	同	一	二	四〇	二	二	一四八・三八四	...
飯塚學校	飯塚村	同	同	一	三	三九	四	一	一六四・四八六	寺本省三郎
大寺學校	大寺村	同	同	一	三	三二	三	三	一四四・七三四	龜井基喬
鍋木學校	鍋木村	同	同	一	三	三三	三	三	一五八・二一六	...
小川學校	小川村	同	同	一	三	一七	四	三	一六〇・七五四	藤崎吉五郎
新里學校	新里村	同	同	一	三	五四	三	一	一七一・八〇九	金杉雅重
山倉學校	山倉村	同	同	一	三	五八	三	二	二〇八・三八一	江波戸彦右衛門
松崎學校	東松崎村	同	同	一	三	六八	三	三	二〇一・八七一	松崎重經
玉造學校	南玉造村	同	同	一	三	四四	二	一	二二一・四一九	富澤義昌
岩部學校	岩部村	同	同	一	三	一三三	二	六	三三三・六〇五	安藤定一
久賀學校	久賀村	同	同	一	三	一〇七	二	七	二四八・一七一	太田藤右衛門
中村學校	南中村	同	同	一	三	一五六	二	一	三七八・六三三	江邸惠峯
飯高學校	飯高村	同	同	一	四	一一二	二	八	四八八・四七七	山崎仲吉
吉田學校	吉田村	同	同	一	四	二五	四	五	一三六・九四五	...
篠本學校	篠本村	同	同	一	三	九一	一〇	四	二四九・五〇〇	古橋房吉
牛尾學校	牛尾村	同	同	一	三	二九	一一	一〇	三七・六五〇	八木原眞之助
船越學校	船越村	同	同	一	三	四〇	二	...	八三・七五〇	...

多古學校	多古村	明治八	木造平屋	一	三	一八〇	五	九	六〇三・七五〇	田中脩
津富浦學校	津富浦村	同	同	一	二	九四	...	八	二四三・六三七	川名瀧二郎
伊能學校	伊能村	同	同	一	二	八〇	二	四	二一〇・二八七	吉川惠輔
櫻田學校	櫻田村	同	同	一	二	七一	一	一	一九六・五〇七	土戸四郎
福田學校	福田村	同	同	一	二	三二	一	...	一〇九・三四五	...
大崎學校	大崎村	同	同	一	二	四七	一四三・八四八	宇野正邦
大戸學校	大戸村	同	同	一	二	五三	二四四・八一四	船橋直之
大戸川學校	大戸川村	同	同	一	二	二六	一	...	一三九・七六五	山口齋次郎
森戸學校	森戸村	同	同	一	二	四一	三	...	二二八・四〇三	...
堀之内學校	堀ノ内村	同	同	一	二	六八	四	...	一四五・四三三	伊藤毅逸
武田學校	武田村	同	同	一	二	一五三	七	...	三一四・六六二	...
神崎學校	神崎本宿	同	同	一	二	二七	四	...	八六九・三三三	清水政徳
大和田學校	大和田村	同	同	一	二	七九	一	...	二五五・〇三六	...
名古學校	名古屋村	同	同	一	二	四二	一	...	一三〇・三三一	内藤榮三郎
西大須賀學校	西大須賀村	同	同	一	二	一三二	四〇	...	五三三・六四六	青柳忠貞
片卷學校	片卷村	同	同	一	二	三六	八	...	九九・六二一	...
金江津學校	金江津村	同	同	一	二	六六	二〇	...	一〇八・九六〇	内藤庸之助
拾三間戸學校	十三間戸村	同	同	一	二	四七	四	...	二二四・二三三	...

曲淵學校	曲淵村	明治六	木造平屋	二	一	九七	一六	×	五	三九〇・〇三六	山崎寅藏
上須田學校	上須田村	同	同	一	一	四〇	一〇	×	三	九八・一九四	堀越源次郎
石納學校	石納村	同	同	一	二	八一	一五	×	四	二二四・一四〇	大貫甚太郎
西代學校	西代村	同	同	一	二	四七	六	×	一	四二〇・九一四	山本龜之助
八筋川學校	八筋川村	同	同	一	一	七六	八	×	三	二二四・七〇三	青柳嚴雄
加藤洲學校	加藤洲村	同	同	一	二	一〇	二〇	×	三	四四八・九七七	岩田倍助

○下總國海上郡

飯沼學校	飯沼村	明治六	木造平屋	三	二	一九七	七三	×	一	四九五・六五七	石川宜高
飯貝根學校	同飯貝根	同	同	三	四	二六七	一六三	×	三	六七三・八四五	山本鶴太郎
興野學校	荒野村	同	同	二	五	二六四	九〇	×	一	六〇〇・七二三	宮内瑞枝
松本學校	松本村	同	同	一	四	一〇八	五三	×	三	四八七・五七一	大澤正己
垣根學校	垣根村	同	同	一	二	六四	一〇	×	三	一八五・六二九	加藤治助
岡野臺學校	岡野臺村	同	同	一	一	六一	三	×	三	一三〇・八〇一	宮野躰齊
小船木學校	小船木村	同	同	一	二	一九二	三三	×	三	三二八・六四三	飯尾棕太郎
倉橋學校	倉橋村	同	同	一	一	四八	五	×	一	六五・九七七	添川卯三郎
大間手學校	貝廣村	同	同	三	一	一四一	五	×	一	五三三・六五三	加瀬幸之助
琴田學校	琴田村	同	同	一	一	四三	三	×	一	一七五・九五〇	
成田學校	成田村	同	同	二	一	五三	一九	×	一	二六三・五一	

網戸學校	網戸村	明治九	木造平屋	一	一	三五	二九	×	三	一六五・二二七	菅谷爲吉
中谷里學校	中谷里村	同	同	三	一	二六	一五	×	二	四五一・三四六	佐治峻介
萩園學校	萩園村	同	同	二	一	二九	一七	×	三	二三八・三六六	林文嶺
飯岡學校	飯岡村	同	同	三	一	一六五	一三三	×	三	二五一・五二六	八田禪量
八木學校	八木村	同	同	一	二	六五	一	×	三	一一七・四八一	
親田學校	親田村	同	同	一	一	四〇	二	×	三	一〇九・八一七	
邊田學校	邊田村	同	同	一	二	二八	一七	×	三	三四三・五四四	西村寛司
高神學校	高神村	同	同	三	一	二八四	八九	×	三	五七五・四三一	川鳥能三郎

○下總國匝瑳郡

新町學校	新町村	明治九	木造平屋	一	一	五一	二	×	三	一一七・七五〇	鈴木常三郎
作新學校	橋村	同	同	四	一	一六八	一五	×	三	五八七・七八八	菅治兵衛
松山學校	松山村	同	同	一	二	六五	一〇	×	一七	一八八・九四二	
福岡學校	八日市場村	同	同	二	三	一八二	八九	×	二六	五五三・一〇一	河内潤藏
飯倉學校	飯倉村	同	同	三	一	一三五	七	×	三	三六〇・二〇五	岩村成績
小田部學校	小田部村	同	同	一	一	三〇	四	×	三	九四・八四八	鈴木文次郎
傍爾戶學校	傍爾戶村	同	同	一	一	二六	五	×	一	一二七・一六一	鈴木兼藏
上宮川學校	上宮川ノ内	同	同	一	一	四六	一四	×	一	一六四・三七〇	大澤行
下宮川學校	宮川村	同	同	一	一	六五	六	×	一	一七三・五九六	大原恒齊

木戸學校	木戸村	明治十	木造平屋	一	五〇	三	二六七・〇四五	坂庭素一
尾垂學校	尾垂惣領村	同	同	一	四七	七	二七・五六七	橋本嘉信
篠原學校	原方村	同	同	一	六二	九	七六・五三〇	伊藤五兵衛
御塚學校	堀川村	同	同	三	二九	一六	四一・三九五	大木良輔
蕪里學校	蕪里村	同	同	一	四七	八	一六二・三八九	鈴木三郎兵衛
高學 校	高村	同	同	二	八四	六	一八九・五四三	林 英之助
今泉學校	今泉村	同	同	二	一〇七	一五	一七三・三八二
野手學校	野手村	同	同	一	五〇	一〇	三三・一五七
小笹學校	東小笹村	同	同	二	六二	七	九四・四五三
井戸野學校	井戸野村	同	同	二	七一	七	二七三・八六八	宇野徳太郎
太田學校	太田村	同	同	一	一〇〇	九六	五六一・一九三	竹内園次郎

一、學 區 分 合

明治十二年九月教育令の發行に依り、學制に定めたる大中小の學區の制を廢して、小學校は各地方に於てハ毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ」但町村人民ノ公益タル私立學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ」とした。これに據れば其の經營は、全く町村に一任したるを以て、教育の價値も辨へず、出資も好まざる地方民は、却つてこれを奇貨措くべしとなして、既設の學區を全く廢止し、學校の維持を、町村人民に放任するあり、或は従前の區劃を以て直

に學校維持の組合となすものあり、或は従來地方官の指定によつて、甲乙町村を一學區と爲した所のものも、彼此紛争の餘、更に一町村を一學區となした所もある。かくの如く、學區の制度廢止した爲概して學校の維持等に及ぼした影響は、少くない文部省第九年報明治十四年。本縣は便宜の爲、學區は存して置き、何小學區と稱へた。十三年十一月甲第九十一號を以て、左の通り達した。

教育令發行ニ付従前大中小學區ノ制ハ被廢候得共公立小學校ノ儀ハ一町村或ハ數町村聯合シテ一校ヲ設ケ自然一區域ヲナス者ニ付自今便宜ノ爲一校毎ニ何校名ヲ指ス小學區ト稱呼候様可致候此旨希達候事

但附屬校ハ何小學校附屬何學區ト稱スヘシ

この教育令は實施僅に一年有餘で、翌十三年十二月改正された。従來の教育令が放任に過ぎたるに反して、この改正教育令は、再び監督を嚴にし、地方長官をして管理せしめ、又學校の規模をして、學齡兒童を收容するに足らしむるやう規定した。即ち其の第九條に

各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ。かくの如く、學區を復歸した。これによりて、翌十四年一月文部省は達第一號を以て、教育令第九條の旨趣に基き、小學校設置の區域並に校數指示方心得を出した。即ち

小學校設置ノ區域並ニ校數指示方心得

第一條 小學校ヲ設置スヘキ獨立町村若クハ聯合町村ヲ以テ學區トス

第二條 學區ハ左ノ三項ニ隨ヒ府知事縣令之ヲ定ムヘキモノトス

第一項 學區ノ境界ハ一町村ノ境界若クハ數町村聯合ノ境界ト符合スルヲ要ス

第二項 學區ハ其區内學齡兒童ノ學校ニ往來スルニ不便ナキヲ要ス

第三項 學區ハ小學校ヲ設立支持スルニ足ルヲ要ス

第三條 學區ハ前條ノ都合ニ因リ一區内ニ一小學校若クハ數小學校ヲ設置スルモノアルヘク又一區内ニ一小學校若クハ數小學校ト一分校若クハ數分校トヲ設置スルモノアルヘシ

第四條 學區ノ境界第二條ノ第一項ニ仍リ難キ事情アルトキハ府知事縣令別ニ其區域ヲ定ムルコトヲ得ヘシ
同月 文部省第二十七號 七月 以テ本條追加

この文部省達第一號に依りて學區の意義が擴充された。元來學區を設くるは、一小學校を設立する資力と其區内學齡兒童の通學に不便なるを原則とすべきである。既に學制時代には、人口六百を限度として、一學校を設立すべく定めたるも、これが爲めであらう。當時は餘り區域が狹隘なので、資力伴はず實際にては、二學區以上、聯區を以て一小學校を設置したのである。然るにこの改正によれば、學區の地域を擴大したが、一學區内に、一小學校若くは數小學校を設置するものあるべく、又は一小學校若くは數小學校と、一分校若くは數分校設置するものあるべしとある。これでは學制時代と全く變つて、一學區内に數小學校を置くことになり、其の經濟も、一學區共通なるもの少く、多くは學校毎に經濟を異にしたものである。

文部省は、以上の如く學區區畫並に校數指示方を達したる後、更に其の實施の狀況を徴する爲、學區の幅員、町村數、人口數等を學區毎に記載開申せしめ
明治十四年四月二十三日 文部省達第九號 たが尙ほ調査上不充分なり

として一定の表式に據りて更に開申せしめた。左の通り

文部省第九年報 明治十四年 に據れば學區の設置につき當時の狀況を盡くして居る。左の通り

、教育令ノ發行ニヨリ現今各地方ニ於テ該令第九條及ヒ本省十四年第一號達ノ旨趣ニ基キ再ヒ學區ノ區劃ニ著手シ既ニ其事業ヲ了リシモノニ府三十二縣ニシテ其學校數ハ一萬六千五百七十二箇トス而シテ今之ヲ該府縣ノ小學校ノ現數ニ比例スレバ每學區ニ小學校一箇四分六厘ノ平均ニシテ從前ノ學區ニ比スレハ大ニ其體面ヲ改メタルヲ見ルヘシ茲ニ府縣ノ申報ニ據リ學區區劃ノ狀況ヲ按スルニ原來學區ノ事タル教育盛衰ノ繫ル所ニシテ一旦苟モ其措置ヲ誤ルコトアレハ其餘弊ハ容易ニ之ヲ匡正シ能ハサルヲ以テ府縣ニ於テハ其區劃ノ初ニ當リ其境域ハ町村ノ區域ニ吻合セシムルヲ以テ根據ト爲スト雖モ亦地勢ノ險坦人戸ノ疎密ヲ按查シ之ニ加フルニ慣習ノ異同民産ノ厚薄ヲ參酌シテ豫メ學區ヲ區分シ之カ當否ヲ郡區町村ニ諮詢シ再按復查始メテ其區劃ヲ定ムル等ニ至リテハ各府縣皆軌轍ヲ同クスルモノ、シ加之本年太政官第三十八號布告及ヒ本省第二十七號達ヲ以テ其區域町村ノ境界ニ仍リ難キ事情アルトキハ別ニ區劃ヲ畫スルヲ得ルノ制ヲ立テシテ以テ從前ノ如ク人口六百ヲ以テ一學區ヲナスノ制ヲ因襲セス益實際ノ利便ヲ主トシテ之ヲ區劃セシニヨリ市街連簷ノ地ハ一區ノ幅員數町ニ上ラサルモ人戸ハ却テ數千ノ多キヲ有シ山間偏僻ノ郷ハ戸口一百ニ滿タスシテ其幅員數里ニ亘ル等其地形ノ如何ニヨリテ一部内ト雖モ東西其狀ヲ異ニスルモノ殊ニ多シ

(參照) 太政官布告第三十八號 (明治十四年七月二十一日)

教育令第九條小學校設置ノ區域町村ノ境界ニ仍リ難キ事情アルトキハ別ニ區域ヲ畫スルヲ得ヘシ此旨布告候事
但本文ノ區域内ニ於テ會議ヲ要スルトキハ區町村會法第八條ニ準據スヘシ

本縣の學區は、學制當時は行政區域と全く異にして、管内を八中學區に區分したが、行政區域は十